

衆議院 第三百一十回国会 世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会議録 第六号

平成六年十一月二十四日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 孝行君
- 理事 越智 伊平君
- 理事 田中 直紀君
- 理事 小平 忠正君
- 理事 日笠 勝之君
- 理事 辻 一彦君
- 理事 逢沢 一郎君
- 理事 片岡 武司君
- 理事 岸本 光造君
- 理事 栗原 博久君
- 理事 塩崎 恭久君
- 理事 福田 康夫君
- 理事 松下 忠洋君
- 理事 井奥 貞雄君
- 理事 今津 寛君
- 理事 大石 正光君
- 理事 木幡 弘道君
- 理事 坂本 剛二君
- 理事 田名部匡省君
- 理事 仲村 正治君
- 理事 松田 岩夫君
- 理事 吉田 治君
- 理事 佐々木秀典君
- 理事 鉢呂 吉雄君
- 理事 和田 貞夫君
- 理事 前原 誠司君
- 理事 松本 善明君

出席政府委員

- 通商産業大臣 橋本龍太郎君
- 労働大臣 浜本 万三君
- 国務大臣 (経済企画庁長官) 高村 正彦君
- 国務大臣 (環境庁長官) 宮下 創平君
- 公正取引委員会委員長 小粥 正巳君
- 公正取引委員会事務局長 塩田 薫範君
- 公正取引委員会事務局長 大熊まさよ君
- 公正取引委員会事務局長 吉川 淳君
- 公正取引委員会事務局長 谷 弘一君
- 公正取引委員会事務局長 土志田征一君
- 公正取引委員会事務局長 大来 洋一君
- 公正取引委員会事務局長 大西 孝夫君
- 公正取引委員会事務局長 石坂 匡身君
- 公正取引委員会事務局長 大澤 進君
- 公正取引委員会事務局長 柳沢 伯夫君
- 公正取引委員会事務局長 谷内正太郎君
- 公正取引委員会事務局長 柳井 俊二君
- 公正取引委員会事務局長 高野幸二郎君
- 公正取引委員会事務局長 林 陽君
- 公正取引委員会事務局長 川島 裕君
- 公正取引委員会事務局長 時野谷 敦君

- 外務省経済局長 原口 幸市君
- 外務省経済協力局長 平林 博君
- 外務省条約局長 折田 正樹君
- 外務省関税局長 萩山 教蔵君
- 外務省証券局長 日高 壮平君
- 外務省銀行局長 西村 吉正君
- 外務省国際金融局長 加藤 隆俊君
- 外務省高等教育局長 吉田 茂君
- 外務省生活衛生局長 林田 英樹君
- 外務省大臣官房長官 小林 秀資君
- 外務省大臣官房長官 高橋 政行君
- 外務省大臣官房長官 東 久雄君
- 外務省大臣官房長官 入澤 肇君
- 外務省大臣官房長官 日出 英輔君
- 外務省大臣官房長官 高木 勇樹君
- 外務省大臣官房長官 上野 博史君
- 外務省大臣官房長官 坂本 吉弘君
- 外務省大臣官房長官 堤 富男君
- 外務省大臣官房長官 眞人君
- 外務省大臣官房長官 渡辺 修君
- 外務省大臣官房長官 高島 章君
- 外務省大臣官房長官 森本 修君
- 外務省大臣官房長官 中田 哲雄君
- 外務省大臣官房長官 鈴木 孝男君

委員外の出席者

- 労働省職業安定局長 征矢 紀臣君
- 外務委員会調査室長 野村 忠清君
- 大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君
- 文教委員会調査室長 長谷川善一君
- 農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君
- 商工委員会調査室長 石黒 正大君

委員の異動

十一月二十四日

同日

- 松岡 利勝君 補欠選任 金田 英行君
- 大石 正光君 補欠選任 川島 實君
- 吉田 治君 補欠選任 石田 美栄君
- 鉢呂 吉雄君 補欠選任 佐々木秀典君
- 同日 補欠選任 佐々木秀典君
- 同日 補欠選任 鉢呂 吉雄君

十一月二十四日

- ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(若佐恵美君紹介)(第一二二八号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第一二二九号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一二七〇号)
- 同(若佐恵美君紹介)(第一三三三号)
- 同(古堅美吉君紹介)(第一三三三号)
- 同(不破哲三君紹介)(第一四九〇号)
- 同(古堅美吉君紹介)(第一四九一号)

- 同(山原健二郎君紹介)(第一四九二号)
 - 同(若佐恵美君紹介)(第一六三三号)
 - 同(佐々木陸海君紹介)(第一六二四号)
 - 同(志位和夫君紹介)(第一六二五号)
 - 同(嶋崎謙君紹介)(第一六二六号)
 - 同(中島武敏君紹介)(第一六二七号)
 - 同(藤田スミ君紹介)(第一六二八号)
 - 同(古堅実吉君紹介)(第一六二九号)
 - 同(松本善明君紹介)(第一六三〇号)
 - 同(矢島恒夫君紹介)(第一六三一号)
 - 同(山原健二郎君紹介)(第一六三二号)
 - 同(吉井英勝君紹介)(第一六三三号)
 - ガット合意の国会承認反対に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第一二四三三号)
 - 同(岡崎宏美君紹介)(第一四九三三号)
 - 食糧自給率の向上、日本農業の発展に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第一三三四四号)
 - 同(岡崎宏美君紹介)(第一四九四号)
 - ガット農業合意の国会承認反対等に関する請願外七件(山元勉君紹介)(第一四八九号)
 - 食糧管理制度改革等に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第一六二二号)
- は本委員会に付託された。

十一月二十四日

ガット農業合意批准反対に関する陳情書外五十四件(熊本県玉名市繁根本一六三玉名市議会内石元孝外五十四名)(第一九三三号)

米の輸入自由化阻止及び日本の食糧・農業の堅持に関する陳情書外二十八件(茨城県下館市大字下中山七三二の二下館市議会内武藤克巳外二十八名)(第一九四四号)

ガット農業合意の国会批准反対及び農業振興施策の確立に関する陳情書外十七件(富山市新桜町七の三八富山市議会内五十嵐俊行外十七名)(第一九五五号)

食糧自給・食料政策・水田農業確立に関する陳情書外十件(京都市北区紫竹東高縄町六九の一溝川幸雄外十名)(第一九六六号)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに伴う農林業施策の拡充・強化に関する陳情書外一件(高松市番町四の一〇香川県議会内池田長義外一名)(第一九七七号)

米・乳製品等のガット農業合意の国会批准反対及び日本農業の再建に関する陳情書外十四件(北海道帯広市東二条南一三建石博外十四名)(第一九八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出第一七七号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の各案件を一括して議題といたします。

本日は、外務大臣、通商産業大臣及び文部大臣を中心とする集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小杉隆君。

○小杉委員 小杉でございます。きょうは、時間が制約されておりますので、私は、主として貿易と環境、知的所有権、さらには経済制裁、その三点に絞って質問をしたいと思います。

このWTOの協議につきましては、七年有半に及ぶ長期間、しかも先進国、途上国、大変な利害を乗り越えて合意に達した。それに至る各歴代政府並びに交渉担当者の御労苦に、私は大いなる敬意を表したいと思います。

ただ、この協定の中で今後の大きな一つの議論の対象となるのが、環境と貿易との調和という問題であろうと思います。

具体的な例を申し上げますが、一九九〇年、アメリカは、メキシコの漁民が大量のキハダマグロを捕獲する際にイルカを混獲してしまう、こういうことを理由としてメキシコのキハダマグロの輸入を禁止する、こういう措置をとったんですね。これに対してメキシコは、これはガット違反じゃないかということで提訴をしたんです。そしてガットの方は、これはガット違反であるという裁定を下したわけでありまして。

そこで、現在幾つかの環境保護のための条約があるわけですね。一つは絶滅のおそれのある野生生物を保護するワシントン条約、それからフロンガス規制するモントリオール条約、それから有害廃棄物を制限するバーゼル条約の三つの条約があります。ガットは自由貿易ということをやったって、この中で、例えば自分の国の住民が輸入した農産物の中に有害物質が含まれていればそれを拒否することができ、こういうふうには、自国内のことについてはそういう例外的に貿易制限をしないと

いうことが認められているわけですね。

ただ、ここで問題になるのは、ガットの加盟国であって国際条約に入っていない、そういうワシントン条約とかモントリオール条約、バーゼル条約の非締約国であるという場合に、これはガットとしては、ガットに入っている者がそういう不当な扱いを受けた場合にはこれは最惠国待遇に反する、こういうことになるわけですね。こういう場合にはどういふ措置をとるんでしようか。ちよつと専門的になるんであれかな。

○坂本(吉)政府委員 ただいま委員御指摘のケースでございますが、例えばワシントン条約におきましては、この条約の加盟国からの輸入は禁止できるとは、非加盟国からのものは、条約上はできるけれども、ガットのたぐいまの二十一条に照らして考えますと、この点は貿易制限ではないということに相なります。したがって、例えば貿易制限を受けた国から提訴が行われてきた場合には、この貿易制限は正当化されないということになるわけでございます。

○小杉委員 そのが私は、最近環境問題に対する意識が非常に高まってきたこと、環境問題は自分の国の中だけの問題ではなくて、国際的に関連していますか、非常にグローバルになってきているわけでありまして、従来ガットの判断だけで十分押し切れるかどうかというのは非常に問題だと思っております。今後、貿易政策と環境政策というものをどうやって調和させていくか、これは非常に大きなこれからの課題だと思っております。

これについては、通産大臣は環境問題にも非常に關心持っておられるんですが、通商政策と環境政策の調和という点についての基本的な考え方を聞かしていただきたいと思っております。

○橋本国務大臣 これはもう委員が既に御承知でありますけれども、さきのマラケシュ合意におきまして、貿易と環境に関する決定が採択された中で、WTOにおきまして貿易と環境に関する委員会が設立されることになっております。この

テーマは、環境問題に関する世界的な関心の高まりの中での議論でありまして、貿易の分野におきましては、ウルグアイ・ラウンド後の重要課題の一つとして、WTOだけではなく、OECDでも検討の進められている内容であります。我々としては、この両面に、調和に対して十分な配慮しながら、積極的にその議論に参画していきたいと考えております。

ただ、そこで一つ私どもが考えなければなりません。先進国と途上国の環境基準の差というものが競争力の格差を生むという議論の組み立て方の中で、ややもすると保護主義的な議論に陥りがちな面がございます。これは、確かに理論的には、守るべき環境基準が違えば当該基準遵守という点においてのコストの差が出るということはあるわけでありまして、実際果たしてそれが国際競争上、先進国に対して不利益を与えるほど大きなものになるかというならば、これは少々疑問がございます。率直に申し上げて、私は必ずしもそうしたケースばかりではないと思っております。

これが、低い環境基準というものが国際競争力に有利に働くという議論、これも保護主義を正当化し兼ねないものでありまして、我々としては、環境と貿易という点で議論をいたしますときに、この点には特にやはり注意をしていく必要がある、そのような気持ちでお話するところであります。

○小杉委員 今お話がありましたように、こうした問題は今後多発すると思っております。例えば今ドイツでは、包装材料についても、外国から輸入をする場合に包装材料にいろいろリサイクルのことを義務づけているわけですね。そういうものをやらないところから輸入はもうしない、こういうようなことを言い出しておりますし、また、北欧諸国はガソリンに対して課税をする環境税というようなことをやっております。今後、環境問題がグローバルにならばなるほど、そういう今までの概念では押し切れない問題がいつばい頻発してくると思っております。

そこで、一応WTOの中に環境と貿易に関する委員会というものをご設置されることになったという、今大臣のおっしゃったとおりであります。これについては私も、一昨年の十一月でしたか、私が総裁をやっている世界の議員連盟GLOBE、これは橋本大臣もメンバーでございました。この代表のヨーロッパとアメリカの議員とともにジュネーブを訪れまして、国連特使のアガ・カーン氏の調停によって、インドとかブラジル、エジプト、ジンバブエのガットの交渉担当者と面談をしまして、今後、こういう環境と貿易との関係を論議するための委員会を創設すべきだということ強く迫ったのですが、そのとき途上国側は頑として、時期尚早である、こういうことで反対を受けたのです。最終的には、ことしの四月のマラケシュの閣僚会議で設置が決まったということですが、議論はこれからだと思っております。

そこで、私はこれからの、環境と貿易に関する、このWTOの中に設置される委員会、この構成メンバーというのは非常に大事だと思うのです。今までガットの関係者は、貿易の専門家は非常に多いのですけれども、環境に関しては必ずしも専門家がばかりではない。したがって、私は、やはり日本政府としても、今後この委員会にどんな人を送っていく場合に、やはり環境の専門家も大いに出していくべきだ。環境庁長官としては、そういうことに対してどういう気持ちでしょうか。

○宮下国務大臣 今御指摘のように、貿易と環境の問題というのは大変密接な関係がございます。リオのアジェンダ21でも相互支援的といいますが、ミューチュアルサポートということも言っております。そういう意味で、貿易政策と環境政策を両立させるという点で、統合させるといいますか、そういうことはそれぞれの政策の主体性においてきちっとした調整を要すべきものだと思います。それにはやはり、環境行政というのはそうした専門家、人材確保が重要でございますから、私どもとしても、このWTOの中の貿易と環境に関する委

員会には相応な関心と熱意を示してこれから議論に参画していきたい、かように思っております。○小杉委員 さらにこれに関連して、NGOの関与についても伺いたいと思っております。

先ごろ、日本海にロシアの海軍の潜水艦が核廃棄物を投棄した問題が国際的に非常に大きな問題になりました。この発端をつくったのがいわゆるグリーンピースであります。このように、最近、環境問題に関するNGOの役割というのは非常に大きくなってきております。この前のブラジルでの地球サミットにおきましても、つい先ごろのカーンにおける人口の会議におきましても、NGOの参加というのが非常に多くなってきているわけですが、このWTOで今後、こういう国際的な貿易と環境に関連しての紛争が多発した場合に、環境NGOなどの民間のそういう専門知識、環境の知識を大いに活用すべきだという意見が強くなっております。

ところが、一方において、余り民間団体が直接国際機関で口を挟むべきではなくて、各国政府を通じて意見を反映させていくべきだというような意見もあります。しかし、私は、環境NGOのそういった国際的な活動がどんどんふえていく、しかも政府ではいろいろと力の限界もある、そういうことから考えますと、NGOの関与についても少し積極的に考えていんじゃないかと思っております。外務大臣並びに環境庁長官、お話を伺いたいと思っております。

○河野国務大臣 小委員会でもさまざまな団体であるとか個人であるとかの意見を聞く、あるいは意見を聞く必要があるという場合があると思っております。そういうときにその小委員会においては、WTOの協定上、小委員会はいかなる個人または団体に對しても情報及び技術上の助言の提供を要請できる、こういうことになっているようでありまして、これは、小委員会の判断によって必要に応じてNGOの意見も聞くことができる、こういうふうなことに我々理解をしております。委員

御指摘のとおり、まさに必要に応じて、政府ではなかなか情報収集が十分でないというようなことがあれば、その都度、小委員会の判断によって個人または団体の意見を聞くことは適切であろうと思っております。

○宮下国務大臣 環境問題とNGOとの関係は、世界的に見ますと委員御指摘のとおりでございます。我が国の場合には非常にNGOの規模も小さいし、数も少ないと思っております。しかし、国際的に見ると非常に大きな広がりを見せつつありまして、今委員御指摘のように、リオでは二万四千人集まった、それからカイロの人口会議でも相当の数のNGOがブレ会議をやるというようなことで、影響力を与えていることは事実です。私どもも、国内政策としてNGOを健全に育てていく、そしてその意見を環境政策に反映していくことは、国民一人一人が環境問題に関心を持つために大変必要なことだと思っております。

しかし、今委員の御指摘なのは、WTOの中の貿易と環境に関する委員会にその意見を反映するなりなんなり組み込んだらどうかというふうな受け取られませんが、これは国際社会の機構の運営の問題でございますから、実質的に健全なNGOの意見であれば、専門家の派遣等を通じて、やはりそれはある程度政府レベルで私は反映できるんじゃないかなという率直な個人的な感じを持ちました。いずれにいたしましても、そういうことが非常に重要なことであることは間違いございません。

○小杉委員 これからWTOの中にそうした委員会ができるときにNGOの意向というものを反映させるという面では、両大臣とも認められたわけですが、その仕組みについては若干議論があると思っております。いざにしろ、私は、これからの国内の政治においてもあるいは国際政治においても、こういった健全なNGOの意見というものはどうやって取り入れていくかという工夫を大いにやっていくべきだと思っております。WTOの委員会の中にも恐らく小委員会とか部会とかいろいろ

ろな組織もできると思いますから、直接本会議に出るとかそういうことじゃなくて、どういう形にせよ参画できる、意見が反映できるというシステムをつくるということ而努力を願いたいと思います。

それでは次に、何といいますが、エコダンピング、ちよっと聞きなれない言葉ですけども、エコダンピングとエコ保護主義について、特にこれは、先ほど大臣から触れられたように、どうして環境と貿易問題で一番頭の痛いのは先進国対途上国の対立なんですか。先進国に言わせると、開発途上国は非常に環境基準が甘い、そして環境保全のためのコストを払っていない、そういうところで国際的な価格競争力をどんどん持って、どんどんダンピングみたいな形で輸出をするじゃないか、こういうことでありますね。それから、途上国から言わせると、さつき通産大臣が懸念をされたように、先進国はとかく環境に名をかりた偽装された貿易制限というものをやりがちである。要するに、エコ保護主義、エコプロテクションイズムというようなことを言っているわけですね。

そうすると結局、私もこの間ジュネーブでインドとかブラジル、エジプト、ジンバブエの政府代表と会ったときにも、非常に抵抗するわけですね。そこで三時間にわたって激論を交わしたのですが、とかく途上国の方はそういうことですべて先進国の責任論をおつけてくるわけですね。もしそういう環境問題をやるというならば、先進国は責任として資金を出せ、あるいは技術をよこせ、こういうことですね。それから先進国の方では、このエコダンピングに対して貿易制限とか輸入課徴金を課そう、両方にそういう傾向が出てくると思うのです。こういう姿勢について通産大臣、どう考え、また日本としてどうすべきか、お考えがあったら伺いたいと思います。

○橋本國務大臣 たまたま先般のAPEC、インドネシアの総会の際に、インドネシアの経済界の方々にお話を申し上げる機会がありました。私は、

今委員が環境問題から議論をされましたが、実は先進国がよく取り上げます偽装された保護主義に転化しやすいテーマとして、労働の問題がございませう。低賃金労働あるいは婦女子の労働といったとらえ方の問題がございませう。そして、それはそれなりに理のあるところではあります。同時に、それを強調することは途上国の産業をつぶしてしまふ危険性のあるテーマでもあります。

ちよっと私は、ジャカルタでインドネシアの経済人の方々にお話をいたします際に、昭和四十年代前半、日本が公害に非常に苦しみ、これを解決するために四十年代の半ばにわざわざ環境庁というその先端的役所をつくってこれに取り組んだ。二十年たった後に、これを費用対効果の面で分析をした。そして、非生産的経費でありながら経済成長にマイナスを起さなかったのみならず、むしろ新たな産業の育成、創造というものにもこれはつながった。そして、それを翌年の環境白書でなお追跡調査をし、企業行動にこれがどう反映したかを分析した。我々は、かつて非常に苦しんだその体験を、いわばマイナスの情報として各国に提供する用意がある。そして、それを解決するためにどのような努力を払い、それがどういう結果を生んだかということについても情報提供の用意がある。我々は、日本がかつて繰り返した失敗がこの地球上において他の民族が繰り返すことを決して好まないという趣旨のお話を申し上げます。

日本は、むしろ積極的に意思疎通を途上国との間に図りながら、これは資金ももちろん必要でありませう、しかし資金だけではなく、技術協力を含め、あるいは制度を含め、かつてのお互いの経験の中から学んでいただくための失敗の情報も含めて提供していくことにより、こうした問題の解決に相当な役割を果たし得る、そのように考え

ております。

○小杉委員 途上国における環境対策へのインセンティブをさらに高めていくことが必要だと思っておりますが、環境庁長官として今後どうされるおつもりでしょうか。

○宮下國務大臣 まず第一に、我が国のたどった歴史を振り返りながら、今通産大臣のおっしゃられたように、この我が国の経験を、開発途上国等に経験や技術を与えていくということが必要でございますが、しかし一義的には、その開発途上国における環境基準をきちっと定め、それを中央政府なり地方政府なりまた事業主体なりが守ることができるようにならなければなりません。

そのためには、日本としてなし得ることは、そういう環境基準の設定やその実行等については、技術者を派遣するなりいろいろセンターをつくるなりノウハウを与えるなり、それは精力的にやったりやった方がいいと思っております。現に、中国とかインドネシアとかタイあたりには環境センターを、これはODAの予算の範囲内でやっておりますけれども、同時に環境庁として特に力を入れておるのは、人材の派遣、それから研修生を受け入れたりする、あるいは機材を供与する等のセット的な技術援助をやっておるわけでございまして、こうした点等々を通じて大いにひとつ環境の啓蒙に努めていきたい、こう思っております。

○小杉委員 まだ指摘したい点はいっぱいあるんですが、時間の制約がありますので、また別の委員会でもやりたいと思っておりますけれども、いざれにしても、環境と貿易という新しい視点からのアプローチを、これは通産省も環境庁も、もちろん外務省も挙げてひとつ取り組んでいただきたいと思っております。

それで次に、知的所有権問題に移りますが、今マルチメディア社会の到来ということがやかましく言われております。世界全体がソフト化、情報化しておりますし、GIAI構想とか、日本でも二〇〇〇年までに今度マルチメディア化によって百二十

三兆円の新しい産業、そして二百四十三万人の雇用が生まれる、こういうことでやっております。残念ながら、このマルチメディアの世界では日本は世界の十八番目でございます。アメリカをトップとして、シンガポールにも抜かれていますという現状であります。私は、やはりもっともっと画期的に日本がマルチメディアの構築に全力を挙げなきゃいけないと思っておりますが、ただ一点懸念をしておりますのは、どうもマルチメディアについての知的所有権というものが、確かに今度のWTOではその対象として取り上げられはしましたけれども、それをどうやって実施していくのか、それが非常に不明確であります。

今やコンピュータやネットワークの上でやりとりされているソフトウエア、これはほとんど国際貿易の非常に大きな主役になりつつあります。ところが、ソフトウエアというものはもうほとんどデジタル化されておまして、コピーしても全然劣化しない。ビデオテープなんかですと、コピーすると劣化してしまふからわかるのですけれども、そういうことですからなかなか、違法のコピーだとかソフトウエアの無断使用なんというのはいもつととと厳しく取り締まらなきゃいけませんし、必ずしもこういうコンピュータソフトとかデータベースというのは目に見える形で水際でチェックができない。コンピュータに詳しい人の話によりますと、もう情報ネットワークにアクセスして、機械の上だけでソフトウエア、データベースを売り買ひできる、こういう状態になっているわけですね。

そういうマルチメディア社会の到来とともに、このような目に見えない取引とか貿易とかいうか、こういうもの、その著作権の侵害とかいうのがこれから物すごく起こってくると思うのですが、協定の中ではこうした問題はどのように扱われているのか、これを外務大臣に伺いたいのと、それから通産大臣に伺いたいのは、これからはソフトウエアやデータベースの産業界にとつては死活問題になりかねませんので、通産省はこうした

マルチメディア時代における著作権の問題について、あるいは産業界の死活問題ということについてどういふ認識を持っておられるのか。そして文部大臣には、特にこれは文化庁の方でやっておられると思いますけれども、これからの著作権保護の立場からマルチメディア問題にどう対処していくか、それとしてどういふか、三大臣から伺いたいと思っております。

○原口政府委員 事実関係でございますので、事務局からお答えさせていただきます。

TRIPs協定の十条におきまして、コンピュータプログラム及びデータベースは、一九七一年のベルヌ条約の第一条から第二十一条まで及び附屬書の規定に従って、書籍、楽曲等の著作物と同様に保護されることになっております。また、同協定の十一条におきまして、コンピュータプログラムにつきましては、その原作品または複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾または禁止する権利、すなわち貸与権をその著作者に与えることが加盟国に義務づけられていると承知しております。

○橋本国務大臣 問題意識は委員と全く同じにいたしております。

そこで現在、産業構造審議会におきまして、知的財産権の適正な保護に関する法制度及び技術的対応策を含めて、情報化の推進に向けての諸課題について総合的な検討をいたしているさなかでございます。今後、この検討を踏まえながら、通産省としても所要の対策を講じてまいりたいと思存いたします。

○与謝野国務大臣 問題は三つございまして、一つは、先生が懸念されているように、現行の著作権法で保護されている権利、これが知らず知らずのうちに利用される、その結果、著作権を持つている方に十分な適切な保護がなされないといふ運用上の問題、これをどうしていくか、それからもう一つは、マルチメディア時代に新しく著作権法の対象となるような権利が生まれる可能性もあるという問題、それからもう一つの問題は、こ

れは日本一国では解決できない問題で、やはり国際的な場である種の共通のルールというものが必要になる可能性がある、こういう三つの問題意識を持っておりませう。

日本国内では、著作権審議会の中にマルチメディア小委員会というものを設けてございまして、これらの検討を進めていくところでございまして、この検討は、現行著作権法の運用に関する件に關しても問題意識を持っておりませう、また、将来著作権法を改正しなければならぬといふようなこともやはり視野に入れて物事を考えていかなければならぬ。また、国際的な問題については、WIPO等の適正な国際機関を通じてやはり共通の土俵というものを構築していくということが日本の立場である、そのように思っております。

○小杉委員 時間の制約がありますので、これで終わりますが、いずれにしても、私がきょう取り上げた問題はまだまだ今後詰めなければならぬ問題点ばかりでございます、どうぞ関係各省でもひとつ真剣に取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○佐藤委員 次は、逢沢一郎君。

○逢沢委員 逢沢でございます。

十一時までの時間という制限がございますので、橋本通産大臣、また通産省、特許庁、そして柳沢外務政務次官がおいででございますので、絞らせていただきます。質問を申し上げます。

まず、橋本大臣、就任以来五カ月間、本日に連日御苦労さまでございます。特にこの間、日米フレイムワーク協議の最後の詰め、一番大事な時期もございまして、たしか九月の末には三日か四日の間に日本とワシントンの間を二往復、三往復もされたということ、大変御苦労いただいたわけでありませう。また、APERCの関係では、大阪で中小企業問題担当大臣会議、ボゴールでの会議、まさに東奔西走の毎日を通しておられるわけでありませう。

大臣は、かつて大蔵大臣も歴任をされておられます。そのときには通貨外交、国際金融問題に大変なりとらえ、その責任者として奮闘して日本と通商貿易問題の責任者として奮闘していただいております。世界で何といつても一番大きな経済力を持つアメリカ、そのアメリカは率直に申し上げれば我が国日本に対してももちろん大きな影響力を持つ国でありますけれども、大臣がその長い三十年を超える政治家として、このアメリカという国をどう認識なさっておられるか、あるいはその上に立って、あるべき日米関係というのをどう考えておられるか、それを伺いたいと思っておりますが、その前にちよつと私自身の問題意識を申し上げさせていただきます。

もちろん、アメリカという国は大変大きな、そして多様な国であります。犯罪の問題とかホームレスがどうか教育の荒廃とか、いろいろな問題を抱えておりますけれども、しかし、総体としては、私はやはり、民主主義の理念のもとに大変信頼に足る国家である、そういう思いを強くいたしておりますが、私なりに表現をさせていただきますと、その信頼の源泉は何かというのを考えたときに、それは民主主義のもとで信頼される国に足る必要なソフトをやはり備えているのがアメリカじゃないかな、基本的にはそういうふうな考えであります。政策決定や市場参入へのルールがやはり公平で明確で開かれてい、そういうことも理由の一つに挙げていいのではないと思っております。

したがって、アメリカという国自体が自浄能力を備えている、決して大きな間違いは犯さない、外から見ると予測可能な範囲の中でアウトプットが出てくる、基本的には、私はそういう国であるというふうな認識をいたしております。ただ同時に、このところ、ちよつとそのアメリカも、最近言うところ、やることがおかしいな、率直に言つてそのことも感じるわけでありませうが、例えば、大臣が御苦労いただいた日米フレイム

ワーク協議の最後の段階、自動車と自動車部品の問題、ガバメントリーチの範囲を超えるということは多分向こう側もわかっていないことではないんだらうと思っておりますけれども、大変無理な数値目標を強引に主張する。

あるいは、ガット・ウルグアイ・ラウンドの精神というのは、多国間で公平なルールを決めよう、何か問題があったときにはマルチメディアの場でそれを解決していこう、そのことはアメリカも基本的にはそれはそうだとおっしゃるわけでありませうけれども、片や制裁をちらつかせながらの二国間交渉というのを、手放そうとしないというよりはむしろそれを前面に押し出して行く。明らかにそこは、やはりダブルスタンダードだということも感じられるわけでありませう。

就任以来五カ月間、そういったアメリカと通産大臣は対峙をされてこられた、あるいはよりよい関係を築こうと努力をしてこられたわけでありませうが、基本的に、日米は世界の貿易の四〇％以上を持つていて、やはり日米主導で新しいWTOの時代を築いていくべきだ、そういう意味で、日米というのを非常に強く認識をなさっておられるのか、それとも、もちろん日米というのは大事だけれども、数ある幾つかの大切な二国間関係の一つなんだといったような認識の方をむしろ強くお持ちであるのか、そのことがまず一点目。

そして二点目に、日本にとつてよりよい日米関係、アメリカにとつてもよりよい日米関係、そして世界にとつてもいい日米関係をつくるために、アメリカに大臣は率直に何を期待されるのか、そして、日本はどうかあらなければならぬのか、大変大きな質問で恐縮でございますけれども、まず最初にお伺いをいたしたいと思います。

○橋本国務大臣 非常に大きな視点からの御質問でありますので、正確なお答えができるかどうか自信がありません。しかし、私自身、こうして振り返つてみましても、アメリカに対する考え方のうものは随分大きくこの三十年の間に動いてきたような気がいたします。

ちょうど私が社会人になりました昭和三十五年というの、繊維問題が深刻になりまして、初めての経済摩擦としての日米綿製品問題というものが深刻化した年でありました。そして、私はその綿紡績の会社に入りまして、いきなりその渦中にほうり込まれたわけです。しかし、その当時、我々の先輩方には、敗戦、独立というプロセスの中で、アメリカは日本に対して保護者的な立場を必ずとつてくれる、そして最終的には日本に理解を示してくれる、そういう期待感には非常に強かったように思います。また、私は、当時のアメリカにはそれだけの余力があったような気がいたします。

しかし、その関係は次第次第に変質をしてきています。我が国の経済力が強まるにつれ、保護者的な色彩というものは減じてきた。そして、対等な競争相手としての位置づけが、日米関係というものを重要視しながらもアメリカの中にふえていった。日本でも当然ふえてきたわけですが、その速度に、私は、相当なギャップがあったように日米関係というものは、当然のことながら重要な一つのファクターでありますけれども、経済的な側面においては、むしろ競争相手としての位置づけの方が大きくなったのではなからうか。そして、さまざまな協力関係の中で、経済的な不均衡というところに今アメリカ側の関心は傾き過ぎているのではなからうか、そのような思いが率直に私にはいたします。

日本側がようやくその保護者的な感じに甘える構造を捨てたのは、それほど前のことではないように思います。そして、逆に、期待される役割を果たすというところに日本自身がその方向を向けながら、世界経済の中で、なおかつそれに対応し切れない状況というものが率直にあります。そうしたものを解消する努力というものをどう考えていけばよいかというのが課題でありまして、そうなりますと、やはりいろいろな意味で、状況認識を正確にした上で、正しい処方せんを双方

が採用することは欠くことができません。その場合に、やはり我が国の経常収支の黒字というものの意味のある縮小というものに努力する姿というものは、まず何よりも優先するのではなからうかと思えます。そして、それはやはりISバランスを踏まえたマクロ的な対応というものは基本として必要でありましょう。また、現実には起きておりますそれぞれの問題につきましては、冷静な摩擦処理の観点からの新たな紛争解決のメカニズムというものを何とか模索しなければならぬと思っております。

そして私は、今後におきましても、こうした摩擦というものは新たに発生する分野はあると思っております。それだけに、WTOでありますとかあるいはOECDあるいはAPECなどの国際的な枠組みの中でどれだけのことができるか、これもひとつ考えていく必要があると思っております。日米両国間における新たな紛争処理メカニズムというものを模索する努力も必要であると思っております。

しかし、こうしたことを踏まえた上で、なおかつ私は、日米関係というものは、我が国にとりまして他国に対する関係を越える大きなウェイトを持つものでありますし、今後もあり続けたいと思っております。また、そうあってほしいと願っております。それは経済的な問題だけではなく、地球環境問題あるいはエイズに象徴されるような、こうした大きなテーマに対する取り組みについて我々は協力しなければならぬことをまだまだたくさん持っておりますし、これからも出てくるのであります。

係の維持あるいは発展ということは大変大きなことであるかと思えます。より一層の御活躍をお願いをいたしておきたいと思っております。さて、特許法の改正のことについて伺いをいたしたいと思いますが、大きな関心としては、よく取りざたがされます例のサブマリン特許の問題、そして米国の先発明主義の問題、時間の関係でこの二つのポイントに絞らせていただきます。思うわけでありまして、かねて問題になっていて、いわゆるサブマリンのことでありますが、産業界の方に聞いてみますと、一番代表的な例、有名な事件として、レメルソン・ケイス、事件とあえて呼ぶ方もおられるようでありまして、その名前が自動車業界からも、あるいは家電の御関係の皆様からも出てくるわけでありまして、ちょっと調べてみると、このレメルソンのケイスは、出願日が一九五四年の十二月二十四日でありまして、たまたま私も一九五四年生まれでありまして、私が生まれた半年後ぐらいに出願がなされている。そして、権利を取得したのが一九九二年の九月一日でありますから、おととしのことなんですね。実に潜伏期間が三十八年という長きに及んでおる、こういうことであります。理由はどういふことなのかということは何とてみますと、出願以降、たび重ねて修正をする、あるいは分割等を繰り返して、審査がおくれる、あるいは、こういううがった言いは恐縮かと思えますけれども、審査をおくらせている、外から見るとそういう評価もできなくはないというふうなことでもあります。

同様なケースが幾つか報告がされているわけでありまして、今回の合意、マラケシュの合意あるいは日米間の合意で、アメリカ側も、早期公開制度を導入する、出願後十八カ月たてば公開をする、そして権利期間は出願から二十年ということを約束をしたわけでありまして、果たしてこの約束で、今レメルソンのケイスを挙げさせていたいたわけでありまして、こういった問題がすべて解決されるかどうかについては、日本の

産業界あるいは諸外国でもちよつと疑問が残るかという懸念もあるようでありまして、もう心配ないんだということなのかどうか、率直なところをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○橋本国務大臣 今代表的なケイスを挙げて御説明をいただきました御質問であります。今委員からもお話がありましたように、今回、包括協議における日米間の合意で、アメリカ側は、出願から十八カ月後の公開制度の導入と、出願から二十年間の特許期間の改定を行うということに約束をし、立法措置も行われております。

これで確かに出願内容が早くわかるということと同時に、審査が遅延はしても、特許期間がいたずらに長期化をすることはなくなる。その意味からは確かに、事実上サブマリン特許問題というものには理論的には完全に解消されることになると思っております。これは本当に、日本だけではなく世界じゅうの産業界が非常に喜んできた話でありますから、これが解決されるのは非常に意味のあることです。

ただ、問題はやはり、アメリカは依然として、諸国がとっております先願主義に反しまして先発明主義というものを譲っております。こうした点についてはこれからはまだ問題が残るという気持ちは、我々は現実には持っております。

というふうに思いますが、そんなことも背景にす
る中で、お考えをお聞かせをいただきたいと思
います。

○柳沢政府委員 広範な角度からの御質問でござ
いますが、時間の制約もありますので、私の考え
ているところを端的に申し上げたい、このよう
に思います。

WTOにつきましては、第二次大戦そのものが
経済のブロック化ということを背景にして発生し
たということがありますが、その反省の上に立っ
て、貿易をできるだけ関税を低めて、ブロック化
ではない方向で多角的に自由化していこうとい
う方向でガットがスタートしたことは御案内の
通りでございます。

しかし、そのそもそもガットの発足に当たって
非常に不幸なことに、当初考えられたような完
全な形でできなかったというのがガットの歴史で
あったわけでありまして。これをより完成され
た、整備された形でスタートをさせようという
のが今度のWTOである、このように位置づける
ことができようかと思っております。

ガットも、確かに共同行動というような規定に
基づきまして事務局も持ったりしてございま
したので、現物的に見ますと、ガットがWTO
に変化した何が変わるんだらうかというように、
若干普通の人がからすると見えにくいところ
が確かにあるわけでありまして、その法的な
性格というものはもう非常に飛躍して改善
をされている、進歩している、こういうのが
実態であろう、このように思います。

そういうことで、WTOは、これから多角的な
自由貿易体制のまさに中核の機関として大い
にその存在の重みというものを発揮してい
くだろうと思っておりますが、その中で日本
がどういう立場をとっていくかというこ
とは、これはもう逢沢先生今つとに御指摘
のように、我が国というのは貿易立国であ
りまして、したがって、この多角的自由貿易
体制の中核的存在としてのWTOというの
は、我が国自身にとっても、また世界の経済成長

にとつても非常に大事なものである、こうい
うことであります。

WTOのスタートというかウルグアイ・ラウ
ンドの交渉に当たっては、ともすれば我が国は、農
業における困難ということを背景にして、その
ところだけが非常にクロスアップされてしま
ったのであります。願ひてこのWTOのカパ
レツ、例えば今御指摘になられたような知的
所有権あるいはサービス貿易、こういうよう
なものに対して我が国の政府がどれほど広
範な努力をしてくるかということ、これは
今になって徐々にも明らかになってきてい
る、こういうことだろうと思
います。

これからどうするかということですが、
今言ったような位置づけから見ますと、こ
れは我が国としては本腰を入れて、何とい
うか、力強い展開あるいは発展のために力
をいたしたいかなければならない、この
ように考えています。

願ひて見えないかということ、今言
ったいきさつからいって、サービス貿易
あるいは知的所有権の問題について我が
国の交渉団が非常に努力をしたとい
うことで、実は、わかる人からすると非
常に願ひがむしる見えておつたのが実
情だと言つてよろしかろうと思
います。

それから、最後にAPECのお話
がございまして、たけれども、APECは、
実は交渉というか参画しているある
国の大臣等の口から、こういうコン
セプトが言われたことがあります。

それは、APECというのは三段重
ねのウエディングケーキなんだ。一番下
は、情報の交換あるいは人材育成、こ
ういうようなものが一番の基礎を形
づくる、その上に基準・認証である
とかあるいは投資の自由化だとかい
うものがある、最後に貿易の自由化
が乗っかかっているんだ、こうい
うことですね。我々は、このい
ずれもが大事だと思つてお
ります。しかし、一番下のもの、第
一段階の点あるいは第二段階の点、こ
ういふことの完成の上で最後の貿易
の自由化が乗っかか

いるというふうな観念、これは非常に
わかりがたい観念であると思つてお
ります。

そういうふうなことで、我が国
としては、今言ったようなことで、
基礎固めから徐々になら上げて、
そして、このAPECもまた多
角的自由貿易体制の開かれた地
域組織としてこれから発展を期
していききたい、このように考
えているということをお申し上
げておきたい、このように思
います。

○逢沢委員 ありがとうございます。時間
が参りましたので、質問を終
わります。

○佐藤委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 まず冒頭に、これは半
分お願ひなすけれども、河野外務大臣、
副総理という立場でお願ひ
をしておきたいのです。

特に、昨日問題になりました農業
問題についての国内対策予算
ですが、これが枠内なのか枠外
なのか、枠内なのか外なのかとい
うところで、いろいろと少々
ニュアンスの違った回答が出て
きたというふうな認識をいた
しておられます。これは非常に
大きな問題です。それから大
蔵当局にしてみればやはり重
大な問題である。それぞれ立
場があり、そして慎重な検討
が必要であるということ
は十分わかります。しかしな
がら、同時にこの問題につ
いて、いわば境界線がはつき
りしないというのでかなり不
安感を国民全体に与えてい
る、特に農業関係者に与え
ているということも事実だとい
うふうに思います。

きょう、もちろんこの場で、
枠内なのか枠外なのか、すつき
りとした答えを出してほしい
と思つても、それは無理な話
だと思つておられます。この
WTO特別委員会の最終日、
総括の質疑がありますけれ
ども、その場ででも総理から
きちんとした内閣としての
政府統一見解、それを出して
いただくことによつてこの
不安感を一掃していただ
ければいいというふうにお願
ひをいたしますけれども、ま
ず冒頭、このことについて一
言お願ひしたいと思います。

○河野外務大臣 ウルグアイ・ラウ
ンド交渉の結果、日本の農業に
与える影響は極めて大きい、こ
ういふ認識のもとに、この対
策のために新しい事業、新し
い対策を立てなければなら
ない、こういう認識は非常に
はっきりした認識として持
つておられます。

その新しい事業、ウルグアイ・ラウ
ンド対策の新しい事業とい
うものに対して政府がどう取
り組むかということ、政府・
与党一体となつて財政事情
等も踏まえて大変厳しい議
論をいたしました。ございま
して、そのときにまじりました
政府側の考え方というものが
ございまして、秋葉議員確
かにそうした御指摘のとおり
の事情もあろうかと思つて、
内閣として適切な対応をとり
たいと思つています。

○秋葉委員 ありがとうございます。よ
ろしくお願ひいたします。

きょう伺いたい幾つかの点
ですが、実は非常に膨大な協
定内容です、書類からい
いまして厚さが一メートルも
あるというふうな状況でござ
います。とてもその内容を
読むだけの時間があるわけ
がありません。もともと原
文は英語の部分があるわけ
ですが、英語で全体を
読むと思つても、私自身全
部を読むだけの時間があ
りません。縮刷版の方も
とても読めないという
のが現実です。そういう
状況で審議をされている
わけ、審議の時間が十分
なのかという疑問が
いろいろな議員から出
されておりますけれども、
私もそのような危
惧を持つてお
ります。

それともう一つ、これが非
常に気になるので、や
はりこれだけ重要な問題、
日本の進路に非常に大
きくかわる問題とい
う中で、国民参加の議
論になつていない。内
容がかなり専門的
です、貿易の問題、
すべての人がこの
問題を理解して議論
するということは
不可能かもしれ
ませんけれども、
まだまだそういう
点で重要な点
が抜けている
のではないかと、
そういう気が
いたします。

そういうことも含めて、
実は、それは今や
なければ後で機
会がなくなるとい
う話ではありま
せんので、とも
かくWTOの枠
組みあるいは哲
学

といったようなものが国民全体に理解をされ、そして、建設的な方向に国民の総意で新たな修正が必要ならば行われるということが大事だと思うのですが、そういった意味も含めて、ひとつ議論を始められればという気持ちで幾つか質問したいと思います。

私の頭の中にあるのは、実は先ほどから、私が生まれたときか社会に出たときとかいうようなお話がありますが、私が小学校五年のときに、これはよく覚えているのですが、社会科の時間で、これからの日本の将来というようになことを確かに習った覚えがあります。そのときに私たちが習ったのは、日本の将来というのは加工貿易なのだ、資源が少なからず外国から原料を買ってきて、それをきちんとしたすばらしいものにつくって、それを輸出しなくちゃいけない。そのことは、恐らく私だけではなくて、当時の子供たち全体に対して非常によく浸透していたのだと思います。その理解があったからこそ、それ以後の日本全体としての経済成長が非常にうまくいった、そういう気がいたします。

WTOというのはいわば一つの節目ですから、この時点において、何かこれからの世界が向かっていく方向について、日本は加工貿易で生きていくんだというほど単純な回答にはならないとは思いますが、ある程度コンセンサスが必要ではないか。みんながてんでんばらばらに八方を向いていて、それでこれから非常に難しい問題を解決できるとはとても思えないのです。

そういった意味で非常に重要になってくると思うのですが、WTOとの関係で特に伺いたいわけですが、これからの世界はどういう方向に動いていくのか、特に世界の経済はどうなるのか、貿易はどうなるのか、その非常に大きな未来図といえますか、そういったところがやはり大事だと思えますし、そういった点について議論をしながら、ある程度幅があることは当然だと思えますが、何らかのコンセンサスといえますか、そういったものが大事ではないかというふうにも思

います。済ませません、非常に大きな、大ぶろしきと言うとちよつと語弊がありますが、幅の広い質問で恐縮なんです、例えば近未来、二、三年先とか、あるいは十年先、五十年先、一体どういうことを我々は目指せばいいのか、あるいはどういうふうになつていくんだろうか、そういったところで外務大臣とそれから通産大臣、やはり日本にとつては外交、そして産業と貿易、非常に大事ですので、これを伺いたいと思うのですが、特に日本の役割、非常に変わっている世界の中で、例えば国連中心主義などということも言われていますけれども、それは別としても、WTOの中でどういった役割を果たしていくのかといったあたりで、まず大きな絵を描けるのであれば、そういったところをまず伺いたいと思います。

○河野国務大臣 我々は、国際社会の中で正しい相互依存関係をしつかりと認識して生きていくということが大事だろうと思えます。秋葉議員がおっしゃる通りに、かつては加工貿易ということも言っていた時代もありましたけれども、今の物の貿易だけではない、知的所有権等、目に見える形のあるものでないものを日本が生み出していくということが大きな問題になっていっていると思えます。

そうしたことを考えますと、我が国にとって極めて重要なのは、教育であったり研究開発であったりということがあると思えます。しかし、それはその背景に、やはり日本人の持つ文化といえますか、そういったものが必要になってくるのだらうと思えます。

いすれにしても、国際社会の中でともに生きるという基本的な認識がなければいけないということとを私は考えておるわけでございます。

○橋本国務大臣 私は、今回のWTO協定というものについて、非常に大きな転換期に非常にすばらしい協定が生まれた、そのような受けとめ方をいたしました。なぜなら、今日までの場合、ガットの体制において物の貿易についてはルールが

あったわけでありませぬけれども、今回、知的財産権あるいはサービスまでカバーして二十一世紀に向けての今後の国際経済活動の総合的な基本原則がこれで生まれた、そのように受けとめるからであります。

しかも、この時期にと申し上げるのはもう一つ大きな理由がありまして、今我々としては、非常に地域のブロック主義あるいは保護主義というものに對する警戒感を強めております。強める理由になります問題は、もう委員もよく御承知のとおりであります。

そしてさらに、旧社会主義国あるいは発展途上国が今次々に市場経済に移行しつつあります。既に移行を宣言されておりますけれども、まだ移行は十分には行われていない。この市場経済への移行の受け皿という意味でも、私はWTOは大きな役割を果たすと考えておりました、これはまさに歴史的な意義を有すると考えてもよろしいでありましょう。ちよつと私も加工貿易で生きる日本というのを教わった世代であります、その意味で我々もまた変わらなければなりません。

その中で私は、企業の海外進出というものも積極的にとらえておりますが、同時に、その結果として我が国が空洞化することは避けなければなりませんし、これは産構審の御意見の中で出てまいりました情報・通信あるいは生活文化、医療・福祉といった十二分野に向けて、我々は全体をシフトしていくことをこれから考えていかなければなりません、先ほど委員が提起をされました問題の中で、私は、二つのことから我々が留意しなければならぬ大きな問題点を挙げてみたいと思

ます。

一つは、この大きく変化する世界の中で、各地域に新たな資金需要が生まれつつあります。しかし、それに対して資金を提供するメカニズムがこれほど十分であるかどうか、新たな資金創出をどのように格好で行っているのか、それはどのような形で拠出され、将来返済をされるのか、あるいは返済されない資金になるのかといった、資金の

目から見る問題が一つであります。もう一つの問題として、私はエネルギーがあると思

先般終了いたしましたAPECの総会におきまして、日本はAPECの地域におきましてエネルギー需給の見通しについての見解を公表し、これは了承されました。この中で提起をされております問題は、例えばこのアジア・太平洋地域において今後非常に急速な経済発展が見込まれるわけでありまして、それとともに、並行してエネルギーの消費量は拡大をいたします。ところが、その中に占める石炭のウエートが高いことから、このままではいけません、経済成長とともに全地球的な環境破壊の原因をつくりかねない要素を持っております。この中でいかにして省エネルギー、さらにはエネルギー源を転換するか等々の対策について、我々は国際的な協力をしていかなければなりません。

こうした視点を持ちますと、私は、今予測することは非常に困難でありますけれども、こうした問題を機敏にとらえて我々が処方せんをつくっていきまます中で将来への道は開けていく、そのように考えておる次第であります。

○秋葉委員 ありがとうございます。

もう一つ、あえて五十年後というところで、これは農業のところでも出てまいりましたので、きょうは余り農業の面は割愛して質問したいと思つていたのですけれども、五十年先には例えば世界の人口が百億を超える、これは悲観的な方の予測ですが、そういった予測もございします。そうすると当然食糧との問題、そして食糧の問題が出てくればこれは環境との問題も密接にかかわってくるというところで、食糧問題、これをどうするかということも非常に重要な問題だと思つておられますか、この食糧の問題についても、ただ単にWTOの枠組みの中だけではなくて、より幅広い枠組みを設定する必要がありますのではないか、こういった問題提起は既に何人も議員の方がされておりますので、改めてここでは申し上げません。

第一点として出されました資金需要、創出、そしてその需要にこたえるためのメカニズムというところに関連して伺いたいのですけれども、実はWTOを考えるときに常に出てくる問題の一つとして貿易黒字の問題があります。

短絡的に言ってしまうと、日本は経常黒字が多くてけしからぬ、それはさまざまな貿易上の障壁が原因になつていんだ、だからWTOのようなある意味で今までの人類の知恵をすべてここに盛り込んでしまったようなメカニズムができれば、それで経常黒字も解消されて日米間の貿易摩擦もなくなるんだと、まあそこまで極端に言っている人はいませんけれども、単純に考えるとそういうようなシナリオさえあらわれてきてもいいような宣伝のされ方がされているというふうに思います。

しかしながら、経済学的に、これはもちろんいろいろの説があるわけですが、一つの立場、かなり古典的な立場をとれば、経常黒字の問題というのは、実は貿易の障壁の問題、関税の問題ではなくて、これはマクロ経済政策の問題である。既に一九八五年には、例えばシュルツ國務長官がプリンストン大学の講演の中でこういった趣旨のことを述べているわけですが、この問題について、逆のことを言えば、WTOができて米貿易摩擦が解消されるとは限らない、あるいは解消されないという極論を主張することも可能だと思えます。最低限、やはりWTOと同時にこういったマクロ経済政策の調整ということが必要になつてくる。

今通産大臣がおっしゃった資金創出の問題、まさにその中の一つの重要な問題だと思っておりますけれども、今後、WTOをスムーズに運用するためにも、このマクロ経済政策との調整ということ、これをだれがどのようにやるのか。もちろん、非常に複雑な問題ですから、唯一正しい答えがあるというわけではないと思えますけれども、一般論としてどのようにお考えになつておられるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○橋本國務大臣 これは、私的的確な答えができるかどうか十分自信がありません。ただ、当面私どもは、WTOと日本の経常収支黒字の解消の問題、縮小の問題と頭の中で実は分けております。なぜなら、委員が御指摘になりましたように、WTOができた、だから日本の経常収支の黒字が意味ある縮小にそのまま進んでいくという状況は必ずしも想定できないからであります。

そして、やはりこの経常収支の黒字の意味ある縮小というのについては、一つは税制であり、もう一つは公共投資というものにならうと思えます。そして、所得税減税についての御審議は既に本院でいただいたわけでありまして、公共投資基本計画の見直しも内閣として決定をし、これによって国内における公共投資を拡大するとともに、それが内需の拡大を呼び起こし、ひいては経常収支の黒字の意味ある縮小につながることを我々としては一期待をいたしております。

しかし同時に、世界経済の面で、私は先般のEUとの定期関係会議の席でも議論を継続しておいたわけでありまして、日本の経常収支の黒字というものを世界経済の中でニューマネーとして意味のある使い方はできないものなのか、その視点は必要ではないのか。日本の経常収支の黒字を私は正当化するつもりはありません。当然のことながら、我々は意味のある縮小に努めなければなりません。同時に、サミット構成国の他のすべてが資金の受け手に回っている状況というのはやはり問題がある。先進諸国の貯蓄を伸ばす努力というものは当然ながら一方でしてもらわなければならない、その中において、世界経済全体の中において必要とされる資金の、先進国が受け手に回る状態を脱してもらいたい、これはやはりどうしても必要なことだと思っております。

ただ、この意見は私は大蔵大臣の当時からよく議論いたしました。大変国際的には評判の悪い意見でありまして、なかなか同意が得られません。しかし、私は、新たな資金需要が次々に生まれてきております中で、こうした視点は依然として

欠くことのできないもの、そのように考えております。

○秋葉委員 ありがとうございます。私も、橋本通産大臣の御説にかなり賛成の部分がございますので、もう一度大蔵大臣になっていただいでその辺をやつていただくのはいかがでしょうか。それはともかくとして、もう一つやはりWTOに関連して非常に重要な問題は、アジアという地域の問題だと思えます。アジア経済圏と呼ぶかどうかは別として、やはりアジアの経済、アジアの地域をどのように考えるか、そして、その中で日本がどういった役割を果たしていくのかといった観点からWTOを考へることも大事だと思えます。

これについて二点伺いたいと思うのですけれども、一つはE A E Cの問題でございます。マハティール首相が提唱をしておりますし、日本抜きでも出発するんだなという発言も出てきております。E A E Cに参加すべきだという日本国内の意見もかなり出てきているように認識をしております。で、E A E C、WTOとの関連においてこれからどういふふうにか考へていられるのか、それをまず一点伺いたいと思えます。

それからもう一つは、中国と台湾、それぞれWTOに加盟するというところで動いておりますけれども、それぞれに複雑な問題もあつたし、それが支持をしてくれなかったり、あるいは途上国として入るのかどうかといったような問題もございまして。それから、広島のアジア大会でも問題になりましたように、中国と台湾との間の微妙な問題もございまして。そういう中で、日本としては、中国、台湾のWTO加盟についてどのような態度をとっていくのか。これは簡単に結構ですから、お願いしたいと思います。

○河野國務大臣 前段の方は私がお答えを申し上げたいと思えます。WTOという百二十を超える国と地域が参加する本場に世界的な貿易のルールを決めるといふこの問題がいよいよ明年からスタートをしよう

というこの場面で、実は、A P E Cの参加諸国、本年の議長国でございましたインドネシアから、二〇〇一年、二〇〇二年という、二十一世紀に向けて自由化の宣言をしようという御提案がございましたときに、私どもとしては、まだWTOの発足もしないうちからこういう提案はなかなかものかと思つたり、また、この提案が、アジアの、しかも発展途上国のリーダーからなされたということにも実は最初や驚きもありました。

しかし、考へてみると、アジアの国々は、貿易と投資を促進させ、あるいはその自由化の目標に進んできたことがこのアジア・太平洋地域の極めて目覚ましい成長につながつていっていることをよく理解をしておつて、さらに自分たちは自由化に向けて進んでいくべきだと、こういう気持ちで非常に強くおありなのだというふうにか考へて、この提案はまことにいい提案であるというふうにか考へたわけでございます。

そこで、お尋ねのE A E Cという構想がございしますが、一つ我々として考へなければなりません。これは、E A E Cという構想が一体何を本場に目指しているものなのかということについて、まだもう一つA P E Cのメンバーの中で理解できない、あるいは十分納得のいかない国があるということでございます。

私は、このE A E Cという構想が多くの国々に理解をされ、しかも祝福されてスタートをしようというところであればこれは大変結構なことではないかと思ひます。一方で、E A E C構想がせつかくのアジア・太平洋の仲間たちの中に亀裂をつくつてしまふというふうなことになることは適当でないのではないかと、これに對してしっかりと説明をする、そしてそういう懸念を持つていられる国に對して理解を求め努力するというものをE A E Cの構想を考へている人たちにやつてほしいということが、我々からの主張としてE A E C構想を考へている方々に向けて発せられていられるわけでございます。

私どもは、もちろんE A E C構想の中に加えられるであろう国々と、もちろん我々も仲のいい関係にあり、何か会議があればともにテーブルを囲んで話し合ういい仲間でございますから、こうしたことについて我々がまゆをしめすから、こうしではございません。ただし、そのことがアジア・太平洋地域の中に、先ほど申し上げたように亀裂を生ずるようなことになってはいけません。現在はいかという懸念を持っていてというのが現在の立場でございます。

○橋本国務大臣 私どもは、中国、台湾、そのいずれにつきましてもガットに入っていないだけで、基本的な期待をいたしております。

これは、何といたしてもこの中国の膨大な国力というものを考え、この経済というものを考えますときに、やはり国際ルールの中で行動していただける状態というのは我々としても願わしいこととあります。ただ、また台湾につきましても、既に非常にすぐれた経済力を持っておられるという意味でも、当然のことながらガット対象国として受け入れるにふさわしい状況になりつつあります。しかし、それぞれに実は問題を抱えておられて、いまだに交渉が妥結できる状況にはありません。

我々は、中国、そしてまた地域としてのチャイニーズ・タイペイ、既にA P E Cの中でも一つの地位を持つておるわけでありまして、それぞれが入れられる状態をおつくりをいたしたために格段の努力をしていただきたいと願っております。我々もまたそれに十分対応していただくだけの努力は払っていかねばならない、そのように思っております。

○秋葉委員 ありがとうございます。
本当にまだたくさん伺いたいことがあるのですが、少し分野を変えまして、検疫とそれから衛生の問題について伺いたいと思っております。
このW T Oの中で一つ非常に大きく変わる分野が、まさにこの検疫それから衛生の問題であるわけですが、次のような懸念がございます。

W T Oの枠組みの中では、世界の共通基準としてコーデックス基準がとられる。しかし、それに対しては例外規定というのがあって、各国とも科学的根拠があれば、これは少し言いかえまして、科学的根拠があればそれ以上に厳しい基準を各国が設けることはできるというよう規定になっていきたいと思います。しかしながら、そういうことになりまして、例えば、政府としてあくまでも常に国民の側に立っていることなどは当たり前で、前も出てまいりますので、その乖離があるということとを前提に伺いたしたいと思います。

例えば、消費者の側で何か危険であるということを感じている、政府が必ずしもその見解をとならないような場合に、消費者の側でまず政府に対して、例えば仮に農産物の残留基準というところについて、いいと思いますけれども、これは危険ではないかと、それで、危険であるということも科学的に証明しないと政府が動かない。仮に動いたとしても、今度は政府がそれを世界の諸国に対して、W T Oの参加国に対して、これは本当にだめなんだ、厳しい基準でないといけないという立場になってしまふ。いわば今までの安全性の基準を考える考え方、それは、例えば生産者あるいは会社、工場と言ってもいいんですけれども、そちらの側で安全であるということ証明するというのが大前提だと思っておりますけれども、それを覆すような正反対の方向にその安全についての前提が移ってしまうのではないかと、方向が百八十度変わってしまうのではないかと、こういった危惧が表明されております。

これについて、厚生省として、いや、そうではないんだということ明確に述べていただきたいと思っております。これからはもういったその安全性の基準についての考え方はいささか変える気はないし、これまで以上に国民の健康あるいは生命といった観点から厳しいことを考えるんだということを書いていただければ大変ありがたいです。

けれども、いかがでしょうか。
○井出国務大臣 お答えいたします。

食品の安全に関する国際基準、コーデックス規格がございしますが、これはF A OまたW H Oの合同委員会が決められるわけでございますが、ここで消費者の健康の保護を目的として作成されてきていますのでございまして、我が国としましては、この国際基準によって国民の健康は確保できるものと考えております。

しかも、今先生御指摘のように、この協定には、米や例えはリンゴみたいな、日本人にとっては摂取量の多い等、食習慣の相違といった科学的な正当な理由がある場合におきましては、国際基準よりも厳しい基準を採用し得るという規定が盛り込まれておりました。現行の残留農薬基準の中では、国際基準より厳しい基準を我が国で用意しているのは約二割強でございますが、これは食品衛生調査会における我が国の食物摂取量を踏まえた科学的検討に基づき設定されたものでございまして、厚生省としてはこの基準を緩和するつもりはございません。

したがって、国民の食品の安全確保を図っていただくこの協定の締結は支障はないと考えております。今後とも国民の健康確保を第一に考えてまいります。

○秋葉委員 もう少し具体的なところを伺いたいと思っております。現在我が国で基準のある、残留基準値の定めがある農産物の数が大体百ぐらいというふうな理解しております。世界には全部で七百種類くらい使われている。というところになります。日本では基準のない農産物についてはフリーパスで入ってきてしまってもとめようがないということだと思っております。私の理解では、今後こういっただけでも、それぞれ必要と思われるものに関して基準を日本でも定めいく、新たな基準を定めていくという方向だということに理解しております。

その基準の定め方について、改めてもう一度確認をしておきたいのですけれども、この基準を定

めるに当たって、W T Oのこのコーデックスの基準というものが採用されるか否にかかわらず、日本政府としては、これまで以上に厳しいというところは仮にないにしても、これまでと最低限同じような厳しさで新たな農産物についての基準あるいは残留基準値を定めていく、個々の農産物について定めていく、あるいは食品の衛生等については基準づくりにおいても今までの方針を堅持していくというふうにはつきりと確認をさせていただきます。大変安心する人が多いと思うので、その確認をぜひお願いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。
残留農産物の基準のつくり方のごとくでございますけれども、従来でも国際基準というものを参考にしつつ、日本のいわゆる例えば特殊性、お米をたくさん食べる、リンゴをたくさんとるといような状況を判断してこれまでも決めてきておりました。今回のこの条約の批准によって従来の決め方を変えたいというようことは、現在考えておりません。

○秋葉委員 つまり、これまでの基準の決め方は十分科学的な根拠があるものであって、科学的根拠があるものを、協定があるからといってその科学性について新たな立場をとるつもりはないということだということに理解をいたします。

厚生大臣もぜひ御確認をお願いしたいと思います。

○井出国務大臣 ただいま担当局長が申し上げますとおりでございます。また、先生御指摘のとおり、厚生省としてはそれをきちっと守っていくつもりであります。

○秋葉委員 ありがとうございます。
最後に、もう一点、時間がなくなりましたので伺いたのですが、実はW T O、これが仮にできても、そのことによって世界の貿易のルールというものが不動のものになって、これから何世紀も動かないものとして定まってしまうというわけはないと思っております。農業の問題を考えると、さまざまな問題があるということは十分認識されてい

るところですから、このWTOをこれからどのよう
に運用していくのか、あるいは、これから先W
TOの内容を変更しなくてはならないような状況
というのは当然生まれるわけですが、そう
いったことを考えた際に、日本としてそのWTO
の運用あるいは将来についての展望を、WTOの
組織の中といえますかそういったところで、具
体的にそういった場に参加して積極的に関与して
いくことが大事ではないかと思うのですけれど
も、その際、やはり事務局長の立場というのは非
常に重要だと思えます。

それで、今回日本はWTOの事務局長には立候
補しないようですけれども、それはそれとしてい
ろいろと事情があると思えますけれども、今後の
いわば事務局レベルで、あるいは具体的な運用に
際して、どのような手段で積極的にWTOの運用
に参加していくつもりなのか、その辺の基本方
針を伺わせていただきたいと思えます。

○河野国務大臣 御指摘のとおり、今回WTOが
発足いたしますと、事務局長人事というのが出
てくると思えます。それで、事務局長人事に
つきましては、現在、我が国といたしましては隣
国韓国の金浩壽氏を支持するという旨公にしてい
るところでございますが、なぜ我が国が事務局長
に候補者を擁立しないのか、こういう御指摘も
時々伺うわけでございます。

もちろん、WTOの事務局長は極めて重要なポ
ストでございますから、我が国も大きな関心を持
っていることは事実でございますが、今回につ
きましては、いち早く韓国から、国際的にも十分な
経験を有する金氏を事務局長に擁立したい、つい
ては支持してもらいたいという御要請がございま
して、いろいろな角度から総合的に検討した結果、
今回は金氏を支持しようという判断に立ったわけ
でございます。

しかしながら、今御指摘のように、WTOにお
きましてさまざまなレベルに我が国として人材を
送り込むということには大きな関心を持っており
まして、今後とも、それぞれの場面で我々として

は我が方の主張を述べたい、こう考えております。
○秋葉委員 ありがとうございます。
時間が参りましたので、これで私の質問を終わ
らせていただきます。

○佐藤委員 次に、前原誠司君。
○前原委員 新党さきがけを代表いたしましたして、
御質問をさせていただきます。

私の地元でございます東京都は、織物業が非常
に、まだまだ基幹の産業でございます。きょう
は農林大臣には、集中審議外ということでござい
ますが関連でございますので、まことに恐縮でござ
いしますが御列席をいただきまして、お答えを賜
ればというふうに思っています。

京都の西陣あるいは室町、山陰の方に行きまし
ては丹後ちりめんというふうな産業でございます
が、和装が低迷をしているという構造的な問題も
ございまして、一番大きな問題になってい
るのは、生糸の一元管理というふうなことで
国際価格から非常に高い値段で生糸を買わなけれ
ばいけないというところが、やはり一番大きなポ
イントになっておられると思っております。

養蚕農家を守るというふうな名目でございますけ
れども、養蚕業の農家の戸数の推移というものを
見てまいりますと、一九七五年二十四万八千戸
あった農家が、一九九三年、昨年には二万七千
戸、十分の一になっておられるというふうなことで、
保護をしてきたにもかかわらずこれだけ激減をし
ている。そして結局、守るといふふうなことで一
元管理をしたために織物業界というものが衰退を
する、あるいは海外に生産拠点を移るというふう
なことでございまして、共倒れの状態にあるとい
うふうなことでございまして、この一元管理政策と
いうものは、私は、こういう結果を見ております
と失敗ではなかったのかというふうな思っている
わけでございますが、まず大臣からその全体の評
価について伺いたいと思っております。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、前段
の農家戸数の激減の問題、確かに数字としてはそ
のとおりでございますが、副業的な養蚕経営がだ
んだんに、環境の厳しさもございましたし、担い
手の高齢化その他から減ってきておる。今日残っ
ているのは、中山間地帯を中心として、やはり養
蚕が経営を支えることが非常に大きな部分を占め
ておるといふことで残っていることとございま
し、私も余り、率直に申し上げますと、戸数
よりも担っている養蚕農家が相当な生産性を持
つて耐え得るような、これが生糸価格にも響くし、
また、ひいては絹業の皆さん、最終の実需者であ
る大事な絹業の皆さんに対してもプラスになるん
だというふうな思っております。

それから、一元問題についての評価でございます
が、私も運用してきた立場からいって、繭
や生糸の価格安定、振れやすい生糸価格、生糸価
格は商品特性からいって大変変動しやすい、その
安定を通じてやはり絹業の皆さんにもその役割が
あったというふうな思っております。

それで、今委員御指摘の京都の絹業の皆さん、
大変厳しい情勢にあるということも十二分に承知
しております。が、一つは生糸の一元管理をいた
しましたが、逆に二次製品、絹の二次製品等がフ
リーでございます。その辺から非常に輸入の方
が増大し、殊に最近の円高等が加わって影響を及
ぼしておるといふことでございまして、自由な原
料糸の手当てがなかなかできないという、輸入
先国あるいは品質、価格等において絹業家の皆さ
んがなかなかその点についての自由な、何と申し
ますが、経営活動を制約している点はやはりあつ
たことは否めませんけれども、全体として一元輸
入だけでいろいろの問題を御指摘いただくのは多
少残念だと思っております。

○前原委員 一元輸入だけが原因でないというこ
とは私もそのとおりだと思いますけれども、しか
し、大きな要因ではなかったかというふうなこと
では積極的にやはりお認めをいただいて、今後の、
やはりより活性化していくということをお考えを
いただければと思います。
今回のいわゆる関税化によりまして、要は、買
立場からすると三種類の買い方ができるのかな

とは思っております。一つは、事業団から買うと
いう今までのやり方、それからもう一つは、関税
諸掛かりを含めたものに手数料四百円それから調
整金七百五十円を足したものの、それからもう一つ
は、いわゆる関税諸掛かりというものの関税相当
量、ここが六年間で徐々に減っていくわけござ
いますけれども、そうなった場合に、一番価格と
して高いのは事業団から買う場合ということにな
るわけでございます。今までは事業団からしか
買えなかったのが、そういう残り二つの方法であ
る程度自由になるというふうなことになる場合
に、果たして事業団から買う人がいるのかどう
か。

事業団の買い付けというふうなものかどうか
位置づけになるのかということ非常に私に疑
問を持っておりまして、事業団から買う人がいな
かったら、事業団が買ってもそれは在庫として残
るといふふうなことだけで、結局蚕糖類事業団と
いうふうなもの形骸化にもつながってくるし、
また、事業団そのものもそうでございますけれど
も、いわゆる在庫調整あるいは不足をしたときの
緊急措置的なものに大分役割というものが縮小し
てしまっているのではないかと思っております。大臣
の御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○大河原国務大臣 今度の御提案を申し上げてお
ります繭糸価格安定法並びに蚕糖事業団法におき
ましては、このたびの農業合意によりまして、生
糸、繭は関税化をされるわけでございまして、生
糸、繭は関税化をされるわけでございまして、
関税化をされますが、国内生糸価格等の安定か
ら、事業団が瞬間タッチ方式で売買を行い、関税
相当量を徴収するわけでございまして。したがって、
何人も、事業団以外でも、実需者の皆さんを含め
まして、海外からの生糸の輸入は自由でございま
すが、関税相当量を払って、そして輸入していただ
くということでございます。その場合に、関税
相当量につきましては、今回の制度で絹業の安定、
絹業の需給上必要な数量等についてはその関税相
当量差益、これを大幅に軽減いたしました実需者
の手に入るようになっています。

と、これは思っております。一つは、事業団から買うと
いう今までのやり方、それからもう一つは、関税
諸掛かりを含めたものに手数料四百円それから調
整金七百五十円を足したものの、それからもう一つ
は、いわゆる関税諸掛かりというものの関税相当
量、ここが六年間で徐々に減っていくわけござ
いますけれども、そうなった場合に、一番価格と
して高いのは事業団から買う場合ということにな
るわけでございます。今までは事業団からしか
買えなかったのが、そういう残り二つの方法であ
る程度自由になるというふうなことになる場合
に、果たして事業団から買う人がいるのかどう
か。

ます。

それで、それによって実需者の皆さんというものはこの国から、中国もあるしブラジルもある、そのどの糸を引いてくるか、あるいは品質が自分の織る場合にどれがいいかとか、あるいは価格はどうかという点については自由な選択はできるといふわけでございまして、絹業者の皆さんが一番関心があるのはその差額水準でございすけれども、これについてはその経営の安定ということから関税相当量のいわば大幅な減額ということを現在考えておるわけでございす。

○前原委員 農水省の事務当局に確認をさせていただきます。

今大臣が御答弁をいただいた関税相当量というものももちろん選択肢の一つとしてあるわけでございすけれども、それより低い価格で買うことができる、つまり関税諸掛かりをプラスして手数料それから調整金というものになると、関税相当量を払うよりもより安い値段で買えるということになるんじゃないかと思ふんですが、その点についてちよつとお答えいただけますか。

○日出政府委員 先生御案内のとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンドでアクセス数量を保証してやらなければいかぬということでございますが、この計算はほかのものも同じでございますが、八六年―八八年の平均輸入量をもって計算をするわけでございす。当時、日本の数字は約一万三千三百俵、俄で言うとおれでございす。ただいまの輸入量が約三万俵近くございす。したがって、ガットの規定上は、実は現行のアクセス数量を保証すれば、それ以上のもは関税相当量をそのままとする仕組みになっておるわけでございす。ところが、八六年―八八年の平均の数字から現在までの輸入の増加ということとを全く見ないことになりす。裏返して言いますと、実需者が非常に不安を感じる、あるいは事業上の支障を生ずるといふこととございす。そこで、先ほど大臣が申し上げましたように、法律上の形式からしますと、本当は八六年―八

八年のアクセス数量だけでいいわけでございますが、実需者の輸入ということで、需給上必要な数字、三万俵までの数字につきましても、今の関税相当量そのまま、例えば七年度でございす。八千円でございますが、そういう数字ではなくて、関税額の七・五％とそれから低い調整金、それから、これから額が通産省その他と相談をして決まっておりますが、手数料等を加えたもの、これは大変そういう意味でいいますれば、八千円に比べますと随分低い水準になります。そういう形で実需者の方は需給上必要な数字が手元に入る、こういうこととございす。

○前原委員 今の答弁を伺つていまして、買う側からすればやっぱ安いものを買いたいというふうなこと、なかなか事業団から買うというふうなことは少なくなつてくるというふうな思ひます。そうなつた場合に、例えば今答弁いただいた手数料、今四百円という手数料でありますけれども、そういうものが果たして四百円という額が本当に必要なかどうかということもこれから検討していただかなければいけませんし、また調整金という七百五十円というものも、やはりガットの精神、また今度のWTO、加盟する精神から考えると、そういう障壁というものは、障壁になるわけでありすから、そういうものは低い方がいいというふうな思ひます。

そこら辺はぜひ要望をさせていただきますけれども、現行の四百円手数料として調整金七百五十円というふうなものを下げて、できるだけ安く買えるような形に通産省と協議をしていただいで、そういう低い額にしたいと願ひます。

○大河内閣務大臣 お話の手数料プラス売買差額の問題、これは四百円プラス七百五十円というものは、これは現在の養蚕、製糸、流通あるいは絹業の皆さん、四者協議で決まった水準でございまして、今度の新しい制度の発足に伴つてこれをいかなる水準にするかという点については問題でございす。今委員も御指摘のように、絹業者も大

変だ、それについて、手数料なり売買差益水準については十分に配慮しろという点についてはそのとおりだと思ひます。

それで、当然事業団等も効率化、合理化に努めて、この四百円という手数料の問題についても検討、努力しなさいいけませんし、まあそういう意味では、やはりこれは、シルク産業と申しますか、蚕糸業界全体が合意に達するような水準をにらみながら、制度としても、法律では、この徴収の仕方については通産大臣と農林水産大臣が協議するという点にもなつておりました。両省十分に話し合つて決めたいというふうな思ひしております。

○前原委員 ぜひよろしく願ひいたします。

じゃ、次に、外務大臣お越しでございます。先般のAPECに御出席をされまして、今回のこのWTOの特別委員会でも、WTOとAPECの整合性についてもいろいろ御質問があつたところでありす。答弁を伺つておりました、開かれ地域主義というふうなことで、閉鎖的なものではないのでWTOとの整合性については問題がないというふうな御答弁かと思ひます。私もそうAPECというものを望んでおります。

先ほど秋葉委員も御質問された件について、私も少しちよつと突つ込んだ形で御質問したいわけでありす。では、先ほど、E A E Cというふうなものも目指すものではないと不明確である、またE A E Cというものが太平洋諸国というものを分断するということも懸念があるというふうなことをおつしやいました。

大臣も御多忙でございすので読まれたかどうかかわりませんが、マハティール首相と大前研一さんが書かれた本がございまして、あれを読んでもおられますと、E A E Cというものも、別にE U あるいはN A F T Aというものに対抗する閉じたブロックにするものではない、いわゆるイースト・エイジア・エコノミック・コーカスという、コーカスというものはいい議論をする場であつて、そういう経済の塊ではないというふうな

ことをその本の中でも語られておるところであります。

したがって、APECというものはそれなりのまた意義がある。しかしながら、アジアの中でも、A R Fとはまた別にいろいろ議論というふうなものをする必要性もあるんじゃないかと思ふんです。そういう意味で、私は、E A E Cは運用次第では決して亀裂にならないし、また、経済問題が主流になると思ひますから、その中の一番のビッグパワーである日本というものが逆にイニシアチブをとつてハンドリングをしていけば、決してそういうものにはならないというふうには思つておるところであります。したがって、むしろ、日本が積極的に関与をする中で、E A E Cというものを開かれたものにしていく努力というものを日本がみずから率先して行つべきではないかというふうな思ひます。

しかしながら、今はそういうふうな話ではございませぬ、逆に、まあおどし半分かもしれませんが、マハティールさんなんかは、日本抜きでE A E C出しても構わないんだというふうなことがこのごろちらほらと話になつておるわけでございす。もし仮に、現実可能性という問題点も含めて、日本を抜きでE A E Cを出発させるというふうな事態になつたときにどうするか、また、先ほど申し上げましたように、開かれたものにしていくなら別に日本が入つてもいいし、また主導権を握らなさいいけませんし、また主権の意見に対しては、外務大臣、どのように思われるか、御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○河野閣務大臣 今前原議員がお話しになつたように、E A E Cについてはさまざまな解釈をそれぞれの人をしてるわけで、どれが正しいE A E Cの本音というのか、正しいものなのかということ、まだ余りよくわからないと、とりわけアメリカなどは言つておるわけだ。我々もE A E C構想について、一体これは何を指すものなのか、どういふふうなこれが運営さ

れていくものなのかということも、もつと広くAPECの加盟国に説明をされたらいいのではないかと、別にこれはないしよでもやる性質のものではないか、ありませぬ、十分に説明をされたらどうかということも申し上げるわけで、E A E C構想をそれぞれの国に説明をする努力もしておられるようです。

その説明の中で、コーカスとはいうものの、事務局を置いてどういう運営をするかというように、割合としっかりとした構想を説明された時期もあったり、その説明によって、いや、これはわいわいがやがややるものではなくて、かなり事務局までしっかりつくってやるというものであるならば、これはちよつとこれまでの説明と違うのではないかなどという議論、懸念がまた出たりして、まだそのE A E C構想について、定説といえますか、こういうものなんだということが、正確な説明が十分行き渡ってないところの問題があると思うのです。

A P E Cの仲間というものは、その仲間の中でまたグループをつくって、何かを意図的に、あるいは目的を持ってやらなければならぬというものではない、おっしゃるようになされたものなのですから、それをまたグループをつくって自分たちの意見を集約して、何かこう自分たちの主張を通そうというような、そういう性格のものでもともとA P E Cというものはないのであるというふうな懸念を持っておりますが、しかし、やはりそういう懸念を持つ国がある以上は、その懸念を払拭する説明が必要ではないか。そういう説明をした上で、先ほども申し上げましたが、みんなから、祝福されてと言つと少し表現がおかしゅうございませぬけれども、みんながそれは結構ではないかという合意のもとでスタートをすることが一番将来ともいいのではないかと、こういうことを申し上げておられるわけです。

日本を排除してスタートをする云々ということも報道で一部拝見をしたことがございませぬが、私は全くそういうことがあるというふうな考えをお

りませぬ。そうしたことを想定して、どうするかなどということも議論をしたり考えたりということも全くしてございませぬ。

○前原委員 時間が参りましたので終わらせていただきますけれども、多分今外務大臣おっしゃったように、E A E Cというのはまだ実体がわかっていない、何かその概念ばかりが先走りをしていっていることとございませぬが、日本が顔の見えない外交と言われるのは、言われたものについて乗るといふふうな今まで対応が多かったと思えます。逆に、そのE A E Cというものを、乗るか乗らないかというふうな議論よりも、じゃ、それがどういふものであるべきなのかという議論を日本からアメリカなりあるいはアジアの国々で行うような主体性をぜひ持っていたらいい、アジアの中の、変な意味でないリーダーシップといえますか、またそれが回り回って日本の国益につながるような対応を外務大臣としてもぜひ主体的に行っていただきたいということも御要望申し上げます。

○佐藤委員長 前原君の質疑は終了しました。午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時一分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平田米男君。

○平田委員 各大臣また委員の方々、連日大変御苦勞さまでございます。

ウルグアイ・ラウンドの妥結によりまして今後の世界経済にもたらす効果といたしまして、OECDは、昨年十一月、二〇〇二年の時点で世界のGDPが二千七百四十億ドルふえんと予測をしております。またガット事務局は、ことしの四月に、市場アクセスの成果が実施されることにより、二〇〇五年までに世界の所得が年間二千三百五十

億ドル押し上げられると試算をしております。また、先ごろは、自由化によって競争条件が整備されることや、経済規模の拡大効果などを勘案すると、サービス貿易の市場開放効果を加味せず、少な目に見ても年間五千億ドルと、予測値を上方修正をしております。我が国につきましても、知のとおりかと思ひますが、我が国につきましても、OECDは四百二十億ドルのGDPの増加になる、また、ガットは二百七十億ドルの所得増と予測をいたしているわけでありませぬ。

OECDとガットの予測値は発表されているわけでございますけれども、我が国については、我が国といたしましては、このウルグアイ・ラウンドの妥結、WTOの設立によってどのような経済効果があるのかということについては予測をしていない、こういうふうな何についてございませぬ。そういう前提でお伺いをするわけでございますが、まずこのOECD、ガットのそれぞれの予測値についての評価、これについて外務大臣、通産大臣、また経済企画庁長官にお伺いしたいと思います。

○橋本国務大臣 今委員が御指摘になりましたような数字がそれぞれから公表されておるところでございますが、私どもは、ウルグアイ・ラウンドの合意、これが実施されることによりまして、世界的な関税の引き下げを初めとした貿易自由化と貿易ルールの強化の実現というものが、貿易障壁の低減を通じて世界全体に所得増加をもたらすという点では同様の見方を持っております。

そして、それぞれの試算にはそれぞれの考え方があるわけでありませぬけれども、世界の所得、貿易を拡大するという観点におきましては、我々試算をいたしておりますから数字は別といたしまして、同様の見解を有しているところでありませぬ。これらの分析を今評価いたしております。

○河野国務大臣 いずれにいたしまして、世界の貿易が一方的措置あるいは二国間主義、地域主義、こういったことになるとは決して好

ましいことではないわけでございます。こうしたWTOが設立をされて共通のルールで世界貿易が拡大をしていくという点は、何よりも高く評価をしなければならぬところだと思ひます。

○平田委員 何か手違いで経企庁長官が来ておいでにならないという話なんです、すぐ連絡をさせていただいてお越しいただきたいというふうな思ひます。

まあこのWTOの問題は農業に絡んだ話が多いわけでございますけれども、日本の経済というものは、農業も重要でございますが、その占める比率というのは、こう申し上げてはなんですが、GDPにおける比率というものはそう大きくはない。そこで、他の産業にどういふ影響があるのか、こういうことが非常に関心を持たれるのが当然かと思ひますが、なかなかその農業の話にかき消されまして、他産業に対する影響というものが余り論議されないということは、私は若干不思議な感じがいたしております。

担当者には伺いますと、予測がなぜできないのか、モデルがありませんと、ガットも数字が二つもあつてなかなか頼りになる数字じゃありませんよ、こういうお話を聞かせていただきますけれども、じゃあ、もう一つ端的にお伺いいたしますと、このWTOの設立によって日本の経常黒字あるいは貿易黒字というものが減るかふえるのか、このあたりについての予測はどのようにお考えなんでしょうか。

○橋本国務大臣 私どもは、このガット体制からWTO体制に移行いたしますについては、市場経済のシステムというものを世界的な規模でより一層機能させる、そのための基盤の整備が行われる、また同時に、地域におけるブロック主義あるいは保護主義に傾きそうな気配というものの抑制効果をもたらす、さらに、ちょうど今劇的に進行しつつあります旧社会主義諸国あるいは発展途上国が市場経済へ移行する際の受け皿を整備する、こうした効果は当然のことながら予測の中に入るものと思っております。そして、こうした点からも

ウルグアイ・ラウンド合意というものを評価した
いと考えております。

ただ、今委員が御指摘になりましたような角度
からとなりますと、世界経済そのものが拡大傾向
をたどる中で、当然のことながら日本の貿易とい
うものは輸出、輸入ともに増加することが見込
まれるわけでありませぬ、果たして、それ
ではそれが差分として貿易収支の黒字についてど
うなるかということになりますと、それぞれの時
点における内外の経済情勢はもろろんのことであ
りますけれども、為替レートの動向等、あるいは
現在比較的落ちついておりますけれども、例えば
原油価格のおどり、こうしたものが必ず大きく
影響してくるといったことから、確定的な予測は
困難だと考えております。

○平田委員 まあ確定的予測はできないという話
でございます。ただ、先ほど申し上げましたよ
うに、このWTOの成立によって影響を受けるの
は農業の従事者だけではなく、他の多くの国民が
影響を受けるわけでございます。そのときに、確
定的予測ができないということ政府の見解を明
らかにしないということになりますと、企業人と
か国民というのは、このWTOによって、企業人
たちの生活環境あるいは事業の環境が変わって
いくのかということ自分で考えなければいけない
政府さても予測ができないということに対して個
人で予測をしないというの、これはまた酷な話
でございます。

私は、そういう観点からすると、今の確定的予
測ができないから予測をしないというのは、行政

を預かれる政府といたしましてはどういうこと
なのかな、こういう疑問を持たざるを得ないわけ
でございます。

それで農水大臣にお伺いするのですが、このW
TOの成立によりまして日本の農業はどういう影
響を受けると、これは予測ができていますのでし
ょうか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、御案
内のとおり、WTO農業協定はオール関税化、米
だけ例外を認められてオール関税化という国境措
置、それから国内支持水準については基準年次か
ら比べて二〇%の実施期間の削減、それから輸出
補助金については金額で三六%、数量で二一%削
減、そういう農業協定でございます。

これに対する日本農業の影響につきましては、
やはり当面は関税相当量を、内外価格差を前提と
した関税相当量、これを張りまして、品目により
ましては国家貿易で関与するということが当面は
直接的な激しい影響はないだろう。ただし、中長
期に見ますと、やはり国際市場の影響が国内市場
に対してはたらかされるということもございま
すし、また先ほど前段で申し上げました国内支持
格水準については実施期間中の削減等の制約も出
てくる、価格政策の運用についてもいろいろな制約
も加わるということではなかなか厳しい情勢でござ
いますので、今日それに対応する措置としての新
しい農業構造を実現するための国内対策を講じよ
うとするものでございまして、先生、段々の先ほ
どの御質問のように、定性的にはそういうことで
ございまして、定量的にはなかなか申し上げにく
い。

全体としては、我が国が農産物大輸出国であり、
あるいは輸出国であればその面の発展成長の契機
になりますけれども、御案内のとおり大純輸入国
でございますので、むしろ悪影響を防止するとい
う点に重点があるわけでございます。

○平田委員 まさに農水大臣は日本の農業は厳し
い状況になるという予測、まあ定量的にはできな
いとおっしゃいましたが、そういう予測をされて

おいでになるわけですね。他の産業については予
測ができない、農業については厳しい予測が
できる。

重なお伺いしますが、六兆百億円の対策でこ
ざいまして、定量的に予測できないというお話
をされましたが、この六兆百億円を積み上げた
というものはあるのでしょうか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、それ
ぞれの事業について積み上げを行っております。
一口に言えば、生産性の高い効率的な経営、こ
の担い手をできるだけ急速に育成して、それによ
って国内農業生産の大部分を担うような農業構
造をつくる。そのためには、基盤をつくるための
基盤整備、あるいは農地の流動化のための施策、
さらには前向きに取り組もうとする者の従来の負
債の負担の軽減とか、さらにはそういう担い手の
後継者を確保するための新規就農者の確保とか、
それぞれ事業を積み上げて六兆百億の事業費
を算出したわけでございます。

○平田委員 よくわかりませんが、積み上げ
られた根拠はよくわかりませんが、年間の農
業の生産額というのはいくらでございますか。
○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、大
体昨年の米の不作等であってございまして、大体
この数字は十一兆円でございます。

○平田委員 この六兆百億円が従前の別枠なのか
別枠でないのかというのがございしても議論されて
おるわけでございますけれども、別枠だとして考え
ましても、一年間の生産額の半分以上を積み上げ
られておるわけでございますね。四百数十兆円の
国内生産額のうちの十一兆円分についてこれだけ
の対策をとられておる。農業については大変手厚
いと申し上げると、農業に従事しておいでにな
る皆さんから御批判を受けるかもしれないけれど
ども、他産業の方から見ると、なかなかやってい
ただいでいるのかなという意見もあるかもしれま
せん。

それはそれといたしまして、他の産業、これは
輸出競争力のある産業もあるかと思っておりますが、そ

うではない産業も極めて多い、こう言われている
わけでありませぬ、そういう産業に対して、
農業については厳しい環境になりますよと予測を
し、対策をとりながら、他の産業については予測
ができません、確定的な予測ができないから黒字
か赤字か、経常収支もよくわかりませぬ、こうい
う御答弁で、私は、国家を預かっていただいでい
る立場として、国民の期待におこたえになってい
るとはちょっと言いにくいのかなと思うのです
ね。

難しいのはよくわかります。それは、ガットも
数字が倍ぐらい違っているわけでありませぬ。しか
し、少なくとも、定量的に言えないにしても定性
的には、農業はまさに定性的とおっしゃいました
が、この産業はなかなか大変ですよとか、だから
こういう対策をやるべきだと思いませんか、この
産業はまあまあ逆に発展できますよ、こういうよ
うなやはり予測というものを国民に私は示すべき
ではないのか。定量的な予測をしてくださいとい
うことではなくて、そういう趣旨での予測という
ものをお考えになるお気持ちはないでしょうか、
そしてまた、対策をきちっと立てられるお考えは
ないでしょうか。

○橋本国務大臣 今WTOそのものによる黒字の
見合いというところから御議論をいただきました
ので、確かにそういう独自の試算をいたしてお
らないということをお答えを申し上げたわけであ
ります。

ただ、今委員が御指摘のような角度からであり
ましたならば、多少御答弁を申し上げたいと思
います。例えば、繊維産業でありますとか、皮革
業でありますとか、我が国の産業で競争力の弱い
と想定される産業につきましては、このウルグア
イ・ラウンド交渉の中心におきまして、例えば
関税交渉の中で税率の論議をする、あるいは猶予
期間を設ける等、さまざまな手当てを行ってまい
りました。そして、その影響というものを最小限
度で食い止めるための措置は、この協定そのもの
の中で一つは担保されておりますということを申

し上げたいと存じます。

それと同時に、今日非常に大きな問題として出てきておりますのは、このWTOの問題とは別個の問題であります。このところの急速な円高の中で、我が国の産業の空洞化というものが深刻に検討をされております。そして、第二次世界大戦後、今日までの日本の産業の歴史を調べてみますときに、常に時代をリードしてくる産業というのがございました。そして、その主役はしばしば交代をいたしてまいりました。

そうした中で、産構審の基本問題小委員会がレポートをしていただきましたものは、これはWTOと絡めたわけではありませんが、これは今後の日本というものを考えました場合、活力と創造性にあふれ、国際的に調和のとれた産業構造の形成に向けて十二の分野を指摘されております。例えば住宅関連あるいは医療・福祉関連あるいは情報・通信関連、今世紀末から来世紀に向けて我々が育成を図るべき事業というものがそこにはつきりと打ち出されております。

同時に、先月一カ月間をかねて、特に中小企業における為替の変動による影響というものを調査をいたしました。そして、その中から我々は非常に積極的な中小企業の経営者の方々のイメージというものを受けとめさせていただいております。一方でありますが、当然のことながら、この円高の中で非常に大きな影響を受けておられます。その影響を受けとめ、より付加価値の高い商品開発に向けての努力を志向される方、あるいは今日まで輸出中心で事業を展開してこられた方々で国内への新たな展開を求められる方、さらに、現在の主たる業務の安泰なうちに申し上げてはいけなないものもありませんけれども、安泰なうちに新たな分野への展開を求められる方、非常に積極的な姿勢というものをそこには読み取ることができると思っています。

私どもとしては、次年度の政策決定に向けて、こうしたいわば前に進もうという方々に対していかにその構想段階から手をおかすことができ

るか、こうしたことを工夫していきたいと考えておりました。我々は今、このWTOの発効によって与える効果という視点ではございませんが、今後に対する方向というものは今申し上げたような中で組み立てつつあるわけでありまして。

○平田委員 外務大臣、外務大臣は副総理というお立場で、実はきょうは総理にきていただければ総理にお尋ねしたいわけでありまして、今随分長い時間で通産大臣から懇切丁寧な御説明をいただきました。

しかし、私が伺っているのはそういうことではなくて、産業の空洞化は今の円高を前提にしても始まっているわけですね。それに対する対応はそれなりにお考えいただいているということも、私も承知をしております。これは、今の現内閣というよりも前の内閣で考えているという部分が多いわけでありまして、しかし、今私がお伺いしているのは、その現状の円高、また空洞化の懸念の中で、さらにWTOが入ってくるということによってどういふ心配が起きるのか、あるいはまた逆に言えばいいことが起きるのか、これについて明らかにすべきなのではないのでしょうかという御質問でございます。空洞化の問題についてはやっておいでになるという御説明では、大変懇切丁寧ではありましたが、私自身は納得がたいわけではございません。

先ほども僕は貿易黒字のお話もいたしました。これから貿易は拡大します、こういう話です。拡大するというのは、輸入も輸出も比例的に拡大するのだったら、現在あるのはまさに経常収支の黒字なわけですから、この黒字も拡大するであろう、こう予測するのが素直なとり方なのではないかと思うのです。そういう心配があるのではないかと。今でも、空洞化を懸念して厳しい環境の中で事業をやっておいでになる方々にとつて、WTOが果たして福音になるのかあるいは悪魔になるのか、それさえわからない。このわからない状態で皆さん対応してくださいと言っているのは、

いかにも私は冷たいのではないのかな。確定的な予測ができないにしても、定性的な予測をやるお考えはありませんか、こういうふうにお伺いしております。今なされていないわけですから、これからやられるおつもりなのかそうでないのかだけ端的にお答えをいただけると大変ありがたいと思っております。

○橋本国務大臣 大変申しわけありませんが、その試算をされるかされないか、これは経済企画庁長官がお答えになるべき話だろうと思っております。

ただ、黒字の問題について、今委員のこのWTOに関連してお述べになりましたけれども、私は、WTOそのものと今の経常収支の黒字の問題とを直接に結びつけるよりも、むしろ経常収支黒字につきましても、我々はISバランスから考えましても、減税の効果、また公共投資の効果というものによって意味のある縮小を図る方が先行すべきであろうと考えておりますし、現内閣はその方向で既に方向を定めておるわけでありまして。

また、各分野におけるそれぞれの業種ごとの将来性、これは確かに委員の御指摘になるような問題点はあるかもしれませんが、少なくとも国内経済、国際経済の両面から考えまして、私は、この貿易あるいは投資の自由化というものが加速されること、そして障壁が低くなること、これは長期的に見て日本経済にマイナスを生ずるものではないと考えております。

さらに、例えば来年の七月に製造物責任法が実施に移るわけですが、この時点までに、例えば通産省の場合であります、電気製品等を中心にして相当部分が自己認証に移ってまいりまは生まれてくるわけでありまして、この影響を一概に私は、定性的、定量的と言われますが、なかなか数字ではとらえにくいものではなからうか、そのように感じる次第であります。

○河野国務大臣 たいま通産大臣申し上げましたように、経常収支の黒字というものは、むしろ我々はマクロ経済政策によって問題の解決に向け

て進んでいくべき課題ではないか、こう考えているわけでございます。WTO協定の枠組みの中で我々が行動するということは、即黒字幅を縮めるということのためにこれを行うというふうには我々は考えておりません。

さらに、しかしながら、我々WTOについて考えてみますと、この協定によって我々が得るであろう利益、それは物以外のサービスにかかわる新たなルールづくり、あるいは一方的措置に対する対抗措置、こういった新しいルールが、貿易立国とまで言う我が国の産業構造、そうした体質にプラスになる、トータルに考えてプラスになるといふことは、議員も恐らくお認めいただけると思っております。

問題は、そうした中で、このことによって、何といひますか、被害を受けるといひますか、痛みをこうむるであろう部分についてどう考えておるか、こういうことだろうと思っております。

これは、先ほど農水大臣からも御答弁を申し上げましたように、農林水産業のように、新しい制度が導入されたことによって直ちに転向ができる、構造の大転換ができるということのない産業でございますだけに、我々として、できる限りの対応をとらなければならぬ、こう思っているわけでございます。その他さまざまな産業、さまざまな立場の方々がこのことによって少なからぬ影響を受けるといふことが仮にあったとしたら、それは、それぞれのお立場における努力あるいは新しい発想というものをもち対応しなければならぬのではないかと、こう思います。

○平田委員 大臣がおっしゃるとおり、WTO、私は賛成でございます。これによって日本経済がますます発展するだろうと、まさに定性的に予測をしているわけでございます。私の質問の趣旨もよくわかっていたら、産業界の中では逆の方向性があるかもしれない、それもさうだと御理解をいただきました。それはそれぞれの産業界の努力で、こういうお話でございますが、私は、基本

的には自助でなければいけないので、そこも賛成でございます。

しかし、ほかの産業に従事している者からしますと、農業に対してはこれだけ大きな声でされているのに、我々はどうなつちやうなだらうか、政府も予測を示してくれない、どうも対策がでないから予測もしないのかしら、こううがった見方さえ出てくるのではないか。

私は、この際一過落ちついて、WTO、これはもう通すべきは当然だ、そしてこれによって日本の経済がいかに発展するか、そのうち大変なところは何か、こういうのをもう少し、それぞれ産業の状況の中まで入り込んで検討をした上で、それなりの見解なり、あるいは対策の検討というものをされるのがしかるべきではないか、こう思うんです。これまで努力をされておられないという趣旨で私は申し上げているわけではなくて、これはどの内閣になったとしても、どちらが与野党になったとしても、これはやるべきことではないのか。

もう経済国連、世界経済の国連ができるんだ、こういうような大変インパクトを与える、しかも、物だけではない、サービス等も含めた新たな枠組みができるということですから。まあ日本は計画経済じゃありませんから、市場経済なんで、細かいところまで言う必要はない。しかし、全くの市場経済で全部国民に任すということであつたら、今のこの肥大化した政府の責任からいって、やはりちよつと私は、十分国民の期待にこたえてない、こう思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、私は、通産大臣もいろいろお考えかとは思いますが、やはり日本は商工業があつて初めて立っている国なわけでございます、その一番肝心な部分がいち早くよく考えていますよ、こういうふうに表示すこと自体が私は政治の責任なんじゃないか、そういう観点で今お伺いしているわけでございます、今できてないということをお責めるだけでは何も物事は始まるわけじゃありませんので、その辺の御検討をぜひお願いを

したい、こう思うわけでございますが、もう一度御答弁をいただければ幸いです。

○河野国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、WTO協定の批准承認をお願いするに当たってそういうことがあるかというふうに私どもが議員のお尋ねを聞いたものですから、これまでのような御答弁を申し上げたというふうに御理解をいただきたいと思います。

しかし、政府とすれば、いずれにしても国内におきますさまざまな経済活動について細心の注意を払い、目配りをし、その最大の自助努力にもかかわらずどうしてもうまくいかないという部分があれば、それについてその原因を取り除くために何ができるかということもこれもこれまで考えてきたわけでございます、そのこととWTO協定のことを分けてといいますか、一緒でなく考えている。これはもう通産行政というのはいつものこと、このたびのこういうことがあるからそういうことを考えるというのではなくて、これまでもずっと考えてきたわけで、これから先もそういうことになるだろうと思ひます。

○平田委員 どうも私の質問の趣旨がわかっていただけてないのかというふうに思ひますが、農業については、WTOをやることによって厳しい状況になりますよと予測をされたわけですが、他の産業については、定量的にできないとおっしゃったのはわかりませんが、定性的にも何らの予測もおっしゃっていない。そのおっしゃっていないことについてどうなんでしょうかと申し上げておるわけで、何もWTOと切り離して常に考えられるのは当たり前で、私はそんな当たり前前のごことを今申し上げているわけではあります。

なぜ農業のことだけをお考えになり、予測になるのかという、そういう感じを他産業の人から見ると思ふわけですよ。予測ができないということではなくて、予測をすべきなのではないか。何も問題ありませんよと言ふのは、それはそれでいいわけですよ。だけれども、よくも悪くもどつちなかかわかりません、何も言ひません、これでは、じゃ、

国民は、このWTOというのは我々は一体どう見ていったらいいのかわからないまま前に進まざるを得ない。農業の方だけは厳しいですよ、だからきちつとした手当て、六兆百億円します、こういうメッセージは国からはつきり伝わってきている。しかし、他の産業については何のメッセージも伝わってこない、これは私はいかがなものかと思つておるわけでありませぬ。

これだけお伺いしても返事がないということになれば、他産業は自力で予測も考えもしなければいけないということでお伺いするしかないと思ひますけれども、もう一度、くどいようですが再度お伺いをします。

○橋本国務大臣 先ほど、長い答弁と言われましたので答弁を控えておりましたが、もう一度申し上げさせていただきます。

私も、現在、既に産調審の報告を受け、今世紀から来世紀に向けての新たな産業分野の展開をどうすべきかも検討をいたしておるわけでありませぬ。また、この為替水準の変動の中で、その円高影響を特に非常にきつく受けております輸出に關する中小企業の分野に対する実態の調査も行ひ、その上で来年度の方向というものを、新たな分野展開に向けて創造的な仕事ができるための方向を模索する、それに対しての支援措置を組むといった方向で準備をいたしつあります。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉のプロセスにおいて、既に競争力が非常に心配をされております、例示では先ほど繊維と皮革製品と申し上げました、こうした分野に対しては、できるだけその被害が僅少に食い止められるような交渉もいたしてまいりました。そして、そういう方向での努力は、これから先もいたします。

○平田委員 經常収支の黒字の問題はマクロ経済の問題だ、そういうふう言われても、なかなか国民は納得しにくいんですよ、経済の専門家じゃありませんので。現に、減税をやつた、あるいは公共事業をやつた、しかし円高の恐怖というのは国民の中から消えていないわけでございます

で、皆さん任せておいてください、安心してくださいと言われても、それぞれの事業者あるいは従業員の方々もそういう不安の中で日々暮らしているということをぜひ御理解をいただきたいというふうに思ひます。

時間ありませんので質問を先にしたいと思ひますが、今の御答弁ですと、何となく国民の印象からすると、農業については手厚い配慮です、十分かどうかかわからないけれども、していただいているようではあるけれども、他の産業の者にとつては何か割り切れない気持ちがあることを最後に申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。

先ほど通産大臣から産業の空洞化のお話がありました。まず、産業の空洞化ということをごのようにとらえておいでになるのか。経済企画庁、来ておいでになりますか。では、まず経済企画庁からお答えいただけますか。

○大来政府委員 産業の空洞化でございますが、最近の円高と申しますのは、やはりこれ、ファンダメンタルズから乖離した急激なものでございませぬ、これを背景といたしましてアジア地域等から製品類の輸入が大幅に増加しております。同時に、製造業の海外直接投資も九三年度にはアジア地域を中心に増加しております。こうした輸入の増加、それから日本の製造業が国内にはなく海外に投資をする、こうした現象のもとで厳しい対応を迫られる企業というものが出てきておるわけでございます、日本経済が空洞化するのではないかと懸念も高まっているというふうにお認識をされているところでございませぬ。

○平田委員 通産省も同様の認識でよろしいのでしょうか。

○橋本国務大臣 先ほど来繰り返して申し上げておりますように、私は円高を本当に懸念をいたしております。そこはどうぞお間違えないようにお願いをいたしたい。

そこで、我々、これを見ておりまして非常に気になるのは、昨年初来、急激な円高が出てき

たわけでありませぬけれども、こうしたことを背景として、九三年度には前年度比一〇・七%増、百十一億ドルという海外直接投資額に上っております。すし、九四年度においてもその傾向は続いております。

こうした海外投資が増大する、一方で国内の設備投資がなかなか低迷して伸びてこないという原因の中には、まさに御指摘のように、この経常収支の大幅な不均衡を背景とした行き過ぎた円高の進展、同時に内外価格差の存在、国内の既存産業が成熟化したこと、さらに新しい業を起す意欲の減退など、我が国の産業の閉塞感、こうした構造的な要因があると考えられております。

また、こうした状況が継続した場合に、将来に問題があることは間違いありません。特に、我々としては、これから先を考えますとき、例えばAPECの域内の経済発展等を考えますと、私は海外進出する企業の趨勢というものは、なかなかこれからは、それでは頭を打つかと言え打たないだろう、その趨勢は続くであろうと思っております。それだけに新たな業を起していくことが必要であろう。そして、先ほど来申し上げてきておりますような新たな分野への展開を含めて、新規の事業をいかに育て上げるか、既存の産業の事業革新にいかん支援をするかといったことを我々はしていかなければならない、そのように考えております。

○平田委員 産業の空洞化が懸念されている、それは急激な円高が主たる原因である、製品の輸入が増える、また製造業の海外移転といいますが、直接投資がどんどん行われておる、こういうお話でございます、今通産大臣からは、その対策までお話をいただいたわけですが、新産業を起さず、当然新産業を起すためには規制の緩和もしなければいけないということも前提でお話をなされたらどうかというふうに思っております。

今、空洞化というふうに言われたときには、産業の空洞化に、さらに金融の空洞化ということも言われているわけですが、これも含めて、

大蔵省、金融の空洞化についてはどのような認識をしておいでになりますか。

○日高政府委員 金融・資本市場の空洞化ということが最近いろいろな現象をとらえて議論されていることは十分承知をいたしております。ただ、一口に空洞化という議論がなされる場合でも、それぞれ現象によつてよくそれを分析をし、その原因を把握しなければ、それに対する対応策がなかなか決めかねるというのが実情でなろうかというふうに思います。

例えば、一つの現象として、空洞化現象として言われておりますものの中に、東証の外国株の取引が減っている、あるいは東京証券取引所における外国企業の上場数が減っている、あるいは同じ東証関連では、特に中国の企業が東京を通り越してニューヨークで上場してはいるではないか、そういう御議論がござります。

こういった問題については、基本的には、いわゆるパブルがはじけて我が国におけるいわば証券市場全体が閉塞状態になっておる、そういう状況のもとでそのビジネスチャンスが減ってきているというのが基本的な背景としてあると思っております。しかし、そうはいわゆる我が国におけるその上場のための維持費用が高いとか、あるいは新しい外国の企業が入ってくるための基準が厳し過ぎるのではないかと、そういう御議論があることも事実でございますので、現在この問題については東京証券取引所とも御相談をしながら、その改善について検討を進めております。今のところ、来年一月から何とかその方向で実施できないかということも勉強しているところでございます。

他方で、もう一つの現象として、ロンドン市場における日本株の取引が非常に膨らんできている、これが空洞化現象の要因ではないかという御議論もござりますけれども、この点についてはまだまだ私どもよくその把握が完全にし切れていないところがございますが、一応私どもが現在まで調べた限りでは、ロンドンにおける取引は、すべ

てというか、九割以上がリスク負担を回遷するために東京の市場にたがっているというところで、必ずしもこれをもって一概に空洞化と言えない面もあるだろう。この点はもう少しよく調べてみなければならぬと思っておりますけれども。

いずれにしても、御議論がございました空洞化というものは、本来東京で行われるべき取引が行われないで外国で行われるようになるということが起これば、それはゆゆしきことであろうと思っておりますので、私どもとしては、それぞれの現象に即していろいろ実態分析をしながら、必要があれば対応策を講じてまいりたいというふうにご考えております。

○平田委員 今検討中だということでございますが、有価証券取引税をやめれば株の取引が活発になるという意見もあるようですが、私は、そんなに簡単に済むものならすぐなくせばいいと思っておりますが、そんな簡単なことではないのではないかと、こういうふうに思っています。今後検討をして早期に対策を練る、こういうお話でございますが、ぜひ、一日も早く結論を出していただきたい。十分なる対応をさせていただきたい、こういうふうにも思っております。

産業の空洞化の議論をするときは、どうしてもやはり円高というものが、我々、何とかなくちゃいけないんじゃないか、こういうふうにも思っております。でありますけれども、その円高の問題の中で一つ言われているのは、直接投資の問題があると言われております。

対日貿易黒字削減に関しまして、アメリカ議会技術評価局がことしの十月に発表した多国籍企業に関する研究報告でこういうことを言っておるわけですね。日米貿易の不均衡を是正するには米国内企業への対日直接投資を大幅にふやす必要がある、こういう結論づけております。

報告によりますと、日米貿易は、一九八三年から九二年の平均で七〇%以上が親会社と子会社による関連企業取引である。日本企業とその関連子会社との貿易はさらにその九三%を占める。この

うち、販売子会社への製品供給、生産子会社への部品供給など、日本からの輸出は輸入の、九二年には二倍、八七年には六倍だったそうでございます。一方で、アメリカ企業と在日子会社との貿易は、アメリカ側の輸出超過ではあるけれども、この貿易量は全体の五%にしかすぎない。この結果、関連日本企業間取引の不均衡が結局日米貿易の不均衡の大きな原因となつて、不均衡とほぼ同じ増減の傾向を持っているんだということを言っているわけでありませぬ。

確かに、日本側の対米直接投資はアメリカ側に対して三倍である、こう言われているわけでございます。まして、アメリカとヨーロッパの間はほぼ均衡している。日本とアメリカの間は三対一で、大変な差がある。これは指摘されるところでありますが、これが直ちに円高に結びついているかどうかという結論は置いておくとしても、相互に、やはり直接投資を互いにやり合うということは、私はぜひとも必要なのではないか。なぜこの三倍の差がついてしまつていいのか、この原因はやはり究明をしてみよう必要があるのではないかと、このあたりの原因についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○橋本国務大臣 今委員から御指摘がありました投資バランスにつきまして、今私の手元にありますフローの数字で見ますと、実は、日本からの対米投資に比べましてアメリカからの対日投資、けた一つ違う数字がござります。そして、確かにこれは非常な不均衡と言えらると思っております。

私は必ずしも、この直接投資の内外不均衡というものが、特に日米間におきましての黒字問題に大きな影響があるかどうかとなりますと、これはいろいろな見方ができると思っております。しかし、いづれにしても、日本に対して直接投資を呼び込んでいく努力というものは当然のことながら進めなければならぬ、これは私は御指摘のとおりだと思います。

そこで、その状況を調べてみますと、投資バラ

ンスだけでいきますと、確かに九三年度における日本からの対米投資額百四十七億ドル、アメリカからの日本に対する直接投資額は九億ドル、極めて不均衡であります。その理由というものを調べてみますと、一つは不動産が高い、高価格である。あるいは各種の規制などが存在をするために、外国企業が日本における事業展開についてコスト高になるという要因があると言われております。

今日までも、外資系企業を対象とする税制上の支援措置でありまして、か低利融資など、各種の対外直接投資促進施策というものを一生懸命努力をしてきたわけでありまして、本年度から特にこうした問題について一層積極的な努力をする、そうした方向を打ち出してまいりました。

さらに本年七月、総理を議長といたしまして、対日投資会議を設置いたしました。この席上で、我が国の市場を魅力あるものとするために、外国企業から意見を求め、要望を聴取いたしましたところでありまして、こうした努力を続けながら、さらに我が国の市場の高コスト構造というものを解消するために、規制緩和というものを積極的に取り組んでいくことなどを通じて対内直接投資の促進のための環境整備に努めたい、御指摘を素直にちょうだいし、そのような方向を考えております。

○平田委員 通産省自身が、日本の土地が高い、これが直接投資の大きな障害になっているというふうにお認めになられることは、私は大変有意義だと思っております。パプルの崩壊で地価は下がって、もう土地問題は終わりなんだ、こういうふうの一部の人が言われている部分がありますけれども、しかし、国民一般からも、また地方で事業をやっている、大きく拡大あるいは都市へ進出しようと思っている国内企業者も、そして海外の大会社も、やはり日本は土地が高過ぎて進出ができません、一般国民は住宅を十分に取得することができない、こういうことになっていくことは事実なわけでございます。私は、本来土地問題は国土庁の所管、あるいは建設、大蔵もその責任の一端を担っておいでになるかと思うわけですが、

通産省としても、やはり土地問題というものを正面からきちととらえていくことが私はぜひ必要だと思っております。

そういう意味で、先ほど大臣から明確におっしゃったことは、今後ともそれをターゲットにして、通産省としての対応というのは直接できないことかもしれないけれども、しかし内閣一体になって対応していただきたい、これはお願いしておきたいと思っております。

もう一点通産省にお願いしたいのは、産構審が立派な答申を出していただいております。私はそれなりに評価をしておるわけでありまして、けれども、産構審を見ても、どうも土地コストあるいは地価の高い問題についての明確なるやはり対応というものが弱いような気がいたしております。日本の場合には、産業というところを考えると、とりわけこれから新産業をどう起こしていくかということを考えてときに、この高い地価コストというのをどう克服していくのかという問題を解決しないと、他のあらゆる手を打ったとしても、私は十分な効果は出てこないのではないか、このように思うわけでございまして、これもぜひそういう視点で今後とも取り組んでいただきたいとお願いを申し上げておきたいと思っております。

時間がありませんので先へ進みたいと思っております。新産業を起すことの中で、規制緩和を進めなければいけない、こういうことでの内閣もこう言ってきたわけでございます。与野党を通じて同じ方向を向いているわけでありまして、今村山内閣は、五年の間に規制緩和推進計画を立ててやっていく、こういうお話でございますが、私はなぜ五年なのか、もう二十一世紀まで六年なわけでございます、それだけ余裕があるのかしら。

例えば、二〇〇〇年になりますと、日本は世界一の高齢化の国になります。スウェーデンを追い越して高齢化率世界一なわけです。すなわち、二〇〇〇年というのは日本にとっては大変高い高い山、世界一高い山を経験する、こういう状態にな

るわけでございまして、規制緩和というのとは急がなければいけないのではないかと。

そういう意味で、私は、五年という根拠というのは恐らくないだろう、恐らく区切りがいいという程度で設けられているのではないかと思っておりますが、私はもっと規制緩和はスピードアップすべきだ、このように思うわけでございますけれども、本来これは総務庁に聞くべきことなのかもしれないが、しかし、まさに産業の責任を持つておいでになるのはやはり通産大臣でいらっしゃるの、ぜひ通産大臣にお答えをいただければと思っております。

○橋本国務大臣 私は、その規制緩和というものについて、いろいろな議論がありますけれども、目的、その内容等によって非常に急いで行わなければならないもの、また急いで行えるもの、十分時間をかけて議論をすべきもの、さまざまものがあろうと思っております。そして、細川内閣のときに平岩研究会に諮問をされたものが、五年という数字が出、答申がなされたことも御承知のとおりであります。あの答申は、大変失礼であります。が、暴力団対策法まで規制緩和の対象に挙げておられまして、私もどしどしは腰を抜かすような思いでこれを拝見をいたしました。しかし、経済的な規制というものは原則としてやめていけ、その指摘は、私は非常に正しかったと思っております。

それだけに、私もどしどしはこうしたさまざまな政府規制というものを、そのすべてを対象にしながら積極的かつ計画的にその緩和に取り組む、その姿勢は必要であると考えておりますし、十分意味のある成果を残すためには五年という時間は必要であろう、その判断をいたして規制緩和推進計画を策定すると決めたと思っております。

ですから、当然のことながら、例えば通産省所管、先ほど私は製造物責任法に関連して家電製品を例示に挙げたわけでありまして、この五年という計画期限の中にありまして、できる分野また急ぐべき分野は早急に前倒しして実施をし

ていくということは当然でありますし、その姿勢は我々は忘れないつもりであります。

○平田委員 各省、大規模規制緩和となると横並びでやるわけですね。なかなか出していない、行政改革にしても同じような対応をとっているという新聞報道が出てくるくらいでございますが、私は、通産省が率先して、五年ということなら五年でも結構でございますけれども、通産省だけはもう三年でやる、このぐらいの意気込みを持っていただいてやっていただきたいな、こういうふうに思います。

やはり通産省が日本の経済を今まで引っ張ってきたという自負があるにしろ、思っていますので、これから新しい産業構造を変えていかなければいけないわけでございます、そのためには、他省庁と横並びではなくて率先してやる、こういう姿勢をぜひ示していただきたい。先ほどの大臣のお言葉の中にそれがにじみ出ていたのではないかと、こう思うわけでございます。

それで、規制緩和に関連して懸賞金つき定期預金についてお伺いをしたいと思います。これは大蔵省と公正取引委員会、来ておいでになるかと思っておりますが、城南信用金庫が最高五百万円の懸賞金つきスーパー定期を発売をいたしましたところ、大蔵省あるいは全国信用金庫協会が自粛を求めた、こういう報道があるわけでありまして、その経過の御説明をいただきたいと思っております。

○西村政府委員 まず、今回の城南信用金庫の懸賞金つき定期預金につきまして大蔵省として自粛を求めたという事実はございませんことを、またこれからもそのような予定はないことをお断りしてお答えをさせていただきます。

私もどしどしは、この問題はこの問題として、もう少し広く、規制緩和と申しますか、金利の自由化の問題を考えてみたいということで、先日見解を申し上げたところでございます。

十月の十七日に、長い間かかりましたが、預金金利の自由化が完了いたしました。で、各金融機関におきましては、金利の自由化を積極的に受け

とめまして、創意工夫をこれまで以上に發揮して多様な金融商品の提供を行い、金利の自由化の成果を広く預金者に還元することが期待されているところでございます。

ただ、その場合に、いろいろな方々の声を聞きますと、一方において、金融機関間の競争が一層促進されることは、いろいろな手段を使っても望ましいことだという考え方もあれば、他方、金融機関間の競争というものは金利その他本来の金融サービスを中心に行われることが基本であるというお考えもあるとお見受けいたします。

そこで、金利自由化後における預金の商品性や金融機関間の競争のあり方につきまして、利用者とかあるいは競争政策の精通者等を含めました有識者の御意見を聞く場を設けることとし、金融機関の創意工夫を生かすつつ適切な競争の促進を図り、金融自由化の円滑な推進に努めたい、このように考えている次第でございます。

○平田委員 そういう大蔵省の態度が、何かやろうと思う人たちを頭からぼんとたたくことになるわけですよ。

それは今おっしゃったように、理路整然と、一度検討しなければならぬという御説明はございました。しかし、本来自由にするというのがあるべき姿なのであって、何かやると、それは問題かどうか一週検討してみますと、こういうふうに一々言われておたならば、やる気のある人もやる気をなくしてしまうわけですよ。それで何が規制緩和なんだとだれでも思うわけでございます。これは何も自衛を求めると言っているわけではありませんとおっしゃっていますが、まさに自衛を求めたのと同じ効果を、知恵を絞って頑張ろうとしている人たちにしたらと同じなわけでありまして、私は、根本的に大蔵省は反省してもらわなければならないと思うのですよ。

私は、何も懸賞金つきだけのことを言っているわけじゃありません。すべての規制というのをもう一遍逆にお考えなくちゃだめですよ。今までのお役人は、こう申し上げるとなんです

が、予算をとり人をふやし規制をふやすと、これは成績がよかったわけでありませぬ。しかしこれからは、いかに予算を節約するか、いかに人員を減らしていくか、いかに規制をなくしていくかというところに官僚の力を發揮してもらわなければならないのに、従前と同じようなやり方ですら、時代を担おうとしておいでになる大蔵省——らしいのですか、らしくないと私は言いたいのですよ、本当は。

ですから、副総理、どうですか。こういうのもうやめたらどうでしょう。こんな懇談会をやるということ自体が無言の圧力です。ぜひ、規制緩和を推進するという立場ならば、このような法律で許されるようなことを一々言わない、こういうふうな明言をしていただきたいと思うわけがあります。

○河野国務大臣 規制を緩和しなければならぬという政府の方針を正しく理解をして、適切な措置をとっていただきたいと大蔵省に申し上げたいと思います。

○平田委員 公正取引委員会もおいでになっておりますが、公正取引委員会は今どのような問題についての対応をしておいでになりますか。また、このような問題について今後はどのような基本的な方針で臨まれるおつもりなのか、お述べをいただきたいと思っております。

○小野政府委員 お答え申し上げます。ただいまお尋ねの城南信用金庫の懸賞金つき定期預金、この問題につきましては、まず私ども公正取引委員会の見地から申しますと、不当景品類及び不当表示防止法という法律がございますけれども、その観点からは、その限度内のものでございまして、したがって、いわゆる景品表示法の観点からは特に問題がない、こういうふうにお考えしております。

そこで、一般論でございますけれども、法令の範囲内でのような販売促進活動を行うか、これは、金融業に限らずどの産業においても当然でござ

いますけれども、それぞれの、個々の事業者の自主的な判断によるものであることは当然でございます。したがって、その業界における事業者団体がそのような自主的な判断を抑えるように働きかけるということでありませぬ、これは独占禁止法の観点から申しまして基本的に好ましいものではないと考えております。

さて、本件でございますけれども、先ほど大蔵省の方から経緯についての御説明がありましたけれども、私どもは現在、全国信用金庫協会から伝えられるような自衛要請ないし自主ルールの内容等につきまして私どもとして実態把握のためのヒアリングを行っている、こういう状況でございます。現在ヒアリングを進めている段階でありませぬけれども、その結果、実態を十分に把握した上で独占禁止法の観点から適切に対処してまいりたい、そういうふうにお考えしております。

○平田委員 ぜひ厳正な対応をしていただきたいと思っております。今、もう公取が頑張っていたことが、日本国民にとっては大変有意義なことではないかというふうにお考えしております。

大蔵政務次官、おいでになっておられますが、先ほど副総理があのようにならぬと申していただきましたけれども、どうですか、これはもうここではつきりと自由化に、やりますか、このようにお答えをいただければよろしいかと。お答えいただけますか。

○萩山政府委員 役不足で申しわけございません。金融の分野におきます規制緩和は、競争の促進により国民の金融に対するニーズの多様化、そしてまた高度化に対応して経済の効率化、発展に寄与するものであるというところは、平田先生御存じの通りでございます。大蔵省としては、預金金利の自由化とか金融制度改革の実施など、金融の分野の規制の根幹部分の規制緩和を積極的に進めているところであります。これからも推進してまいるところであります。

金利自由化後における預金の商品性のあり方につ

いて、ただいま銀行局長からお答えがございましたが、有識者の意見を聞く等、あるいはまた金融機関の創意工夫を生かして適切な競争の促進を図りたいという意向を持っておられるわけでありませぬ。金融の自由化の円滑な推進に資するということが重大なことではなからうかと思っております。

○平田委員 副総理が明確に御答弁いただきましたので、それが内閣としての恐らく結論になるだろう、こういうことを判断をいたしました。次に移りたいと思っておりますが、規制緩和に関連していろいろ、公共料金の値上げの問題についてお伺いしたいと思っておりますけれども、経済企画庁おいでになっておるかと思っておりますが、五月の二十日に七つの公共料金につきまして凍結宣言をいたしました。その後、高速道路料金の引き上げにつきまして九月の二十日に認可が行われました。来年四月から引き上げることでございます。

その結果どういったことになったかといえますと、第二東名、名神の大部分が暫定供用になる、こういう予定になっているわけでございます。確かに料金の引き上げは先延ばしになりましたし、圧縮をされました。しかし、暫定供用ですから、御承知のとおり計画は六車でございます。六車を四車やる、真ん中やるという話ですから、改めて両側をまたやらなければいけないということになります。用地の買収は一遍にやるといってお話のようでございますけれども、仕事を二回にやるといことは、工事費というの相当高くなる。私は、五割増しぐらいになるんじゃないか、こういうふうにお考えしております。そういういたしますと、国民には、表面的には値上げは抑えましたが、こういうふうには言えませぬ

ども、しかし、長い目で見たら、国民の負担というものを重くする、このような結果になってしまったのではないかと思うわけでありませう。

私は、公共料金の値上げの問題、今まで何か問題があるとして、圧縮をするとか先延ばしをするという形で、何となく国民にサービスをしたような雰囲気を与えていたわけでありませうけれども、私は、それはおかしな感じがしないかと。今言われているのは、まさに、根本的に公共料金を見直す、あるいはリストラ、リエンジニアリング等々をもうしっかりと実施をして、抜本的な制度まで改革した上で、公共料金どうするのか、こういう発想がなければ、国民のためには本当は何にもならない。これを我々はよく自覚をしなければならぬ。

そういう意味で、経済企画庁にお伺いしたいのは、経済企画庁としては、この公共料金の引き上げについて、まあ見直しをしたりあるいは先延ばしをするというようなことについて、そういうような私が申し上げたような考えがあるのかないのか。また、今回の高速道路料金の引き上げの問題については、どういう原則で容認されたのか。このあたり、明確にお答えいただけますでしょうか。

○谷(弘)政府委員 平田先生御質問の、今、公共料金のうちの凍結にかかった部分のことだと思いますが、この七事業につきましては、五月の二十日に公共料金の凍結という措置が決まりました。その後七月に入りまして、末でございますが、事業の総点検という、料金をつくらせておきますコストあるいは制度、そういうようなものにさかのぼりまして、各事業体に自主的な点検をお願いいたしまして、その結果を踏まえまして、今後とも公共料金につきましまして、実施時期及び改定幅についても、安易な引き上げは厳に慎むというようなことで極力調整をしつつ改定等あるいは検討を進めている、こういうことをごいまして、特に高速道路につきましましては、今後ともその料金の全国プール制の問題、この中の建設をどう進めていくかという基本的な問題について、今後建設省等で検討をきちっとしていくというふうな形で進ん

でいると承知しております。

○平田委員 ほとんど答弁になっていない感じなんですが、副総理、今申し上げたとおりでございます。公共料金、それは上げないにいたしましたことではないんです。私も、先延ばしにし圧縮したのはいいと思います。

しかしその結果、工費がふえてしまつて、しかも暫定供用ですから、なかなか交通量もそんなに多く収容できないわけですから、そういう結果をもたらしたというのは、その部分は消えてしまつておるわけですよ。そこ全部、トータルで国民の利益になつていのかないかという観点で公共料金の問題考えるべきであつて、引き上げを抑えるためには、リストラ、リエンジニアリング等々、抜本的な改革をやるべし、こう思うわけでございますが、御意見いかがでございますでしょうか。

○河野国務大臣 本年、前内閣が公共料金の一括凍結という決定をなされたわけでございます。これは、さまざまな公共料金の値上げが一期集中したということもあつて、そのことが国民生活に大きな影響を与えるという配慮から、恐らく一括、当分の間凍結という御判断をなさつたものと私は思つておりますが、いずれにしても、そのことが合理性があつたかどうか。そしてまた、凍結をする場面において、一体どういう意味を持った凍結であるかということが、もう一つ明確でなかつたのではないかとこの感じを私は持つておるわけですよ。

私に、やはり公共料金の引き上げという点については、合理性とそれから利用者あるいは国民の納得が得られるということが何より必要だと考えております。そうした点、十分事務当局は考慮の上判断の上決定をしたものと認識をいたしております。

○平田委員 リストラ、リエンジニアリングをやる必要がないかということについては御答弁がありませんでした。お答えになりますか。

○河野国務大臣 それはもうリストラ、リエンジニアリング、当然考えるべきことであつて、これはそれぞれの公団なりその他真剣に考えて対応しているというふうな考えです。

○平田委員 経企庁長官、入られたそうでございますが、何か手違いで御連絡行つてなかつたそうでございますけれども。

今、リエンジニアリング、リストラやらなければいけないとおっしゃいました。しかし、今果たしてそれをやっているのかどうか。これから永久的な制度というものを考えて、そういう制度に切りかえられれば、またできる。しかし、発注の仕方とか、細切れ発注なんかやると高くなつちゃうわけですよ。二十キロ延長で工事を発注するなんというものはもうないです。非常に細切れでやっている。そういうようなことは全然改善されてませんですよ。

だから、リエンジニアリング、リストラをやつていられるというふうには私は思えないわけでありまして、せつかく経企庁長官においでになりましたら、高速道路料金の値上げについて今伺つておるところでございますが、あとまだ七つのうち六つ残つておられます、それについては徹底したリストラ、リエンジニアリングをやられるおつもりなのかどうか、この点だけお答えいただけますでしょうか。

○高村国務大臣 民間は本當に血のじむようなリストラをやっているわけでありませうから、公の部門が、あるいは公共料金関係事業体がぬくぬくとしていいわけでありませうから、先生がおっしゃつた趣旨を体して十分できるように、経済企画庁としても監督主管官庁に御相談してまいりたい、こういうふうな考えております。

資金になつちやつていくわけです。もうちょっと本来の投資制度というものを復活させないとだめなのではないか。こういう観点も含めて、通産大臣または大蔵省、お答えいただければ、時間がありませんので、短時間によりしくお願いいたします。

○橋本國務大臣 現在までやっていることはそれは割愛いたします。

そして具体的に、来年度、私どもは、シーズ研究に対する助成を含む技術改善費補助金の拡充、それからベンチャーエンタープライズセンターへの債務保証基金の積み増し、さらに投資損失準備金制度の創設及び欠損金の繰越期間の延長などの要求を今行っているところであります。そして、こうした施策を含めまして、有機的な連携を図ることにより一層効果的な新事業支援というものを行っていきたいと考えております。

しかし同時に、やはり新規の事業の円滑かつ継続的な発展のためには、そのほかにも現在まで実施している政府関係機関における支援策があるわけでありまして、やはり何といたしましては民間資金の円滑な供給が不可欠であることは間違いありません。通産省といたしましては、民間資金の円滑な供給というものを促進し、特に立ち上がり時における資金需要にこたえるために、資本市場の利用者である企業のニーズを踏まえながら、店頭公開市場を初めとする資本市場の改善に向けて関係当局に対して働きかけを現にいたしております。これからも強めていきたいと思っております。御支援をお願いいたします。

○西村政府委員 御指摘の点につきまして、政府関係金融機関という観点からお答えを申し上げます。と思っております。

国民金融公庫におきましては、企業に長期に継続して雇用されている従業員の方などが独立開業を行うのに必要な資金を融資するために、貸付限度額等を優遇した特別貸し付けを行っております。また、中小企業金融公庫におきましても、中小企業者がみずから開発した先端技術等を企業化

するために必要な資金を融資するための特別貸し付けを行っているところでございます。さらに、本年の二月、企業家精神に富み、将来成長の可能性がある中小企業の新事業展開を支援するため、中小企業金融公庫に新事業育成貸付制度を創設したところでございます。

以上のようなことで、このような分野についても配慮をしておるところでございます。

○平田委員 全然配慮されていないのですよ。大企業をやるのに今数百万円で済みますか。ラーメン屋さん一つやるのに数百万円じゃ足りないのですよ。それを新規技術でもって何か製造業をやるうと思つたら、数億円あるいはそれ以上のお金が必要なのですよ。それをすく貸してくれませんか。ないですよ、そんな制度は。そういう制度を早くつくらないと、新産業をつくるつくとつとつたつて、これはもうかけ声だけで政府は何の支援もしていないと言われるのが落ちでございます。それはもう十分各大臣おわかりのことと思っておりますから、しつかりそれはやっていたいただきたい、通産大臣。大蔵省もしつかりやっていたいただきたい。

もう時間ありませんので、あと残り、外務省の質問はちよつときようはもうできないということで、最後、労働省とそれから文部省にお伺いしたいと思つて、今、働く方々は不安に駆られております、もう賃下げがあるんじゃないか、いや解雇があるんじゃないか。若い学生はことしはもう就職ができない、こういうことで悲鳴の声がかかっているわけでございます。景気は何か底を打つた、いやもう平成不況は去年の十月で終わったというふうには言われておるようでございますが、実際、実感はそうではない。ますます産業の空洞化、歯どめがかからないのではないかと、前途は非常に暗いという感じを国民が持つております。ですから私は、先ほどからWTOでどうなるんだという話もしつこくお伺いしたわけでございます。

ところで、農水大臣、この六兆百億円の対策で農業の雇用はどれだけ伸びますか。

○大河原國務大臣 農業の雇用が流通加工とか付加価値部門の活性化によって出る可能性はございますけれども、全体としての雇用効果、雇用を特に推進するという考えはございません。

○平田委員 農業もこういう状況にあるわけでございます。今新産業の話も申し上げました。労働省だけあるいは文部省だけで十分対応ができるのでは私思つておりませんが、それぞれいろいろな報告書とか等々出ておることも十分承知をいたしておりますけれども、まず文部大臣にお伺いするのですが、ことしは相当厳しいですね。来年の三月はことしの三月よりも就職できる人は一〇ポイント、短大の場合は三〇ポイントも下がるんじゃないか、こう予測をされております。この現状、また次の年、大体どういう予測をしておいでになるのか、またそれに対する対策、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

時間ありませんので、労働大臣もあわせてお伺いしておきますが、このような今の雇用不安の中でどのような対策を緊急にしようとしておいでになるのか、また、今の新産業を起すとか、あるいはミスマッチの問題ですね、こういう問題をどう解消していくおつもりなのか、あわせて御答弁いただけますでしょうか。

○与謝野國務大臣 先生御指摘のように、十月にとりました統計では、大卒者で就職が決まっております者は七割強でございます。また短大卒の方は四二、三％ということで、例年になく低いわけでございます。新卒者に対する有効求人倍数も大変例年に比べて低い、こういう傾向が続いております。

基本的には、やはりバブル以降の不況からの脱出が先ほどから質問されております空洞化現象というものも進んでおりますし、また、企業家のあるいは経営者のマインドも非常に萎縮した状況が続いております。そういう中で、いかに新卒者の雇用機会を確保していくかということ、これはもう御本人にとりましても、長年その

方を育ててこられた保護者の方にとりましても、また私ども文部省にとりましても大変重大な課題でございます。

私どもとしては、まず第一には、企業団体、日経連、経団連、日本商工会議所、中小企業団体連合会等々、私自身回しまして、そういうことのお願いもしてまいりましたし、また、大学関係者を集めまして就職問題懇談会を開きまして、就職指導の徹底もお願いをしております。

しかしながら、そういうことだけでは解決できないわけでございます。やはりこういう先生方の御質問のようなものを通じて世論を喚起し、経営者側が、短期の経済サイクルだけで採用人員を決めるということではなくて、やはり長い経済サイクルの中で雇用人員を決めていくというように、少し物事の考え方を変えていただきたいと思つております。また学生の方も、中堅企業あるいは中小企業等で大変いい職場もあるわけでございますから、自分の適性に合った、自分の希望になつたそういう場所を広い視野に立って探していただきたいということも考えておりますし、その中で特に女子の新卒者に対する扱いを企業側も十分、また十二分に御配慮をいただきたいと考えております。

いずれにしても、毎年の話でございますので、平成七年度の概算要求では就職指導に関する予算、定員を要求しておりますので、文部省としても、こういう就職指導に關しましては一段と文部行政の中で重点を置いてまいりたいと考えております。

○浜本國務大臣 委員の質問は、雇用不安に対する認識と対策ということだと思つております。労働省におきましては、二〇〇〇年ごろまでの産業、雇用の姿や、これに基づく政策の方向性につきましまして、雇用政策研究会というのを開いていただきまして、本年の六月に中期ビジョンを取りまとめたいただきました。それによりまして、規制緩和などの構造改革等が行われることを前提にいたしました場合に、製造業においてはある程度

雇用需要は減少するというのが見込まれておりますが、一方では、サービス業や情報・通信分野、住宅、医療・福祉分野などで大幅に需要が拡大するであろう、雇用が拡大するであろう、こういう分析をしていただいております。そういふならば労働力の需給関係はほぼ均衡するであろうという見通しを立てております。

しかし、産業構造の変化が進みますので、当然労働力の移動が予想されるわけでございます。その場合には、社会的痛みをできるだけ少なくするために、失業のないような労働移動を考慮しなければならぬと思っております。その対策を今一生懸命立てております。

○平田委員 時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、古賀正浩君。

○古賀(正)委員 関係閣僚の皆様方、連日御苦労さまでございます。

今、当節時世としてはやるものは、貿易自由化、国際化、そういふたぐいのことでございまして、このWTOも大変大きな課題ということになっておるわけであります。そういうことからいたしまして、国際信義上はできるだけ早く了解をして、そして国会は承認をすべきではないか、こういう話もあるわけでございますが、ただ、こうして連日ここで答弁、論議を聞いておきますと、必ずしもなかなかそういうわけにはいかないという思いがいたします。やはり一番大きな問題は、農業、食糧などが大きな問題でございますが、きょうは総理あるいは大蔵大臣なども御出席でございませぬから、そういう問題はこの次に、御在席のときにとっておきまして、きょうはその他の問題について御質問をさせていただきたいと思っております。ところでございます。

何と申しまして、予告編だけいたしますと、貿易自由化、比較生産性ということになりますと、日本は食糧の生産性とかなんかでは大変問題があるわけでございます。加えて、先般来いろいろな論議があつておりましたように、長期的な地球上

の人間の食糧需給ということに対しては、かなり先行き暗いという見たいなものもある。こういうときにこれだけでやつていって大丈夫かね、こういう話があります。いや、それは六兆百億円がありますという話もございしますが、本当にそれで大丈夫かという話については、議論を聞くほどどうも確信が持てないという見たいなものもあるわけでございます。

話がかわりますが、一昨日、中国の残留孤児が日本に調査で訪ねてこられました。それを見て本当に涙を禁じ得ないわけでありまして、敗戦後、日本の国家の庇護もないあのときに苦勞して、五十年間苦勞した方々であります。その御苦勞を見ながら、また春を求めることができないというところもあるわけでございますが、事食糧といふのは普通の工業製品などと違って、うっかり間違いますと、いや間違つた、これはしようた、ごめんなさいといふことでは済まない。やはり人間の、日本人の命にかかわるものでありますから、その辺をきちつとやはりやらなきゃいかぬということがございます。

そういう意味では、今後もうちょっときちつと整理したところでいろいろな論議もさせていただきたい、こう思つておるところでございます。政治の責任ならば、議員をやめたり落選をしたりすれば済むわけでありまして、事一億二千万人の国民の食糧ということになりますと、やはり八つ裂きになつてもやむを得ない、そのようなこともあるわけでございしますから、この点についてはよりどころい慎重に議論をすべきではないか、こう考えておるところでございます。

そこで私は、この八年間の長かつたガット・ウルグアイ・ラウンドのいろいろな経過をかいま見ているので改めて思つたことは、やはりガットの事務局長、最後に調整案を出します、例えば最後でありますとサザラードという方がおられました。その前にはドウニという調整事務局長がおられました。そういう方たちの役割の大きさ、力の大きさをみないものがあつたわけでありまして、

もうちょっと何とかならぬかということで、何とか会つて話をしたり陳情したりしたいというところがございしたけれども、実際はなかなか行つても会えない。また、会つてもなかなかまとまら、もうちょっと日本として態勢のつくり方がなかつたのかね、こういう思いも片やするわけでありまして。そのあたりには一つ、げすの知恵は後から出るといふことをいいますけれども、後悔のほぞをかんだような感じが確かになつたといえはうそになるということがあるわけでございます。

そこで、そういう経験に照らしまして、今回WTOの新しい設立問題というのが年明けということに予想されておるわけでございしますが、そのときに既に三、四人ぐらいの方がその事務局長に就任したい、できる事務局長のWTOの事務局長に就任したい、こういう運動があつたやに新聞では報じられております。一人はルジェロ・イタリヤ元貿易相、それから二人目にサリナス・メキシコ大統領、三番目に金、これはお隣の韓国であります、韓国商工部・資源部長官といふことでございまして、我が国は、先ほど秋葉先生の御質疑に対しまして河野外務大臣は、金長官をできるだけ支援をするという姿勢をとつておつたということもお伺いしております。

そこで私は、一つ疑問に思ひますのは、そういうことならば日本からこういう事務局長候補を出す、そして推進するといふことをもつとやつたらいいのじゃないか、こんな思いがするわけでありまして。今外務大臣おられますが、後ほどこれ質問の通告もしてございしますから、これについても一回お答えをいただきたいという思いがするわけでございます。

それと関連をいたしまして、実はこれだけ国際化の時代が広がつてまいりました、日本も今後国際機関で働く日本人の役割も非常に大きいのではないかという気がいたします。そのときの日本人がどのぐらいおられるのかといふことを外務省あたりで聞きますと、いや実はいろいろなあれから

しますと、例えば世界貿易量に比べますと、日本の事務局長の職員比率というのは余り多くはないといふこともあるわけでございしますし、また、国際機関の分担金比率などのシェアで見ましても、どうも日本人は余り多くないではないか、こういううらみがあるような気がするわけでございします。もちろん、日本人は言葉の障害みないものもあるわけでございますから、そういうことになりまして、なかなかハンディといふことですんなりいくわけにはいかないかもしらぬ。しかし、我が国の方針として、やはりこういうときには国際公務員みないものをもうちょっと出したらどうか。出すためのいろいろ障害があるならば、その障害を何か政策的に打ち破つてやるみないな努力もしたらどうか。こんなふうな思いがするわけでございます。

これも、外務大臣おられませんけれども、あるいは外務省のお役人の方でも、よろしゅうございしますか、大臣、済みません、どうも。意地悪したみたいで恐縮でございます。

○河野外務大臣 ちよつと半分しか質問を聞いていなくつたものですから、もう一回お願いできま

○古賀(正)委員 そうですか。一つは、WTOの、今度、来年の一月組織されたときに事務局ができています。事務局の事務局長に立候補した人が三人いるそうです。韓国からの、きょう、さつき秋葉先生から御質問がございました金さんという方もそうです。それについて、日本からもうちよつと出す努力をしたらいんじやないかという素朴な国民の疑問があると思ひます。それに対してどうかというお答えを一つ。

それともう一つ、これだけ国際社会が広がつてまいりました、国際機関の活動が活発になつてまいりますと、日本の役割も非常に大きいです。そうなる、日本の国家公務員みないな人をもうちよつと起用していいんじゃないか。そのためにいろいろ障害があれば、政府としても何かその障害を打ち破る努力をするような方法はないんだらう

か。その二点についてお答えいただきたいということでございます。

○河野国務大臣 ちよつと中座をしております。申しわけありませんでした。

確かに、先ほど御質問をいただきましたが、WTOの事務局長については、このWTOという組織が自由貿易の新しいルールを定めるための中核的な役割を果たすというものだけに、大きな関心を持たなければならぬと思ひますし、また私も持っております。

事務局長人事についても私どもは関心を持っておりましたが、韓国が、先ほど申し上げました金結寿という有能な、国際的に名の通った方を候補者として決定をして、我が国に支持の要請がございました。金結寿さんは、ガットの中でアンチダンピングの委員会の、一時ですが議長を務めるなどとして、非常にそうした経験も豊富な方であるというふうにも承知をしております。こうした方が我々の、そういう言い方はどうかと思ひますが、アジアの国々の中から手を挙げられるということであれば、もちろん他の二人の候補者も、極めてこれは国際的に名の通った有名な方々、我が国としても関係のある方ではありますけれども、韓国のこの候補者を支持することが適当であろう。もしそこで日本もまた手を挙げるといふことになれば、恐らく共倒れということにもなりましようし、ここは韓国の候補者を支持するということが適当ではないか、こう考えた次第でございます。

もちろん、今議員も御指摘のように、まだ三人の候補者がそれぞれ手を挙げていますので、どこに落ちつくかということ、予測はまだする段階ではございませんが、我が国としてはこの際金氏を支持したい、こう決めたわけでございます。

それから、確かに、国際機関の中で日本人の活躍の場をもう少し積極的にサポートしてはどうか、こういうお尋ねであらうと思ひますが、私も全くそう思ひます。

ニューヨークの国連の事務局の中でも、たしか

私の記憶に間違いがなければ九十人程度の日本人が働いているわけですが、これはそういう計算の仕方がいかどうかわかりませんが、日本の提出額に比べれば九十人という人の数は極めて少ないのではないかと指摘もございまして、また一方、ガットの事務局の中では、日本人は恐らく一人か二人がこれまで働いていたというふう聞いておりました。こうした点も、もっと積極的にこうしたことに関心を持つべきであるというふうに思ひます。

ただ、一般的に申しますと、こうした国際機関は給料が非常に安いとか労働条件が余りよくないという説もございまして、なかなかそれを積極的に望むという方が多いというふうにも実は聞いておられます、公務員の中で。

しかし、そうしたことも考えながら、サポートできる部分はサポートして、支援をして、大いに国際機関の中で日本人が活躍をするということが本来望ましいのではないかとこのうふうにも考えておられます。

○古賀(正)委員 私も、聞くところによりますと、ガット事務局には日本人は一人しかいなかったというのを聞きます。人数が多ければ日本の主張が入られるようになるかどうかとは全然別問題でございますし、また国際機関の公平性からしますと下手なことはしない方がいいというふうな気持ちはありますが、さはさりながら、まだいろいろな周辺情報とか、いろいろな何かあることもあるんじゃないかというふうな気持ちも、率直にないわけではございません。ひとついろいろとまた御検討いただきたいと思ひます。

それで私は、自民党当時、外交調査会の席で同じような発言をしたことがございまして、そのとき、何か話によりまして、例えばインドとか、ああいう中東あたりのかかり金持ちの人たちがいて、先進国に留学をしているような国からは、その卒業生というのは、卒業資格を持った人というのは、案外そういう国連組織に行くんだ。というのは、日本だとそういう学歴を持っていると国連なんか

行かなくてもほかのところにあるけれども、そういうところの人たちというのは、大学を出たり学士号を取ったりしますと、そういうところしかなから、結局そういうところに行くんだという話も聞いたことがあります。

そういった意味から申しますと、日本の大学卒業生、特に外国の大学卒業生がいろいろな比較をしてやったり国連に行こうと思うぐらいの条件をもちよつと備えたいんじゃないかというふうなことも考えるんですね。これだったら、国連よりやっぱりどこか商社とか、日本の何か海外支店とかに行つた方がいいぞなんて思われるのではないんじやないかと思ひます。そういういろいろいな処遇なり資格みたいなものをもちよつと検討して整理して考えていただいたらいいんじゃないかという気がいたします。

これは初めての提案でございますから、これは宿題として、またいろいろと御検討を賜れば幸いでございます。ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

それから、通産大臣お見えでございますが、今度の特許法の改正ということがございまして、これがまた通常は国民一般にはなかなかわかりにくいところがあるものですから、みんなの評価、意見というのは必ずしも十分じゃないみたいな気がいたします。しかし、今世界がこれだけ密接になつて、これだけ技術移転が大事な段階に、企業のそういう努力によつていろいろの制度を調和させながらやることのできるというのは大変大きなことだと思ひます。このことによつて技術が移転をして、どこかしかるべきところでその技術の花が開くということは、今後地球人類の文明あるいは発展に大変大きな効果があると私は高く評価しておる次第でございます。

例のいろんな幾つかの大きな食い違いがございまして。そういったことに照らしながら、アメリカの今回の踏ん切りがどのような我が国にメリットがあるのか、これについて通産大臣ひとつ御解説をいただきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 かつて当省の政務次官をされた委員に到底解説を申し上げるほどの力はございません。ただ、私も答弁をお許しいただきました光栄であります。

今委員から御指摘がありましたけれども、今回のTRIPの合意、日米合意というものを踏まえた特許法改正と申しますものの中には、確かに委員が御指摘のとおり大きなメリットが出てまいります。日本として今回この協定上の義務を果たすと同時に、御審議をいただきます特許法の中には、特許につきまして、付与後の異議制度への移行でありますとか、外国語、つまり英語でありませけれども、英語出願を認めるといったことを行うことにいたしました。これは経済活動のグローバル化の中で特許制度の国際化に大きく資するものと我々は考えております。

同時に、日米合意におけるアメリカ側の措置、具体的には特許期間の適正化と早期公開制度の導入を求めたわけでありまして、この結果として、時に何十年もの間市場では十分に知られ、また既に利用されているような技術がある日突然特許が成立して、その日から十七年間特許が存続するというような、いわゆるサブマリン特許という問題が完全に解消することになります。これは日本だけではなくて、世界じゅうの産業界が長年苦しんできた問題を解決することでありまして、私どもは大変大きな意義のあるものと考えております。

先ほど手元の資料を見ておりましたところ、ここには幾つかサブマリン特許に係る実例をもしましたものの中にも、もらいました中の一番長いもので三十八年、そのほかにも二十八、二十年、二十一年といったような事例が並んでおりました。こうしたものが突然浮上してくるのでは、それは特許制度自体が本当に問題を生じてしまう。今回これ

がなくなるということは、非常に大きなことであると考えております。

○古賀(正)委員 確かに、従来の十七年のサブマリン特許というのは、片や企業に不測の損害を与えるという意味では、こういうことはやっちゃいけないですね。そういうことが今度はきちっと織り込まれる危険として計算上できることになったということ、私はこの意義は非常に大きいと思うんです。そういう意味では、アメリカも存続期間の特許登録から十七年とされていることにはやはりかなり中でも抵抗があるんじゃないかという気もするんですね。

そういう意味からいしますと、サブマリン特許として挙げられるものはどのようなものがあるのか、この点に関して、アメリカのこの特許法改正、法改正の動向はどんなふうになっているのかということをお話をいただきたいと思っております。

○橋本國務大臣 今申し上げましたポイントにつきましては、それぞれ、アメリカでは既に上下両院に法律として提案をされておりました。審議が行われると私どもは承知をいたしております。ですから、これが議会においての承認を得れば、これらの点については完全に解決をすると思われま

す。また、既存のサブマリン特許の実例につきましては、特許庁長官の方から御説明をさせていただきます。

○高島政府委員 サブマリンの例示でございますが、今大臣が申し上げましたように、主要なものとして四つあるわけでございます。

一つは、レメルソンという人の開発いたしました、製品の傷の検査のため、電子画像を自動的に解析する方法、装置でございます。これは先ほど既に御指摘があった点でございますが、一九五四年に出願されたものが、何と特許になりましたのが一九九二年、三十八年間の潜伏をしていたというものでございまして、この技術は、日本の自動車業界等々が今まで当然のこととして使ってきたものでございますが、それに関しまして、突如として

して浮上してまいりました、潜水艦として浮上してきましてために、それに対する損害賠償等、非常に問題を起したものでございます。

それから、もう一つ長い例示を申し上げますと、グールドという人のレーザーに関する特許がございますが、これも半導体の製造装置ということと、日本の電機メーカー等は当然のように使ってきたものでございますけれども、これも何と一九五九年に出願いたしましたものが、特許になりましたのが一九八七年、二十八年後に初めて浮上いたしました、したがって、その関係企業と非常にトラブルを起しているというものでござい

ます。代表的なものを二件、御説明申し上げます。○古賀(正)委員 特許制度の調和の観点と

からいいたしますと、アメリカと日本では、非常に大きな点は、先発明主義とどうも先出願主義とをどう調和させるかというところに大きな問題があったわけでありまして、これは両国ともなかなか譲れる話ではないというふうな取組みがあります。これについてどうのような取組みかという点について、お答えできる限りがあればお答えをいただきたい。

○橋本國務大臣 確かに、御指摘のように、世界の特許制度を考えます場合に、これから先、その調和のために残された最大の課題は、アメリカのみが先発明主義の中で維持しております先発明主義であると思っております。そのほかにも、フィリピン等幾つかの国で先発明主義をとっておりますものがありますけれども、主要国の中では、これはアメリカだけでございます。

一時期、WIPOの特許調和条約交渉の中で、アメリカも先願主義に切りかえの空気があるいは見えたのかと我々は期待をした時期がございました。また最近、先願主義への移行には大変積極的な姿勢を示す状況になっておりまして、欧州初め各国と連絡をとりながら、あらゆる場所を通じてアメリカ側に先発明主義の是正を粘り強く我々は求めていきたい、今そのように考えております。

○古賀(正)委員 アメリカとSIIの相談をしておりましてときに、アメリカは、我が国の一層の審査処理短縮が必要だということを非常に強く主張をいたしました。当時、アメリカは十七年い

十八カ月でその結論を出しておいたわけでありまして、日本は何と二十八カ月ということであって、これじゃなかなかうまくいかないということも言われておいたことがございます。それがその後、我が国の理解と努力によりまして今かなり改善をすることができたわけでありまして、関係者の御努力を大変多謝するものであります。今後、来年度までに審査処理期間を二十四カ月にしたいと、SII合意の実現可能性並びに来年度以降の審査短縮に向けてのいろいろな要望も出ておるわけ

でございます。これは通産大臣、お答えしにくいかと思っておりますが、どういふ決意……(橋本國務大臣)「長官からでございますか」と呼ぶ。そうすね。じゃ結構です。ひとつお願いします。

○高島政府委員 従来から、いかにして特許を早く、しかも的確に与えるかということが私どもも行政の最も大事な点であるというところは御指摘をいただいているとおりでございますが、そのためには、まず審査官等を増員しますこと、さらにはペーパーレス計画を推進すること、さらには先行技術調査を外注化する等といったいろいろな各般の施策を総合的に進めて、過去、審査の処理期間平均三年を超えておりましたものが、平成五年末時点では二年四カ月まで短縮をしてきたわけ

でございます。御指摘ございましたSIIにおきます審査期間の約束は、平成七年末に二十四月にしようということでございますが、その目的を達成するためには、今全力を傾けておりまして、私どもとしては必ずやこの公約が果たせるように努力しているところでございます。

(委員長退席、田中(直)委員長代理着席) ○古賀(正)委員 ありがとうございます。この知的財産権、特に特許法に関しましては、アメリカ

と大体こういう調和ができてきた。世界じゅうにこのような形を広げていけば、かなり円滑な制度の運用が可能になってくると思うわけでありま

す。そうなりますと、そういう制度にやはり魂を入れるということが必要だということがあるわけ

でございます。現在、日本は、タイ国の特許庁にJICAがコンピューターを援助をするという話がありまして、そのためのJICAの研修生百人を訓練をするという話も聞いておるわけでありま

す。細かいことはわかりませんが、日本に非常に好意も持つ、そういったスタッフがそろうということは非常に結構なことだと思

います。こういうことを今後どしどし研修生あるいは人材の育成を進めていただきたいと思

います。これは、どういたしまして、事務局、高島さん、お答えいただけますか。○高島政府委員 アジア諸国、発展途上国へのいろいろな意味の協力の点でございますが、今回のTRIPの合意に伴いまして、いろいろと途上国での制度面での整備あるいは運用面での改善が必要になってくるわけでございますから、先進国の積極的な協力が極めて重要だと私も深く認識を

臣の方からお話をさせていただいているところがございます。

○古賀(正)委員 私は、まだいろいろ質問をしたことがたくさんございます。

最初、この冒頭に申し上げた農業関係、食糧関係、これがほとんど質疑をせず、整理をしないままに残っておるところでございますが、これは整理あるいは大蔵大臣がお見えのときに一緒にやらせていただきたい、こういうことで本日の質疑は、時間を二十数分残しますけれども、これで終わりにさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○田中(重)委員長代理 ちよつと待ってください。ちよつととめて。

(速記中止)

○田中(重)委員長代理 では再開いたします。古賀君。

○古賀(正)委員 農林大臣、大変失礼をいたしました。まだ時間がございますので、少し農政関係について御質問をさせていただきますと思います。

まず、今度農業の調整案を受け入れまして、これは細川内閣のときの、我々のことでやったわけでございますから、それを引き継いでいただくのが自杜村山内閣ということに相なるわけでございます。これは三度にわたる国会決議に反する、こういうことをやりながら、結局ミニマムアクセスを中心とするその調整案を受け入れるということになるわけでございます。

そういうことになりましたと、やはり日本の農業は将来どうなるのか。やはり若い人とか、何とかしていかうという人たちがかなり希望を持っておる。そういう人たちに、希望を持って何かやれるように我々もしっかりやりますよ、そしてまた、そのために国民の合意も得る努力をしますよ、こういうことを言っておるわけでございますが、どうも今、この法案が閣議決定される直前に決まりました六兆百億というものの中身については、ひとつこなれ方が足りないと思しますか、余りき

ちつと大事をとった、大事をとったというか詰めた形になっていないのではないかと、こういう思いがどうしてもつきまとうわけでございます。

特に、私の田舎でも、例えばいろいろな農民の会合とかなかへ行きますと、自民党の方が、そういう意味で、いやこれはあれだけれども、六兆百億、また三兆何が、こういうものがあってもうどしどしやるんですということも言ってくれませうけれども、しかし、それについて本当に農家が納得した表情をしているのかねということになりますと、どうもそういうわけにいかないという気がしてなりません。そして、もしこれで本当に国の政策が失敗すれば、これはやはり農政不信はもう大変なことになるんじゃないかと、こういう思いもあるわけでございます。したがって、このあたりをもうちよつと議論を、経理及び大蔵大臣がいらっしゃるところで詰めた、こんなふうな思いがいたしておったところでございます。

それは、例えば四年前の牛・かんの自由化ということがございました。牛肉については関税がある、その関税は三百億ないし五百億ぐらいある、それを原資にして牛肉の自由化の影響を最小限にするようにやろう、こういうことを約束したわけですね。そして、まあそれで畜産農家も納得したということがございました。また、ミカン農家は、当時一千億ちよつとであったと思いますが、そういうものを提供しまして、そして園転、樹種転換とかなんかをいたしまして、まあ何とか自由化の影響を最小限にしよう、そういう施策を国はとったわけでございます。

ところが、実際それをやってみますと、いろいろな不運も重なったわけですが、特に牛肉の場合には、例の子牛の価格が非常に下がったといったようなことがございました。そして実際それが、酪農家とかなかの所得が非常にうまく上がらなかつたということがございました。また、ミカン農家は、一番当時困っておったのは原料ミカンの対策であります。原料ミカンの対策というのとはもうほとんどうまくいかなかつたみたい

ことがございました。そこで、園芸連とか農協団体は、こういうことを何とかしてくれという話ですが、実際はそういうことについてはもう措置済みであるみたいなことで、新しい政策にはなかなかならぬで終わったということがありました。

つまり、自由化はともかくやむを得ない、だからそれについては国が思い切った対策をやる、それだからそこはひとつ理解をしてほしい、こういう気持ちに農協団体も納得しておったはずでありましたけれども、実際は、そういうことになりますとかなかなか対策はびたつていない。何とかしてほしいと言っても、いや、それはもう措置済みではないかという話になるみたいなことで、結局泣くに泣けないみたいな状態で、結局農政不信というみたくないことになつていったのじゃないか。だから、今度の米の市場開放問題について相当の思い切った政策をやり、農家に、将来の農業に納得してもらおうような政策を実現していくためには、やはりまずは牛肉・オレンジについての対策の見直しからやるみたいなことが必要じゃないか。そういう思いがするわけでありませう。

これが農林省でどのような公式の検討になっているかわかりません。いや、そんなのもできませんよという話ではないかと思しますが、ただ私は、本当に米についての、米の市場開放についてのちゃんとした施策をやるためにはそういう対策がどうしてもやはり要るんじゃないか、それをしてこそ初めて農政不信を解消して、そして一緒にやって何かやっていこうよ、こういう気持ちで農協団体、農民あるいは政府が一緒になってやることのできるんじゃないか、こういう思いがするわけでありませう。

話が大変大きな抽象的な話であります。また、このこと自体の質問通告もしてありません。よければお答えをいただきたいと思します。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

このたびの自由化に関連しては、明確な日本農

業に対する展望を持ってそれに対する各施策を集中的に行い、農家の方々に対して積極的な取り組みを行うような姿勢、体制をつくるべきだという点については御指摘のとおりでございます。私どもは、古賀委員、事業について必ずしも明瞭ではないとおっしゃっていましたが、時間さえ与えていただければ、それぞれの事業についてどういふねらいでどういう積み上げをしてやっていくかについては申し上げても一向差し支えないわけでございます。

その点についてはとにかくといたしまして、牛肉の自由化なりあるいはオレンジの自由化の際の対策、これが非常に不徹底であつて、それが後刻いろいろ不安をもたらした、これが今回の対策にも及ぶであろうというふうなお話でございますが、御案内のとおり、牛肉の自由化については、関税収入、一千億以上の関税収入を牛肉対策に使うということでも現に措置されておるわけでございます。

それで、制度の基幹は、御案内のとおり、肉用子牛基金の補給金制度、それから肉用牛の肥育農家に対する一種の所得補てんの制度でございますが、そういうものを基幹としてやっておるし、また大家畜の経営安定のために、特に負債整理等に重心を置いた施策もそれぞれ行つておるところでございます。

ただ、自由化されて、輸入牛肉価格が、当初の七〇%が六〇%、現在五〇%に関税が自由化の際の約束によつて引き下げられておる、それら過程において、特に内外価格差が大きい輸入牛肉が入つてきた点において、乳用牛関係の牛肉等々、いわば低位な価格の国内の牛肉が大変輸入牛肉との競合によつて影響を受けておることは確かでございます。

ただ、全体を見ますと、このような厳しい中でも、輸入量は増加しておりますけれども、国内生産量も大体その水準を維持しております。したがつて、客観的に見ますと、今までの輸入割り当て制度のもとにおいて国民の牛肉に対する強い需

要をやや抑制的に、抑えていた、それが自由化によって一挙に流通量がふえたという点があるかと思ひます。

したがって、この点については、今日の肉用牛生産農家、それぞれ繁殖もあるいは肥育について大変努力をしていただいております、今度は新たな自由化、関税化ではございませぬけれども、これにつきましても、今度の対策においても、このために入れた各種の対策を、今度新たに自由化される十品目と同様な、それに劣らない対策を行いたい、さように思っておりますし、ミカンについては例の、一番厳しい影響を受けておられる、生果そのものよりもオレンジのオレンジ果汁、一年おくれで自由化されたオレンジ果汁によって影響し、それが加工用のミカンに対して厳しい影響を与えておる。

したがって、これについては、本来の生果、食用のミカンについても、その状況に応じて加工用に回し得る特別対策を今度の果樹、国内対策にも取り上げるとか、あるいは園地転換をさらにするとか、優良系統とか、需要の強い高い品種系統に転換するとか、それぞれ施策を行おうとしておるところでございまして、私は、見直しという強いお言葉がございましたけれども、それぞれ施策を強化することによって、新しい対策に踏み込む場合における、過去の自由化のマイナス要因が後を引かぬような措置はとっておるつもりでございます。

○古賀正委員 ありがとうございます。ひとつよろしく精力的な御検討をお願い申し上げます。

実は、余談でございますが、村山総理は、社会党と私も新生党と同じ与党を組んでおったときに、同じ果樹振興議員連盟を組織しております、会長、副会長の副会長で村山先生に入っていたことがございます。原料果樹の基金対策などはひとつ村山先生も大いにやろう、こういうことをおっしゃっていたことがございますので、総理になられれば、我々がすぐ、あのときこ

う言っただけじゃないかというのでも難しいかとは思ひますけれども、少なくとも果樹の産地大分県としては、大変御熱意も御理解もある方でございますから、しっかりとお願いをしたい、こう思っておりますのでございませぬ。

それから、ちよつと話がずれますけれども、今度新食糧法、新食糧法というのは、今度のあれを地元の農業団体とかいろいろなところと話をしていますと、いろいろな議論になる点がございませぬ。それは何かといつても、かつて、昭和四十年代の初めに千四百万トンくらいの米の過剰生産が出まして、相当の米を政府が抱え込みました。そのとき、これで一体食糧制度はもつのか、これは生産調整やる前でございますが、みたいなことがございまして、これだけなら食糧制度はこれだけ重い負担がでかぬのじゃないかというふうなこともございまして、新聞論調とか財界とかもやはり食糧はもう廃止すべきではないかみたいな底流もあつたやうな気がするわけでありませぬ。その当時私の記憶によれば、社会党は、食糧制度も維持すべきだ、しかしそれも、維持といつてもいろいろなかもありませんから、根柢、根柢みたいなものはやはり維持すべきだということを言っておつた記憶が我々にはあるわけでございます。

そういういたしますと、もう私も随分昔のことではなりましたけれども、今回の新食糧法は、食糧制度の根柢に照らしてみると、どこぐらいが入つて入つていないのか、それを整理して、大臣、恐縮でございますが、お答えいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 食糧制度の根柢と言つた場合には、過去にいろいろな言われ方がございませぬ。昭和三十六年ころに食糧制度の改革が問題になりましたとき、食糧法第一条の、国民食糧と、国民経済の安定を図るために、国が食糧を管理して需給及び価格の調整をする、それが食糧の根柢だといふやうな言われ方をされたときがございませぬが、ざつと申し上げれば、生産者にとっては再生産が確保され、消費者にとっては安定的な供給が

行われる、それが制度のやはり根柢だと思ひます。それで、これは現行食糧制度もさうでございますが、このたび法案として私どもが提案しておりますのは、その現行食糧制度と政策の理念とか手法で違つてまいつております。従来の現行食糧制度は、全量を政府が管理する建前で、そしてその需給調整を行う。このたびは、民間の今日の米流通の実態を踏まえて、民間流通である自主流通米、これを流通の主体として、それを計画的、安定的に消費者に供給するという制度でございませぬ。政府の関与は備蓄制度による政府米の運用とそれから輸入管理としてのミニマムアクセス、これによって達成いたすというのが一番大きな差だと思ひます。

○古賀正委員 時間がございませぬので、もう質疑というより、一方的な私の話のあれで終わるかと思ひますが、御動弁をいただきたいと思ひます。

私は、食糧制度といふのはいろいろ功罪があります。やつぱり、食糧制度があるがゆえに、それにあぐらをかく人もいます。うまく流通の改善、あるいは業界の改善も促進しないこともございませぬ。しかし、それによって初めて国民の食糧の安定的供給が確保されるという一面もあるわけでございます。ですから、そういうことも、余り欠陥だけであげつらつて、だから食糧は要らないんだという結論を急ぐべきではないんじやないかという気がしておるわけでございます。

さらに加えて、昨年の七八の不況に伴ひまして、緊急輸入をやする。緊急輸入が、また輸入し過ぎて余るみたいなことがございませぬ。これは、制度の運用上、非常に問題があつたというふうにも思ひますが、それは予測しがたいことでもいろいろあるし、こういう事態がめつたにないことでもありませぬ。それから、それがそれで、いつとも、あるときの経験に照らしてどうだつたかということとは少し区別もせざるやいなぬかなという気持ちは、正直しなくてもございませぬ。そういう意味では、食糧制度も、やつぱり去年みたいなことがあつたから、だから

もう即廃止していいんだみたいなことに持つていつていいのかわからないのは、私は、まだまだもうちよつとそういう単細胞の議論ではない議論が要るんじやないか、こんな気がするわけでありませぬ。そういう面から見ると、現在の新食糧法というのはどうかみたいなことはもうちよつと時間をかけていいんじやないかな、こんな思ひがいたします。ただ、そうなりますと、古賀正浩も、何かしらぬけれども、食糧制度をがりがり守ることばっかりだなんだも、あるかもしれませぬ。しかし、さはさりながら、やはり、血を流して食糧制度を改めるべきだ、もつといい改善に持つていくべきだということになれば、敢然として取り組む姿勢ももちろんある、私はそういう立場で意見を申し上げておる、こういうことでございます。

それから、食糧制度といふのは、しよせんは、去年ああいう目になりましたけれども、もし、あのかとき食糧制度がなければどういふことになつたのかといへば、かつて昭和四十七、八年の千里ニュータウンのトイレットペーパー騒ぎとか、かなり社会不安が生じたあのかときのことか、やはりあつたといふふうな考えをおかなければならぬんじやないか、こんな気もいたします。やつぱり火事がないから消防車は要らぬというわけにいかないで、一たん何かあれば消防車は出動できる、そういう準備を整えておくことが地域社会の安心、地域生活の安心ということになるわけでございます。結論に持つていくわけにもいかぬのじやないか、こういう思ひがいたしておるところでございます。

時間がもう、ほぼ満杯になりました。途中で少しそこを来して失礼をいたしましたけれども、私の質問は、あつたらお答えをいただいで、終わります。

○大河原国務大臣 いろいろと委員の御提言については聞かしていただきましたが、ただ、例の去年の米問題の關係その他から、異常な事態といふものに対する食糧の役割、それは認めております。

異常な事態におけるその効果は否定するものではございません。ただ、今日の現実の食糧制度と実態との乖離、これは甚だしいものがございます。機能喪失しているのではあるまいか、そういう判断に立ちまして、あなたが御指摘になりました点については今回の改正においても、異常事態が生じた場合には、今回の改正法案の八十条以下にも明確に書いておきますように、それぞれ緊急、応急の措置、従来の非常に厳しい配給制度まで立ち返れるというような手当てもしております。そういう点では、我々も今の御指摘の点については十分に配慮しておるつもりであることをつけ加えさせていただきます。

○古賀(正)委員 終わります。

○田中(重)委員長代理 遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 このウルグアイ・ラウンドでございますが、七年有余の時間をかけて大変粘り強い交渉のもとに妥結を見たわけでございまして、私は、まずは関係者の御努力に心から敬意を表したいと思っております。

私は、この冷戦終結後の世界にあって、二十一世紀の国際秩序をどうつくるか、さまざまな課題があるわけでございすけれども、特に差し迫った重要な二つの課題があると認識をしております。

一つは、地域紛争の抑止、特に核拡散と絡んだ場合、大変深刻な課題でございます。ぜひともこれを抑止していく体制づくりが必要であると考えております。

もう一つは、世界経済のルールづくりでございます。世界経済、大変、何といえますか、現在停滞基調にありますけれども、さまざまな国が、それぞれのまた目的のもとに激しい競争も繰り広げておられます。世界経済の調和的な発展をもたらすための国際的なルールづくりというものも大変重大な課題でございます。まさにこのWTO協定は、この二つの課題の中核となるものでございまして、大変重要な、画期的な内容を持つ、歴史的な成果であると私は評価をいたしております。

特に、我が国の場合、御承知のとおり、加工貿易、貿易立国でございます。戦後日本の豊かな経済発展ができたのも、まさにこの自由貿易体制の環境があったことが、大きな力があったわけでありますから、ぜひとも、我が国にとり死活的重要性を持つ課題、自由貿易体制の維持発展というものについては、今まで以上に我が国としては力を入れて、リーダーシップを発揮していく必要があると考えておるわけでございます。

そういった点から見まして、このWTO協定、現在批准に向けての議論をいたしておりますが、ぜひとも早期批准、そしてこの発効を目指して我が国が率先垂範すべきである、そのように考えております。そういった、私自身の基本的態度に立つた上で、以下質問を進めたいと思っております。

まず、総論的な話でございますけれども、ウルグアイ・ラウンド妥結の意義ということで御意見を伺いたしたいと思います。

このウルグアイ・ラウンドが妥結して以来、いろいろな論調が見られます。一般的に見られるのは、欧米を中心とした保護主義、地域主義の傾向が高まりを見せている今、もしウルグアイ・ラウンドが失敗に終わっていたら、このような傾向に拍車をかけていたであろうが、妥結によって一応の歯どめができた、こういったいわゆる消極的なプラス面を指摘している点では、ほぼ最大公約数と言っているのではないかと考えております。

ただ他方、さらにそれより踏み込んでどう評価するかとなると、やはり悲観論と楽観論、分かれているかと思うわけでございます。

例えば、楽観論としては、すべての貿易分野にガット・ルールを適用することにより、国際貿易を大きく拡大して、すべての国がその受益国となるとか、あるいは紛争解決ルールの強化により、二国間での一方的措置が禁止され、輸出自主規制等の灰色措置が廃止されるため、日米経済摩擦問題もガット・ルールにより規律される、こういった楽観論がある一方、他方、悲観論としては、ガ

トが目指す自由貿易は、世界経済を活性化する反面、競争力のない産業で雇用危機を生むとか、あるいは保護主義や自由貿易原則に反する地域主義に対する十分な規制が担保されていないとか、あるいは紛争解決にしても自主規制にしても、新ルールを遵守するとの加盟各国の強固な意思がない限り形骸化するおそれがある、こういった悲観論も見られるわけでございます。

こういった点にも関連しまして、政府としては、現在の時点におきまして、ウルグアイ・ラウンド妥結の意義をどのようにとらえているのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○河野(国務)大臣 WTO協定の締結は、今議員がお話になりましたように、百二十カ国を超える世界貿易を担う国々が集まって、大変長い時間をかけて議論をした末合意をした、こういうことでございます。

その結果は、まさに新しい貿易のルール、これは物ばかりではなくて、サービスに関するものも含めて新たなルールづくりがなされた。さらには、一方的措置、その他に対抗するためのさまざまなルールもこれによって確立される。こうしたことによつて世界貿易の規模というものは拡大をされていくという、こういう考え方は我が国にとつて極めて重要な、こう考えているわけでございます。

しかしながら、その一方で、これまで議員が御指摘になりましたように、このことですべての問題が解決されるかどうかということになります。それはそこまで言うのはやや楽観的であるかもしれません。しかしながら、百二十カ国を超える、まあ言ってみれば国際社会のあらましの国が参加をして、議論の未合意をしたという事実は極めて重いわけでございまして、恐らく貿易にまつてこのルールが国際社会を当分の間支えていくに違いない、そう考えております。

他方、環境問題でありますとか食糧問題でございますとか、そうした、何といえますか非貿易的関心事項については引き続き議論をしていくとい

うことになっておまして、この分野についての議論もまた重要になってくるであろう、こんなふうに思っております。

○遠藤(乙)委員 さて、この評価に関連しまして、今度は我が国としてどう、具体的にメリット、デメリットという点からお聞きをしたいと思いますけれども、特に今回のラウンドにおいて、我が国として何を譲り、何を得て、結果として我が国にとってどうだったか、いわばバランスシートを、我が国にとつてのウルグアイ・ラウンド妥結によるメリット、デメリットという比較の点から評価をお聞きしたいと思います。

○河野(国務)大臣 多くの国々が集まって一つの合意をつくり出すためにはさまざまな知恵、さまざまな議論が必要であったに違いありません。大きな知恵は、これは一括して決めよう、こういうのはまさに大きな知恵であったと思っております。シンクルアンダー・テーキング方式というものについて、我が国は米という大きな、米の輸入という大きな重い課題を背負うということになりました。日本の農業の置かれていた状況を考えますれば、こうしたことは、農村、農業に従事する方々にとつては大きな不安であり、懸念であることはもうどうなとも異議のないところであろうと思っております。

こうした問題に対しまして、政府としては農業という一つの産業の構造を変える、あるいはこれを改めていくということについて支援をするという考え方を持っております。

その他知的な分野、サービスの分野におきましても新しいルールのもとで進むわけでございまして、これはいろいろとまだ不安もございまして、いろいろな問題もあろうかと思っておりますけれども、とにかく一括して新しいルールのもとで貿易を進めていくという状況の中でトータルに考えて、我が国にとつて、いやそれは世界全体にとつて前向きにとらえていくべきである、こんなふうに考えております。

○遠藤(乙)委員 WTO協定の発効条件と、主要国の批准状況、発効の見通しについてお伺いをし

ております。

たいと思います。

先般、村山総理の委員会審議の中の御答弁の中では、批准は国会ではぜひ早期に承認をいただきたいが、批准手続については主要国の動向を見て慎重に進めるといった趣旨の御答弁があったかと思ひます。

一応十二月八日に実施合が予定をされておりますけれども、他方、米国のそれからEUの動向については、米国の場合には中間選挙のため十二月初旬にこの採決を延期をしたわけでございます。また、EUとしては加盟国と欧州委員会との間で、同委員会が物以外の貿易に関する交渉権限を有するか否かについて欧州裁判所で争ったわけでございますけれども、その判決が今月十五日に出まると、各加盟国が協定の批准手続を行うこととなつたと理解をしております。

そこで、現在の米国及びEUの動向はどうなつてゐるかということ、それからまた、ようやくWTO協定及び国内法案の審査が始まつた我が国の情勢もあわせて考えた場合、十二月八日の実施合で来年一月一日の協定発効を決定できるかどうか、そこら辺について政府の分析を伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 アメリカ、欧州、それぞれの審議状況等を我々は視野に入れて、国会における御審議のお願いをいたしておるわけでございます。

そこで、欧州におきましては、今まさにお話がございますように、裁判所の決定を受けまして、これは欧州各国が一つずつそれぞれ審議をして批准、承認の決定をしていただかなければならないことになりましたが、これも我々が聞いております範囲では、各国ともにそれぞれ審議が進んでおります。

私もが一番関心を持っておりましたのはアメリカでございます。御指摘のように中間選挙という事態がございます。しかもその中間選挙の結果は、共和党が過半数を占める、つまり大統領の党でない方が過半数を占めるという状況になつたことから、このアメリカの審議がどういふか

いになつていくかということには大きな関心を持っていただいております。

これはまだ報道でございますが、十分な御答弁にならないかと思ひますが、きょう、けさほどの報道を聞きまして、クリントン大統領と共和党の上院院内総務のドール氏との間に合意ができた。これはクリントン大統領がドール氏ともどもに記者会見を行つておりました。協定採決についての了解が成立したということをお二人ともも語つてゐる場面がけさのテレビでも映し出されておるわけでございます。

それによりまして、ドール共和党上院院内総務は、全共和党上院議員に對しまして、十二月一日の採決において賛成すべきとの書簡を發出するということをお言つておられます。我々といつたしましては、上下両院ともに、これによりまして十二月一日までにWTOについての合意は審議を終了するであろう、こんなふうな考へてゐるところでございます。

議員がお話しになりました十二月八日のジュネーブにおきます会議におきまして、したがひまして、欧米諸国はいずれも、恐らく明年一月一日発足という提案についての合意をすべくお集まりになるに違ひない。我が国といつたしまして、この八日の会議には、ぜひ国内の合意、了承を得て参加をしたいものと念願をいたしております。

○遠藤(乙)委員 今副総理から、特に米国の見通しについて恐らく大丈夫だろうという感触が述べられたわけで、非常に好ましいことだと私は思つておるわけでございますが、ただ米国の場合、なかなか見通しとおりにいかない点もあるわけでございす。それは、もう副総理が一番よく御承知だと思ひます。

特にアメリカは以前、国際貿易機関、ITOのためのハバナ憲章、この批准を目指した際に、国際機関による米国の主権、特に通商権限の侵害を懸念した議案を説得できず、ITOを流産させた前科があるわけでございます。また、現在の議会内にも同じような懸念がある

ことは、まあ想像にたたくないわけでございまして、また議会の外では、前大統領候補のロス・ペローさんですね、あるいは市民運動家の人たちが、主権侵害を理由に、ラウンド合意やWTO設立にかなり強く反対していることも報道されております。特に、さきの中間選挙の結果、上下両院とも共和党が過半数を制する逆転現象が起りまして、その最大の原因が、民主党のクリントン大統領の批判だつたということも伝えられております。

こういった状況の米議会が、果たしてクリントン大統領に本當に協力をし、予定どおりウルグアイ・ラウンド実施法案を成立させるのかどうか、一抹のまだ疑問といひますか懸念があるわけでございます。その上、フォーリー議長が落選をされてしまいました。まあ日本にとつても非常な理解のある方でありましたが、落選をされまして、WTOの来年一月一日設置に向けて早期に実施法案を成立させるだけのインセンティブを持つてゐるかどうかも疑問な点があるわけでございます。

したがひまして、クリントン大統領の議案対策のいかんによつては、WTOがITOと同じ運命をたどらないという保証はないわけでございまして、この点、米国の批准について政府としてどのような見通しをさらに持つてゐるか、重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○河野国務大臣 御案内のとおり上下両院の審議というものを見ていかなければならないわけでございまして、下院におきましては、十一月十六日付、ウルグアイ・ラウンド実施法案の議会通過に協力するということの下院指導部発クリントン大統領への書簡というものがございす。この書簡は、今御指摘になりましたフォーリー下院議長、これは民主党でございますが、その他、ゲバート民主

院党内総務あるいはマイケル共和党院内総務、ギングリーチ共和党院内総務、民主党、共和党両党の指導的立場に立つ方々がそれぞれ大統領あてにウルグアイ・ラウンド実施法案の議会通過に協力する旨の書簡を送つておられる。これが、私も

が下院は大丈夫ではないかという判断をする一つ材料でございます。

さらに上院につきましては、先ほど申し上げましたように、ドール共和党上院院内総務の全共和党上院議員に對して、採決において賛成すべきとの書簡というものが我々にとつて知り得るデータでございます。これらはまた、なぜドール氏がそういう採決について了解をしたかということについてはそれなりの根拠があるというふう聞いておりますので、下院、上院ともに、共和党の指導的役割を果たす方々のそうした意思に基づいて合意ができるものという見通しを持つております。

○遠藤(乙)委員 先般の委員会審議の際に、総理の発言として、批准手続については主要国の動向を見ながら慎重に進めるといふふうな発言をされた理解をしておりますが、これはどう解釈していかどうか、我が国が批准するについては少なくとも米国の批准が前提条件である、このように解釈していいものかどうか、この辺につきましてお考えを聞きたいと思ひます。

○河野国務大臣 WTO協定というものは、やはりアメリカ及びヨーロッパの、世界の貿易の中に大きな役割を占める国々が参加することによつて本来の意味といひますか、本来のといふ言ひ方は適當でないかもしれませんが、大きな意味を持つて適當に立つとすれば、それは欧米諸国の審議の進み状況といひますか、このWTO協定に對する姿勢といふものを視野に入れるということには必要なことと思ひます。ただ、今委員が御指摘のように、アメリカの態度があくまで前提だと言われるほど決定的なふうには実は思つておりません。

いずれにしても、世界各國の、このWTO協定の批准に向かつて努力をしておられる多くの國々の状況といふものを、そういうものに全く目をつぶつて日本だけ国会で何としてもというのではなく、全体に目配りをしながら、皆様にも御説明を申し上げ、御了解をいただく、そういうことを

○遠藤(乙)委員 批准手続のニュアンスについては、今の副総理の御答弁でよくわかりました。米国の批准については、副総理御答弁のように恐らく大丈夫だろうと楽観の期待を込めて私も思うわけでございますが、この米国の批准が、これは確定であり、WTO設立が保証できるとしても、さらに各国がウルグアイ・ラウンド合意を着実に守る、そういう決意、意志がなければ、これまた合意が何の意味もなくなるわけでございまして、とりわけこのアメリカの態度が注目をされるわけです。

特に、米国会で行われているウルグアイ・ラウンド実施法案の審査状況を見ますと、先行きに大きな不安を与える要素もあるわけでございまして。特に議会が、例えばアンチダンピング法の強化、それからスーパー301一条の恒久化、また三〇一条の適用対象拡大等、ラウンド合意を事実上骨抜きにするような保護主義条項を実施法案に盛り込みもしているわけでございまして、これに對しては、我が国を初め二十一カ国が、七月の中旬でしたか、共同で批判の書簡を米政府に送ったという経緯があることを承知しております。

こういってことが立法化されれば、たとえWTOが発足して新たなガット・ルールが適用されるようになって、既にガット・ルールは空洞化されたものと言わざるを得なくなるわけでございまして。また、他の国も米国を見習ってそれぞれ勝手な解釈で国内法の整備に取り組めば、WTO自体が弱体化するおそれがあるわけでございまして。そこで、お聞きしたいのは、この七月中旬に出した書簡にかかわる事実関係、それから米政府の反応はどうだったのか、またこの米国会における保護主義的動向について、政府として把握している情報並びに見解を御説明いただきたいと思

います。
○原口政府委員 今先生御指摘のとおり、七月の中旬に日本はジュネーブにおきまして、我が国と問題意識を共有している二十一カ国・地域と共同

で、ダンピング防止措置等に関しウルグアイ・ラウンド合意と整合的な国内法整備を行うように米

国に申し入れた事実がございまして。これに對しまして、在ジュネーブの米通商代表部の大使は八月下旬に我が方の在ジュネーブの大使あてに書簡を出してまいりまして、その書簡の中では、二十一カ国・地域が出した書簡そのものは本国内に確定にお届けいたしました、本国内において妥当な考慮が私されることを保証いたしますという内容でございまして。

そして、御存じのように、その後アメリカは合意の実施法案を米国会に提出しているわけでございまして、私ども、実施法案の中身を十分検討したわけでございまして、もちろん御指摘の問題で迂回の規定があるとかいいうことはござい

ますけれども、そしてそういう規定があること自体必ずしも我々はうれしくないことではないのでござい

ようという中で、やはり基本的なスタンスとして、そういう国際情勢というものをあくまで環境

の変化、与件としてとらえて、それにどうやって適応するか、極めて受動的適応の外交をしてきたと思

うわけでございまして。しかし、近年になりまして、我が国としても経済大国の地位を確立し、それにふさわしい国際貢

献、能動的貢献をしようということは言われるようになったわけでございまして、いわばそういうこ

れからの二十一世紀に向けての我が国の外交のあり方は、私の言葉で言えば創造的参画ということ

NHCRの緒方さんなども挙げられると思いが、こうした機関におきまして大変積極的、活発に活動をしていただいているという実例もござい

ます。他方、今回のWTOにつきましては、事務所の問題、事務局長の問題、二つを御指摘になりましたが、事務所をどこにするかということについては、御承知のとおりジュネーブとドイツのボンが誘致に名を上げたわけ

でございます。誘致に名を上げたというよりは、ボンは非常に強くな

るのりを上げたわけですが、結果的に、さまざま

な判断からガットの本部がございましてジュネーブに、言ってみればその事務所を使ってそこで引き

なレベルにおいて我々は関心を持っており、言うこともあわせて考えております。ただ、ガットの事務局がその後このWTOの事務局とどういふふうにつながっていくかということなども考えながら、我が国としての関心を有するということも思はせていきたいと思っております。

○遠藤(乙)委員 この事務局長人事につきまして、今の御説明、一応理解はいたしました。この事務局長については時期おくれという感がありますけれども、他方、事務局次長、これは三人、三つポストがあるというふうには理解しております。この件につきましては、柳沢外務政務次官がジュネーブ訪問中の九月一日、記者との懇談で、日本としても立候補者を出したいという意向を表明したと伝えられております。政府部内でのこの事務局次長立候補者に関する検討が行われているならば、どういった資格、能力を有する人を候補者に立てるか、また、勝算はあるのか、そこら辺について、できる限り詳しくお聞きしたいと思っております。

○原口政府委員 先生御指摘のとおり、現在、ガットの事務局には次長が三人おります。米国とインドとメキシコからそれぞれ出ておりますが、いずれもその任期の終了するが再来年の六月までということになっておりますので、現時点ではまだ新次長の人事問題というのは表面化していないという状況でございます。

さばりながら、先ほど大臣からも御説明いたしましたけれども、我が方としても、特に次長というものを特定する必要はないと思っておりますが、幹部ポストについては日本からしるべき人物を送るということ、今後WTOの活動に日本が貢献していく上で非常に重要だと思っております。積極的に今後とも考えていきたいと思っております。

○遠藤(乙)委員 さらに、この事務局次長以外にも、職員もぜひこれから我が国として送り込んでいく必要があると考えております。現在、ガットには日本人職員は一人というふうになっております

が、ガット自体の職員数は今どれだけのものか、それから新しくできるWTOの職員総数はどれだけのものか、教えていただきたいと思っております。

○原口政府委員 ガットの現在の職員数は、一般職も含めて四百五十名ぐらいだと承知しております。WTOの人数が今後どれだけふえるかにつきましては、現在、関係各国の間で検討中という状況でございます。少なくとも、ふえていくことは間違いないと思いますが、どれだけふやすかということについてはまだ結論が出ていない状況でございます。

○遠藤(乙)委員 ガットの職員が四百五十、日本人職員が一人ということになってございまして、これが国際化を標榜する我が国の実態であるということ、ひとつ我々もしっかりと認識をしておく必要があるかと思っております。

先ほどから申し上げておりますように、やはり我が国の国際貢献といたしても、ここ数年、物、金じゃなくて人だということ議論をしてみました。PKOの点でも随分こういって角度からの議論がなされたわけで、一定の進展が見られたわけでございまして、やはりそういった国際機関に貢献する分野に我が国の人材が行って、公正、公平な態度でしっかりと活躍するということ、何よりも我が国のイメージを改善し、国際的なことから評価を高めるわけでございまして、ぜひともこれを我が国外交の最重要課題の一つとしてこれから取り組んでいただきたいと思っております。

確かに国際機関職員の送り込みにはいろいろ問題があることは承知しております。特に、待遇の点で、現在我が国の給与水準と随分もう差ができておるとか、あるいは語学、生活慣習の面等々あり、また帰国しからの処遇の問題等々、こういった問題が障壁となつて、国際機関における我が国のプレゼンスが低いということがあるわけですから、ただ、状況はやはりかなり変わってきているかと私は思っております。特に、語学力、

それから外国でのこういった生活経験等については、既に膨大な海外子女の層がもってきておりまして、大変有能な人材たちが育つておられるわけございまして、ぜひこういった層に着目をして、またこういった人々に十分な訓練の機会を与え、チャンスを与えて大いに活用することが大事ではないかと考えるわけでございます。

とともに、この処遇の点は、これはいろいろ問題があるかもしれませんが、やはり国内給与と、海外の、国際機関の格差についてはある程度政府として面倒を見ようとか、処遇についてもいろいろ考慮するとか、いろいろ方法は考えられるわけございまして、ぜひともそういうシステムをぜひとつくつていくということが大事かと思っております。

こういったものは、予算的には恐らく非常な少ないコストで、しかも非常に大きな効果が出るものですから、私としては、この問題をぜひ今後有識者に集まってもらつてしっかりと検討をして、今後の方針あるいは政策をしっかりとつくつていく。また、日米協議での数値目標は、これは私は反対ですが、こういった国際機関職員の我が国の増加については、これはぜひ数値目標でもつくつて着実にこれを増強していくということが必要なんではないかと思っております。

なお、外務省の予算要求でも、外交実施体制の強化ということはいつとも予算要求の重点項目に入っておりますけれども、また、我々も超党派としてこういった定員増等には全面的な支援をしてきておられるわけでございますが、さらに、この国際機関職員の日本人職員の増加という点につきましても、ぜひそういった重点施策としてこれから確立をして強力に推進していただきたい、そのような要望をまず申し上げたいと思っております。

ぜひこれにつきまして副総理の御決意をお聞きしたいと思っております。

○河野国務大臣 御意見はまことにごもっともだと思います。国際機関の職員というものがいづれの国にも偏つてはならぬと、恐らく公正中立を求められるという点から、国が大きなサポートをす

るということに問題があるかもしれません。そうした点を十分注意深く調べながら、しかし我が国が、御指摘のように、海外子女を初めとして有能な人材がこうした国際機関への勤務を望んでおられるという状況があるならば、我々としてそれは大いに歓迎すべきことだと思っております。

従来も、これまで、国際機関で働く日本人の数を増やしたいということ、国連を初めとして我々も指摘してきたところございまして、御指摘の趣旨をできる限り生かすよう努力をしたいと思っております。

○遠藤(乙)委員 続いて、サービス貿易協定の部分につきましては御質問をしたいと思います。今回のラウンドは、過去七回のラウンドと異なりまして、物の貿易のほかに、サービスの貿易にまでガット・ルールの適用を拡大したことが大変重要な意義の一つになるわけでございます。今サービス産業は、多くの先進国におきまして国内総生産の約六割前後を占めるというふうには理解されるわけでございます。また、就業人口からいっても六割前後がサービス産業に従事しているという実態を見ますと、このサービス産業が先進国の経済を構成する重要な要素となつておられるわけでございます。また、こうした傾向は、程度の差こそあれ、先進国のみならず、発展途上国も含めたグローバルな傾向となつておられるわけでございます。

そういう意味で、これまで野放し状態にあったサービス貿易に最恵国待遇とか内国民待遇といったガット原則が適用されたことは、ウルグアイ・ラウンドの最も大きな成果の一つと考えるわけでございますが、まず、この協定に対する政府の評価をお伺いしたいと思います。

○橋本国務大臣 今委員がまさにお述べいただきましたように、従来のガット体制からウルグアイ・ラウンドの合意というものが生まれてきた最大のやはり成果の一つ、それは、物だけではなく、知的財産権を初めサービスの分野にまで足を伸ばした、非常に全地球的な協定が生まれたと

いうことであろうと思います。これは、結果として、各国の貿易障壁を減少させる大きな役割を果たすでありましようし、世界経済全体に大きな役割を果たしてくれるもの、我々もそのように考えております。

〔田中(直)委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤(三)委員 このサービス協定で一つお伺いしたいんですが、やはり自由化ということ全般にこのガットの精神としてあるわけでございますけれども、物の貿易の自由化ということは、例えば関税がゼロの状態が一番理想なわけであって、これは非常に理解しやすいわけなんです、このサービス貿易における自由化の理念、概念といったものはどのように定義されているのか。これにつきましてお伺いしたいと思います。

○原口政府委員 大きく分けて三つあると思います。一つは最恵国待遇を与えるということですね。二番目は内国民待遇、三番目は、協定上は「市場アクセス」という表現になっておりますが、実際には数量制限的な規制を廃止すると、そういうような三つから大体そのサービス貿易における自由化は成っているかと理解しております。

○遠藤(三)委員 今自由化の概念、御説明があったのですが、物の場合であれば関税ゼロが最も理想的な状態と確かに言えるわけですが、サービスの場合、やはりいろいろな国内規制があつて、果たしてその規制を全面的になくすのが理想の状態かというところではないわけではございまして、恐らく、物の貿易とは違って自由化の概念、理念というものは非常に難しい面があるのだからと思ひまして、その点につきましても少し突っ込んだ御説明をいただければ幸いです。

○原口政府委員 先生御指摘のとおり、いろいろサービス面における規制というものは、国内的にもっともな理由に基づいて規制が行われておりますので、単純にすべて内国民待遇であればよしとか、最恵国待遇であればよしということではございません。確かにそのとおりでございます。そし

て、これはまさに初めて導入された一般協定でございますので、交渉している我々も、いわば試行錯誤でやってきて第一歩がやっと踏み出したという状況でございますので、自由化の概念そのものもまだまだいろいろと精緻化していかない面は多々あると思ひます。

ただ先ほどちょっと申し上げましたけれども、市場アクセスとか、それから内国民待遇におきましても、そういうわけで一般原則として市場アクセスとか内国民待遇を認めるということではなくて、各国が自分の国内の状況を振り返ってみて、自分でできると思うものを、条件を付して市場アクセスを外国に出す、オファーする、それから内国民待遇を行う、そういうようなことをするというのが今度のサービス協定の仕組みになっております。

それから、先ほどその市場アクセスの件で申し上げましたけれども、市場アクセスについても、数量制限とか需給調整、それから外資制限、それから業務拠点の形態の制限、こういった特定の制限は、これはいろいろな観点、どの観点から見ても是認されないもので、こういうものは自由化する以上は必ずやめてください、こういうふうな規定になっていくというふうに理解しております。

○遠藤(三)委員 このサービス協定、大変重要な協定だと私は思ふわけなんです、ただ、この中をよく読んでみますと、一言で言つて例外が非常に多い。羊頭狗肉じゃないかという印象を持つわけでございます。物の貿易を規律した一九九四年のガットを初めとする諸協定と比べて、例外規定が非常に多いことに驚くわけですね。

まず、この市場アクセスと内国民待遇のもとの自由化義務は、すべての分野にかかわる一般的義務ではなくて、各国が約束を行う意図を有する分野のみに限定される義務となっているわけですね。しかも、それぞれの国の実情にかなり留保することにより、規制が維持できることになっておりまして、最恵国待遇義務については、協定発効後原則として十年間は、各国が他の加盟国に対

して異なる取り扱いを継続する権利を、対象となる分野及び措置を明示して、例外として認めることが許容されております。

我が国は例外申請をしておりますが、この規定に基づいて、米国やEU諸国は多くの例外を設けております。また、免許要件のように、内外無差別かつ質的な規制は国内規制と定義をされておりました。規制の運用が、合理性、客観性、公平性等を担保されていなければならず、これに反するような国内規制は撤廃されるべきであるとしながらも、その適用範囲は当該国が約束を行った分野に限られております。非常に例外範囲が広くとられているわけでありまして。

こういった幅広い例外規定はガット原則そのものを崩すんじゃないかという危惧が持たれるわけでございます。政府としてはこのような例外規定をどのように見ているか、また、将来的には、全廃とはいかないまでも、やはりだんだん削減していく必要があると思つておりますが、そういった見通しがあるのかどうか、見解をお伺いしたいと思ひます。

○原口政府委員 先生御指摘のとおり、今回御審議いただいているサービス協定、決して一〇〇%完全なものではないわけでございます。いろいろ問題があることは事実でございますが、先ほども御指摘しましたとおり、まさに今まで全くルールがなかったところに新しいルールを導入する、そのためにはいろいろと現実との妥協、各国が受け入れやすいような妥協を図った上でできまして、それが現在の協定でございます。

したがって、御指摘のとおり、最恵国待遇につきましても、一般義務ではありませんが、特定の分野についてはその義務の免除を登録することができるようになっておりますし、市場アクセスとか内国民待遇については、各国が交渉した結果自分やれると判断した分野についてだけ条件を付してオファーする、こういう形になっているわけでございます。

つきましても、その免除義務は十年間だけは原則として維持できますが、その後は変えなきやいかぬし、それから、さらに今後とも自由化交渉ということも予定されておりますので、日本といたしましては、今後のそうした機会をとらえまして、運用の側面からあるいは交渉の中で、このサービス協定の内容を一層充実したものにしていくべく努力したいと考えております。

○遠藤(三)委員 この最恵国待遇の免除措置として、米国の場合には、外国人及び外国法人に対して燃料輸送用パイプライン敷設権の取得禁止など十項目、それから欧州共同体は、音響・映像作品の域内での配給について作品の共同制作にかかわる政府間協定の締結国以外の国に対する内国民待遇供与義務の免除など二十八項目を掲げております。そのほか五十九カ国が何らかの免除措置を掲げておられるわけでございますけれども、これらの免除措置によって我が国のサービス産業の競争力に対する影響はどのようになるのか、これは大変幅広い所管になります、例えば通産省としてどう見ておられるか、お伺いしたいと思います。

○橋本国務大臣 詳細につきましては、必要がありましたら事務当局からの補足をお許しいただきたいと思ひますが、例えば今委員が触れられましたようなオーディオ・ビジュアル、これに関連する分野は、協定の最終段階におきまして非常な激しい交渉があったものと聞いております。当時残念ながら我々は野党でありましたから詳細を知るすべはなかったわけですが、当然のことながら、こうした留保のつきましましたものは、何らかの影響を私は国内産業に与えると思ひます。

しかし、逆に申し上げますと、そうした留保がついた状況の中でありましても、サービス分野におけるこれだけの合意が成立をしたことは、今までである意味では各国がみずからの主権のもとに勝手な制約が加えられてきた、そこに留保条件つきながらも一つのルールが確立をしたということでありまして、これは私は、我が国に対してマイナスの

影響としてこれをとらえるよりも、むしろそれだけの留保条件はありながら、今までよりも状態が透明度を増し、しかも積極的に行動し得るシエアは広がった、そうとらえる方が正しいのではなからうか。少なくとも私はそう前向きに受けとめてこれを実行してまいりたい、そのように考えております。

○遠藤(乙)委員 このサービスマ協定の場合には、今通産大臣も言われたように、今後詰めるべき問題は多々ある、ただ非常に重要なステップであるという認識でございまして、私も基本的には同じような理解を持っておりまして、ただ、これを本当に今後改善していくためには、今後の運用、これは大変重要なものになると思っております。ぜひともこの協定が本当に効果があるものとなるよう、特に我が国として最大限の努力をまたその運用面においてしていくべきであろうと考えます。ぜひその点につきまして、政府のこれからの努力を期待をしたいと思っております。

そこで、次に、紛争解決の問題に移りたいと思っております。

このWTO協定の中で、特に紛争解決メカニズム、大変大きな改善があった、少なくとも文言上は大変大きな改善があったと私は受けとめておるわけでございまして、これまでの紛争解決メカニズムの場合には、御承知のとおり、二国間で貿易紛争が生じた場合、二国間で協議をして、妥当な期間内に解決に至らなければその問題をパネルに付託することができ、パネル報告は全会一致により採択されるというものであったわけですが、したがって、協議を申し込まれた国だけが反対するだけで、パネル報告は不採択となったということがあります。また、厳格な期限が設定されていなかったために紛争解決に時間がかかり過ぎるという問題点もありまして、このパネルで行われる多国間での紛争解決手段よりも、どうしてもガット違反的な措置がとられかねない二国間での紛争解決に持ち込まれるケースが多かったわけでありまして、この新しい紛争解決メカニズムでは、紛争解決

の各段階におきまして厳格な期限が設定をされておりますし、また、パネル報告が全会一致の反対でない限り採択される、いわゆるネガティブコンセンサス方式が採用されたわけでございます。また、明示的に、この紛争解決メカニズムに基づかない一方的な制裁措置は禁止をされております。こういった条文上の表現から見ますと、このようなメカニズムの変更により、WTOは、ガットに比しまして多国間の枠組みによる絶大な紛争解決力を備えるようになったというふうに思えるわけでございますが、実際にそう考えていいのかわるか。政府としての見解、評価をお聞きしたいと思います。

○原口政府委員 今先生御指摘のとおり、今度の紛争解決手続は、従来の解決手続から比べますと非常な改善点があるわけでございます。

例えば、パネルの報告をとりましても、今までは全員が合意しない限り採択されなかった。したがって、被告の立場にある国が反対するということがしばしばありまして、採択されないケースもあつたわけでございますが、今回は一カ国でも賛成すれば採択されてしまうということになるわけで、非常に自動性というものが出てきたし、それから期限も設定されておりますし、それから上級審といえますか、パネルの報告の法的側面について不満がある場合にはさらに上級審に提訴することも可能になっておりますし、また措置につきましても、クロスリタリエーションといまして、物の分野で問題になっているのに対してサービスの分野で対応することも可能と、いろいろな改善点があるわけでございます。そこで、我々としては、確かに大変な改善が期待できるだろうと思っております。

他方、法治国家である日本でも法律に違反して犯罪が行われるわけでございますので、完全に一切なくなるかといえませんが、これは多分ないと思っております。あとは、我々WTOのメンバーになった国がいかにこれを実効あらしめるように大事に育てていくかということにかかっているのでは

ないかと考えております。

○遠藤(乙)委員 次に、この紛争解決メカニズムによつて米国の一方的措置をどこまで抑えられるかという問題でございますが、この紛争解決に係る規則及び手続に関する了解では、WTOの紛争解決メカニズムに基づかない一方的な制裁措置の禁止が明記をされております。

それにもかかわらず米国政府は、例えば、通商法三〇一条の運用が制限されることはない、特に日本の系列取引など目に見えない貿易障壁の除去にWTOのルールは無力であるといった発言をしております。また、競争政策や投資、環境問題など、WTOがカバーしていない分野はWTOの範囲外である、あるいは金融サービスマなどウルグアイ・ラウンドで合意できなかった分野は対象外と考えておりまして、金融市場の開放度に合わせ二段階の最惠国待遇を設けるとの主張も行っておられることは御承知と思っております。

米国がWTOの紛争解決メカニズムの中で三〇一条を発動することには問題がない以上、国内法として三〇一条を持つこと自体はWTO協定違反とは言えないと思っております。

そこで、政府としては米国の今のよう主張をどのように受けとめておられるのか、また、新しい紛争解決メカニズムにより、米国の一方的措置をどこまで封じ込めることができるのかどうか、御所見を伺いたいと思っております。

○原口政府委員 昨日の本委員会でも似たような御質問がございましたけれども、カンタリー代表は一月たしか十何日かの下院の歳入委員会、三〇一条というものはガットの対象のものについてはガットの手続でやることになるんだ、それから、WTOになれば範囲がそれだけ広がるので、それだけガットの手続に基づいてやるケースはふえるだろうということをおっしゃっております。それはアメリカの議会に対して言っているわけでございます。このことについても、実際に外に対してはWTOの新しい紛争手続で物を処理するということにな

るんではないかというふうに我々は考えております。

万が一アメリカが一方的に、本来アメリカはWTOのメンバーになれば一方的措置をとれないわけでございます。それを約束して入るわけでございますから、とれないわけでございますが、それにもかかわらず万が一、一方的措置をとった場合には、それでの結果として我が国のWTO上の権利が侵害される場合には、日本としては当然定められた紛争解決手続で対抗するということになると思っております。

○遠藤(乙)委員 我が国の従来のパターンからいえますと、どうしても紛争があつた場合、二国間で話し合つて解決したいと、示談方式を好む傾向があつたかと思つておられますけれども、やはり今後このWTOが発足した以上は、米国の協定の段階で三〇一条による一方的制裁に屈しない、あくまで二国間で、短期間、六十日という期限が決まられておりますけれども、解決できない問題はWTOの場にきちつと持ち込むというやはり姿勢が大事ではないかと思つておられます。

WTO設立の暁には、我が国は経済摩擦解消のために明確にこういふWTOを活用する、問題があつて、六十日たつて解決しない場合にはきちつとWTOに持ち込むという方針なのかどうか、この場で明確に態度を表明いただければと思つておられます。

○河野国務大臣 WTO協定を実施に移すことの大きな意味は、一方的措置であるとか二国間関係による解決でありますとか、あるいは地域主義とか、そういったものを排して、世界共通のルールの上で世界貿易を拡大しようというのがその大きな目的でございますから、この目的に向かつて我々は進むと。したがって、WTO協定締結後の、実施後の我が国の姿勢はそういう姿勢だということをはつきり申し上げていきたいと思います。

○遠藤(乙)委員 この紛争解決メカニズムをさらに実効あらしめるためには、特にこの貿易に係る紛争を多国間の枠組みの中で解決するというルー

ルを徹底していくためには、何よりも各加盟国の自覚、姿勢が大事であることは言うまでもありませんが、同時に、この二国間協議はWTOの精神にのっとって進められているかどうか、それを常にチェック、監視するシステムが要するのではないかと思うわけでございまして、その点、ぜひこのWTOがそういう二国間協議の進行をきちっと監視する体制、能力を備えることが必要だと思っております。

その点、協定上こういった手当てがなされているのかどうか、また、やろうとすれば可能なのかどうか、この点につきましてお伺いをしたいと思います。

○原口政府委員 WTOは、国際貿易に関する非常に多岐にわたる機能を持つておる国際機関でございます。二国間の貿易上の問題につきましては紛争解決機関に付することができるとは先ほど申し上げましたけれども、その他類案に開催される各種の理事会とか委員会の会合で議論することも可能でございます。

それから、WTOの貿易政策検討機関というのがございます。附属書の三になっておりますが、あの制度に基づいてできる機関でございますが、そこで各加盟国の貿易政策及び貿易慣行の全般についての定期的な検討が行われることになっておりまして、そういう場を利用することもあるいは可能かと考えております。

○遠藤(二)委員 続いて、この紛争解決パネルの問題、ちょっと細かい問題になりますので外務省にお聞きをしたいと思っておりますが、この紛争解決パネルの第六条で紛争解決パネルの設置が規定をされております。ここでは、パネル設置要請ができるのはあくまで協議の申し立てに限られているわけですが、しかもこのパネル設置を要請するか否かは申し立て国の自由裁量にゆだねられているという規定ぶりになっております。

こういった規定ぶりに不備がないかどうかという点なんですけれども、例えばこういったケースを考えています。

ある貿易分野について、米国から我が国に対して協議申請があつて協議が始まった。米国は三〇一条をちらつかせながら我が国と交渉して、我が国はそれに抵抗して六十日が過ぎて解決に至らないという状況があつたといえます。ただ、米国の場合にはやっぱりどうしても力による解決を得意としておりますので、米国の戦術として、例えばパネル設置要請を行う権利を行使しないで、引き続き三〇一条を背景として我が国の譲歩を求めるために二国間協議を続ける道を選択する、こういう方針をとつたとします。

その場合に、申し立てを受けた側の我が国としてはパネル設置を要請する権利はないわけでございます。それから、WTOの場に解決をゆだねるすべし日本としてはないわけでございます。これはやっぱり新しい紛争を解決するルールが日米経済協議のような特殊な協議に当てはまらないのではないかと、このケースが想定されるわけでございます。まして、やはりそういった点を考えますと、この紛争解決の規定ぶりに若干の不備があるのではないかという懸念を持っておられますけれども、この点につきまして外務省の見解をお聞きしたいと思います。

○原口政府委員 協定条文上の解釈は先生の解釈のとおりでございます。これを不備といふかどうかは別問題だと思つてますが、要するに、WTOの紛争解決手続はWTO加盟国の利害の侵害を回復するための手続でございますので、今のようないつケースですと、日本の側からパネルをつくれ、つくるべきであるといつて主張する権利はございません。

他方、そういう場合に、日本が毅然たる態度をとり続けて、万一アメリカ側が一方的な措置をとる場合には、必ず日本としてはWTOの紛争解決手続に基づいて処理いたしますよという立場をとることによって、ある程度そういう異常な対応というものを牽制することは可能になると思つております。

○遠藤(二)委員 続いて、このWTOが発足をし

た晩には、もちろんWTOの規定自体は過去の紛争には適用されないわけですが、過去の紛争で決着をして現在続いている措置で、規定に反するとは言わないまでも、ガットの精神に反するような措置がいろいろあるわけでございます。そういう問題については、やはりこの際きちっとけじめをつけて、一回この措置を断ち切って新たに協議を進めるといふことも、この紛争解決メカニズムの精神からいって好ましいのではないかと気がするわけです。

それも、我が国としてとっている措置、また諸外国が我が国に対してとっている措置もあるわけでございます。例えば我が国がとっている措置としては、米国に対する自動車輸出規制とかそれから日米半導体協定に基づく我が国の措置、こういった措置は今後廃止するかどうか、WTO発足の晩には廃止するかどうか、その上で協議を開始するかどうか、あるいはまた対日輸入制限国に対する新しい手続に基づく協議申し立て、それからWTO提訴をするかどうか、こういった点につきまして政府の考え方をお聞きしたいと思います。

○坂本(三)政府委員 ただいま委員御指摘のように、いわゆる灰色措置と言われますガットあるいはWTOのルール以外の措置につきましては、御指摘のとおり次第にこれを廃止していくべきものと存じます。

ただいま御指摘のうち、アメリカ向けの乗用車の輸出規制につきましては、長年続いたものでございまして、本年三月をもって廃止いたしました。また、現在私どもの方でいわゆる輸出自主規制ということで続けておりますものも、その大部分、本年末で廃止を予定いたしております。ただ、新しいセーフガード協定におきましても、今後四年間のうちにこれらを段階的に撤廃すべきものというところで、一つEC向けの自動車のモニタリングという問題がございますけれども、これはそれまでの間、一九九九年までの間、各国は一つの灰色措置を継続できるということで、これは

ECとしても存続したいというようなことを言っておるわけでございます。

さらに、日米半導体協定につきましては、これは自身が直ちにガットの規定に反するといふものではないと思つておられますけれども、これも、九六年と存じますが、一応期限が来ることになっております。この協定につきましては、一応ガットである程度のパネルを設置して議論が行われた結果、今日の姿になっておるものでございます。しかし、その運用においてもWTOの趣旨に反するようなものがあると思つれば、おいおいこれについても取り組んでいかなきゃならない、こんなふうにお考えおとところでございます。

○遠藤(二)委員 特に、このWTO協定と日米協議の関係についてさらにお聞きをしたいわけなんです。この紛争解決手続は、WTO協定発効後に開始された紛争解決協議を対象としておるわけでございます。WTO協定発効前に開始された協議は対象としていないということになっております。そのため、WTO協定発効前に行われていた日米経済協議に新しい紛争解決ルールを適用することはできないかと考えられるわけでございます。他方、先月上旬に大方の合意に達しました日米経済協議が積み残した自動車・自動車部品分野の協議、これは一度打ち切つて、WTO協定発効後に新しいルールに基づいて再度協議を開始すべきではないかと考えられるかと思つております。

特に、橋本通産大臣、今日十日ですか、カンタリー通商代表との会談で、自動車・自動車部品分野協議の再開を合意をされたわけですが、このWTO協定発効を目前に控えた今、日米協議に対して、そろそろWTOの新しいルールに基づいた前提とした対応へと切りかえる必要があるのではないかと思つておられます。この点につきまして御見解を伺いたいと思つております。

○橋本通産大臣 私がカンタリー並びにブラウン、アメリカの両代表者に対して、それぞれ別個でありますけれども、この協議の再開について出した条件をまず申し上げたいと思つております。

ポランタリープランというものがござります、自動車につきまして、御承知のとおり。これは、そもそも各企業の自主的なものであり、政府の責任の及ぶ範囲外である。したがって、包括協議の対象外であることはもちろんのこと、政府間協議の対象ではない。部品購入問題について政府間で議論すべきことは、日米の業界間協議や個別商談会などを通じて民間セクターの協力関係を加速させるなど、そうした措置など環境整備に関するものであること。なお、そのポランタリープランは、我が国の自動車企業が自主的かつ競争法に整合的に作成するものであり、米国の業界と相談、議論をする性格のものではないことは当然、これが第一点であります。

また、並行して行いましたディーラーシップの問題についても、同じような理由から、輸入車を取り扱う将来のディーラー数を議論するのではなく、輸入車を取り扱うディーラーシップの発掘プログラムという形で日本の考え方を提示している、それをベースとして議論を進めること。

また、米国内法である三〇一条というものは、日本側はWTOに整合的でないものと考えている。したがって、補修部品の問題は三〇一条のもとはなく、包括協議のもとで協議をするべきものであること、これが私がアメリカ側に提示をした交渉再開の要件でありました。

まあアメリカ側の対応が分かれておりまして、これはあなたの方の方にボールがあるんだから、どうぞとってお別れをしまして、彼らがこの条件で交渉を再開する気があるのかないのか、これはアメリカ側からの連絡待ちという形になっておるわけでございます。その連絡を待ちました上で、その中身を見まして協議再開の環境が整ったかどうかを判断する、そのような姿勢で私は臨んでまいりたいと思っております。

現在のところ、補修部品につきまして三〇一条の調査の開始ということを決定されただけでありますから、具体的な影響を生じているわけではございませんが、もし一方的な措置が講じられますな

らば、当然のことながらWTOの紛争処理メカニズムの活用を含めて、我が国としてはあらゆる対抗措置をとる権利を留保しているということも、その姿勢を変えておるつもりはございません。○遠藤(乙)委員 いろいろ議論はありますが、できる限りこの新しいWTO協定の精神に沿った協議に日米間で今後切りかえていくということに、ぜひこれから御努力をいただきたいと思っております。

続いて、労働大臣にお聞きをしたいと思います。先ほどからも、産業空洞化の問題、議論をされておりました。通産大臣からも詳細なお答えがあったものと理解をしておりますが、端的にこの産業空洞化、特に雇用との関係が最も心配をされるところでございます。

そこで、労働大臣にお聞きしたいことは、この産業空洞化の現状、動向、これの雇用に対する影響ですね、及びそれに対する対策、どのように考えておられるか、お答えをいただきたいと思っております。

○浜本内閣大臣 お答えをいたします。今後の国際化の進展、技術革新、規制緩和等により、大きな構造変化が見込まれております。西暦二〇〇〇年ごろまでの産業、雇用の姿や、それに基づく政策の方向性につきまして、労働省いたしましたしは、学識経験者から成ります雇用政策研究会に検討を依頼いたしました。そして、ことしの六月に「中期雇用ビジョン」というのができまして、お示しをいたしたわけでございます。

それによりまして、規制緩和などの構造改革等が行われることを前提にいたしました場合、今後二〇〇〇年に向けて、製造業においては生産拠点の海外移転や生産性の向上により、ある程度雇用が減少するものと見込まれております。一方、サービス業や情報・通信、住宅、医療・福祉の分野では大幅な雇用需要の増加が見込まれております。

ただ、このような産業構造の変化のもとで、産業間の労働移動を余儀なくされるケースが多くなっていくと存じます。今後は、こうした労働移

動に伴う社会的痛みをできるだけ小さくするため、俗に言う失業なき労働移動ということを支援してまいりたいと思っております。特に今後この点に重点を置いた政策を展開していきたいと思っております。

○遠藤(乙)委員 先ほど定性的と定量的という議論があったわけでございますが、今の御回答は大変定性的な御説明でございました。それはそれとして理解をするわけなんです、ただ私は、この雇用問題はそんな、そんなと云っては失礼なんですけれども、定性的な議論をして済む段階ではないのではないか、もっと深刻な、差し迫った危機が、雇用問題があるのではないかと、そういう認識を持っておるわけでございます。

ことしの三月もアメリカのデトロイトにおきまして雇用サミットが初めて開かれたわけでございまして、世界全体として継続的に失業率が高まる、ずっと一貫して高まってきておりました、これからの世界全体、日本も例外なく雇用問題が大変深刻な課題であることはもう明らかでございます。

特に我が国の場合、今までは高度成長を続けてきました。確かに日本の失業率が国際的に見て著しく低いことは事実でありまして、従来一、二%、現在でも三%であって、これは国際的には大変低い数字でございますけれども、なぜ日本が低いのかという議論はいろいろあつて、例えば日本の雇用慣行、終身雇用制とか、あるいは何と云うのですか、年功序列賃金とか、企業別労働組合の存在みたいなものがあつて、労使ともに雇用の確保に意を用いているということ、これは非常に大きな要素かと思ひますが、それ以上に、やはり日本の戦後の経済成長が非常に著しくダイナミックなものであつた、非常に高い成長率があつたということがその一番の前提にあつてこういう雇用慣行を維持し得たのだらうと私は思つておりました、決して雇用慣行だけで今後ともこれが続くとはむしろ考えられないという認識に立つべきではないかと思ひます。

特に第一次石油ショック直前までは、実質平均で一〇%台の成長をしました。それから石油ショックが回復後四、五%台の成長をしてきたわけでございます。この範囲であれば日本の雇用慣行で十分対応できた、高い、ほとんど完全雇用に近い状況が維持できたわけですが、ブル経済崩壊後、実質ゼロ成長になつておるわけですね。しかも、今後景気が回復するとしても、せいぜい一、二%台の成長率しか見込めないというの一般的な見方でございまして、これはこういう基本的な条件が大きく変わったわけですから、当然ですが、これは雇用に急速な大きな影響をもたらすことは明らかであると思ひます。

特に、失業圧力を考えてみますと、まずそもそも労働人口自体は着実にふえていきます。それに加えて生産性も上がつていくわけですね。さらに、それに加えて円高とか、あるいは国際競争にさらされる、よつて、輸入品によつて雇用機会が失われるという面がある。さらに、今申し上げましたいわゆる空洞化ですね、生産拠点が海外に移転する、こういった要素を加えますと、それに加えて成長率が非常に低いということを前提としますと、これは今までは戦後日本が経験しなかつたような非常に危機的な失業率になるんじゃないかというふうに私は大変危惧を持つておるわけでございまして、そういった点からぜひ定量的な予測といたしますか、シナリオでいいんです、決してそのとおりになるということじゃなくて、こういう場合、この程度のときにはこうするといったような幾つかのシナリオを定量的に想定して対策をするという考え方がぜひとも必要ではないかと思ひます。考えておるわけですね。

そういう意味で、もう一度お伺いをしたいんですが、今度は定量的に、当面、例えば今後数年、二〇〇〇年ぐらいまでの間にいろんな日本の経済を取り巻く経済状況を勘案したときに、失業率の動向がどうなるか、あるいはまた逆の言い方として、完全雇用を維持していくためには何%程度の経済成長が必要なのか、こういった点

につきまして労働大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○浜本國務大臣 今先生から御指摘のことも十分考えられるわけなんですが、経済成長率と失業者数の関係について一般的に論ずることは非常に困難であるというふうに思っております。

ちなみに、本年六月に雇用政策研究会が取りまとめた「中期雇用ビジョン」では、規制緩和などの構造改革や社会資本の整備等が行われることを前提とした場合、二〇〇〇年の労働力需給は総体としては均衡がとれる、こういう形での一定の定量的な示唆はいただいておりますが、それが今申し上げてもなかなか問題があるのではないかとこのように思っております。

ただ、率直に申し上げます、この提言によりまして、三％程度ではほぼ均衡するのではないかと、こういうふうにお聞きされておられるわけではございません。○遠藤(乙)委員 今労働大臣の方から、これはまだ正式なものではないというふうに理解をしますが、三％程度の成長があれば雇用が、失業者をふやさずに済むという一つの御回答がありました。この点は評価をしたいと思っております。

今度は、じゃこの現実の日本経済はどうなるのかという点ですが、これは今度経済企画庁長官にお聞きをしたいわけですが、日本の経済構造が大きく今変わってきておられて、国内的、国際的にも従来型のパターンの成長というのは期待できないわけではございません、これからの日本の成長率、特に中期的な成長見通しはどうなるかという点は、もうだれもこれは大変強い関心を持って見ているわけではございません、ぜひともこの点につきまして、中期の経済成長率見通しにつきまして、これはもちろん公式なものじゃなくいいわけなんです、経済企画庁として、検討段階のものであっても結構なんです、ぜひお示しいただければと思っております。

○高村國務大臣 現行経済計画では、平成四年度から平成八年度でありますけれども、三・五％と

いうことを見込んだわけでありまして。ただ、先生御指摘のように、平成四年も平成五年も、そして今年度前半もそれにかけて離れた低い成長率であることは事実でございます。

今景気が回復の方向に向かいつつある、こういうことでありますから、適切な経済運営をして、せめて残りの期間ぐらひはその見込みどおりの成長をさせたい、こう考えているわけでありまして、先生の御質問はむしろ二〇〇〇年にかけてどうかということかとも思いますが、現在政府として、二〇〇〇年までの責任ある数字をはじいておりません。

○遠藤(乙)委員 確かに、大変不確実性の高い状況でございますので、定量的なことを責任持たせて言えることは難しいことはよく理解をできるわけではございません。

ただ、先ほど定性と定量と随分議論がありましたけれども、政策、特に経済政策の場合には定量的な視点がないとほとんど意味をなさないと私は思っております、特に当面の日本経済の問題を考えると、ぜひこういう定量的な点、これは必ずしも、それが外れたからといって後で別に追及するわけではないわけですから、いろんな条件を変えながら、シナリオとしてケースA、ケースB、ケースCとか、そういうものをしっかりと持って、この場合にはこういう対応をするという政策的な対応を示しておくことが、やはり国民に對しても責任ある政府の態度じゃないかと思うわけではございません、ぜひともそういう方向で今後検討をするようお願いをしたいと思います。

そこで、現在のこの「生活大國五か年計画」、大分前提が狂ってしまっていて、ほとんど計画としての意味をなさなくなってしまったわけではございますが、これは確かにバブルの生成と崩壊という、ほとんどの人が外れたわけですから経企庁だけ責めるわけにはいきませんけれども、やはりこういう大きな構造変化があったわけではございませんから、やはりこの生活大國計画は、これを本

当に見直して新たな計画を、現実的な計画をつくること、これが今後の経済運営の上からも、また景気対策の一環としても重要ではないかと思うわけではございません、この点、新たな経済計画をつくる用意があるかどうか、あるいはこの作業をしているかどうか、この点につきまして経企庁長官のお答えをいただきたいと思います。

○高村國務大臣 確かに、バブルの崩壊等によって現在の経済計画をつくったときと経済の姿が変わってきてしまっているという点はあるわけでありまして、そういうことで、政府の中にも経済計画を見直すべきだという有力な意見もあるわけではあります。

私といたしましては、検討すべき課題である、こういうふうにお聞きしておりますが、今経済審議会の中で四つの委員会を設けて、そしてその検討結果が、三つについてことしじゅうに、年明け早々に一つについて出る、こういう状況でありますので、その結果を見て私としても判断して、見直すかどうかについての総理の指示を仰ぎたい、こういうふうにお聞きしております。

○遠藤(乙)委員 私としては、ぜひ新たな計画作成に向けてひとつ御尽力いただきたいということ、この場で要望をしておきたいと思っております。

ちよっと時間も限られてきましたので、最後に通産大臣にまたお聞きをしたいと思います、最後に非常に日本経済を取り巻く内外の環境、大きく変わりました。国内的にも成熟化が言われ、今までリーディングインダストリーが構造不況業種に転換をしていく、将来の展望もなくなっているという面もあるわけですし、また国際的にも、今まで日本が先端を切っておりましたが、多くのアジアの諸国が逆に日本に追いつくために激しい競争を展開しておる、こういった我が国を取り巻く内外の経済環境、大きく変化をしております。そこで、これからの我が国としての国際分業のあり方、さらに、それに対応する産業政策をどう考えていくか。特に、国際的な分業のあり方、通商政策とそれから産業政策もほぼ表裏一体と私は

思っております、ぜひそれを一体化した戦略が必要ではないかと強く私は思っております。

従来、戦後の我が国の場合には、産業政策、非常に成功したと国際的に評価をされております。端的に言って恐らく、こういういわゆるキャッチアップ型の経済体制ですね、我が国がいればその創始者ということになるわけではございません、それこそ産業政策としては特に生産性基準というものが、それから所得弾力性基準といいますが、生産性がどんどん高まる、技術革新がどんどん高まる分野、さらに世界市場における需要が伸びる分野、こういった基準から産業を特定をして、それを政府としても支援をしていった、官民挙げて努力したということが、いわばキャッチアップ型の日本のやり方を成功させた要因であると端的に思っております、特にアジアの諸国がみんなこれを学びつつあって、特に技術の革新とその移転が非常に速いスピードで起こるようになってきたこともあって、国際分業のあり方が非常に難しくなってきたと思っております。

我が国の場合にも、キャッチアップ型からパイオニア型への転換ということがよく言われておりますが、こういった内外の経済環境の大きな変化を踏まえて、我が国としての今後の国際分業のあり方あるいは通商政策と産業政策をどのように考えていくのか、基本的な点で恐縮ですが、通産大臣の御見解をお願い申し上げます。

○橋本國務大臣 どういうふうにお聞きすれば一番いいのか、大変難しいお尋ねでありますけれども、例えば日本とアジアを中心とした諸外国というものを一つとらえてみまして、ここでその国際分業というものを考えてみたいと思っております。

これは、我が国経済の効率化、また国際的に調和のとれた産業構造の転換に資するという点とともに、アジアの諸国にとりまして、経済成長に對する寄与などを通じて世界経済の拡大均衡の実現に資するものというふうな思いをいたします。

また同時に、こうした分業化を進めなければ、世界経済の拡大均衡に悪影響を及ぼすだけではなく、今度は途上国との間に摩擦を発生させる、そして日本が孤立しかねない、そんなおそれさえ出てくると思います。

ですから、こうしたことを考えましたとき、これは通産省としての立場からでありますけれども、活力を持ち、創造性にあふれた我が国の経済社会というものを構築していくとするならば、やはり内需の拡大というのをまず一つの視点に置き、規制緩和の推進あるいは内外価格差の是正、産業構造の高度化、よく言われる言葉ばかりでありますけれども、これをその三つとも、いわば三位一体のような形で組み合わせて進めていくことが何よりも肝要ではなからうかと思われまします。

そして、そういう中で、日本がどうした分野にこれからの産業を誘導していくかということになりますと、一つはやはり知識、技術集約的な分野へ特化を図っていくこと、同時に国民生活をより豊かなものにしていく分野に特化していくこと、こうした二つの方向が挙げられるかと思われまします。

これは一つの例で申し上げますなら、産糧審答申の中に挙げております十二分野のうち、知識あるいは技術集約的な分野として、情報・通信といった分野が挙げられるかと思われまします。また、国民生活をより豊かなものにしていくという視点で育成していくべき分野として、住宅関連あるいは医療・社会福祉関連といった分野が挙げられるかと思われまします。

いずれにいたしましても、我々は、やはり分業というものを進めていきます中で、一方では知識、技術集約的な分野への特化を図ること、同時に国民生活をより豊かな方向に導いていくための分野に誘導をしていく必要性があるか、そのように考えております。

○遠藤(乙)委員 時間がないので余り議論できないのですが、私の個人の意見として、大変技術革新が起ころ、また特に移転が非常にすごいスピードで起こっております、特に、アジア諸国の学

習能力は従来よりはるかに高いということが特に問題を非常に複雑にしているのじゃないかと思っております。私自身としては、よく言われている雁行的な分業ですね、ガンがちょうど順序よく少しずつ飛んでいくように、急速に技術革新が起ころ、また移転が起ころる状況では、そういう雁行形態の分業を国際的にうまく配置をしていくことが一つのかぎになるのだからというふうにご考えておられます、そのためには、ある程度産業政策も、国内的な産業政策だけじゃなくて、国際的な枠組みで産業政策を考へるといった視点も大変大事じゃないかと思っております、APEC等の場でそういう問題提起をぜひやっていただければと思っております。

最後に一つだけ、そういう長期的な、二十一世紀を目指しての我が国の経済戦略、大変重要でございますが、とともに、当面のこの円高不況、中小企業大変厳しい今苦痛を強いられておられます、こういった短期的な救済策も大変重要なわけでございます。従来不況に加えて、今の円高あるいは産業空洞化によるし寄せが今般しく中小企業に波及しておられるわけにつきまして、特に抜本的な解決策にはなりませんけれども、債務負担の軽減等のそういった施策をさらに追加的に必要があると私は強く訴えたいと思っております、この点につきましましては通産大臣の御決意をお述べいただければと思っております。

○橋本国務大臣 去る九月時点におきまして通産省が実施した調査を見ても、過去一年間に親企業からの受注がなくなった、あるいは減少したと回答された下請企業が七七%を占めております。そのうちの二七%は、その理由として、親企業が海外に展開したことを挙げております。こうしたことを考えますとき、委員の御指摘は私は真剣に受けとめ、同時に、この調査の中からも出てまいりました、より積極的に新たな分野に展開する、あるいは新しい製品を開発しようという意欲を大切に、できる限りの努力をしてまいりたい、そのように考えておりますので、委員各

位のお力添えをぜひよろしくお願いをいたしました。また、国内支持水準についても、基準年次から二〇%の削減というような農業協定の内容になっております。これについては、実は基準年次からの二〇%は既に我が国は達成しておるといふ点で、我々はこれについては懸念をいたしません、やはり価格政策の運用についていろいろな制約面もあるかと思っております。

○藤田委員 なるべく、時間が限られておりますので短くお願いいたします。大変長い御丁寧な御答弁をいただきましたけれども、大臣は、決して影響はないとおっしゃっております。今回の国内対策をとったとしても、正確に言いますと、今回の国内対策によって、日本農業により深刻な影響が出てくるわけでありま

その問題に入る前に、私は、これまでの政府の国内対策導入時の発言について振り返ってみたいと思っております。皆さんも御記憶に新しいと思われましても、牛肉・オレンジの自由化のときに、日本共産党は、政府の国内対策をとったとしても畜産農家を壊滅に追い込むものだとして反対をいたしました。これに対して政府は、どういふ対応をしたかという点で、当時の農林水産省谷倉産局長は、私が質問したのに対して、輸入枠撤廃後の国境措置や国内対策で懸念が縮小ないし払拭されると述べたわけでありましても、その点は、確認だけですが、間違いありません。

この関税化につきましても、その段階で、極力影響を回避しなければならぬということで、御案内のとおり、その内外価格差を前提とした相当高い関税相当量を設定したわけでございます。特に乳製品とかあるいは生糸、麦等々につきましましては、国家貿易がこれに介入してその影響を回避する、そういう措置をとったところでございまして、中長期的に見ますと、やはり国際市場の影響は国内農産物市場にも影響を及ぼしてきます。特に為替相場の変動等によって影響を受けるものもござい

○大河原国務大臣 私も、過去の速記録を読みまして、そのような発言があったことは承知しております。

○藤田委員 しかし、牛肉・オレンジの自由化による影響は、国内対策で懸念が縮小ないし払拭されるなどというようなものではなく、まさにすさまじいものであります。

私は、きょうここに、この「牛肉輸入自由化の影響と今後の課題」、農林中金の総合研究所が出してありますレポートを持ってありますけれども、これを見ましたら、七八年には四十二万二千戸あった肉牛飼養農家は、八八年から自由化三年目の九三年までの五年間で六万一千戸も減少し、それまでの離農を入れると、自由化後の九三年には七八年のちょうど半分の十九万九千戸にまで減少している、こういうことが示されています。

さらに、枝肉市況の牛肉輸入自由化による下落によって、乳雄牛の肥育経営では、一頭当たりの利益は、輸入自由化初年度である九一年から四万一千円の赤字に転落し、九二年にはさらに赤字幅が増大し、農家所得も大幅に低下して、九二年の所得では、百頭規模であっても家族労働報酬は一年間で三十万円、一月月ではわずかに二万五千円という水準に落ち込んでおります。私は、もうその数字が信じられなくて何度も読み返し読み返して、こんなに深刻なことになっているのかと改めて思いましたけれども、さらに和牛の肥育農家にも影響が拡大しています。酪農家にしても、輸入自由化による子牛価格の暴落で深刻な打撃を与えていることは言うまでもありません。

そしてレポートは、牛肉自由化の評価を行っておりまして、こう言っているのです。「大多数の小規模農家を中心に肉牛等畜産経営からの脱落・離農が急速に進んだ」「一方、規模拡大が進み、しかも輸入品との競争上ゴールのない規模拡大にともなう経営リスクや環境問題が内在化している」と評価をしているわけでありまして。私は、稚内など、ことしも参りましたけれども、もう数年したらこれで村が消える、何人もの人からそういう

訴えを受けました。

ミカンについてもそうです。国内対策の中心になった五百四十億円を費やした圃地再編整備対策について、日圃連の役員から、ミカン農業再生の切り札になり得なかったと言わざるを得ない、果汁の自由化でこんなに早く深刻な影響が出るのは予想できなかった、そういう声が出されているわけでありまして。結局、農産物の輸入自由化は、例えて言えば大型台風のようなものでありまして、その対策として多少トタンの屋根を補強するような国内措置をとったとしても、とてもかなうものはありません。

それは、自民党の牛肉・オレンジ輸入自由化日米交渉の当時の責任者の一人であった江藤隆美議員が、昨年の十月五日の衆議院予算委員会、「私は抜かしたと思うことがある。」江藤さん、そうおっしゃるのです。「私は抜かしたと思うことがある。それは、牛肉・オレンジの自由化、十年やった。外務大臣も一緒にやってきた。今にして思うと、関税化というものがいかに怖いものであるかということは今つくづく私は反省をする。」江藤さんはそういうふうにおっしゃって、結局ここでも十分裏づけをされているわけでありまして。大臣、こういうふうな歴史的な経緯を踏まえても、国内対策で自由化の影響を回避できるというふうにお考えなんでしょうか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。先ほどの経緯を述べ、時間がないというおしかりをちょうだいいたしました。関税化の場合においても、今回の関税化は、その内外価格差を前提とした高い関税率と申しますか、関税相当額を設定しておりまして、急速な急激な短期間の実施期間中の影響は避けられる、それが前提で関税化にやむを得ず踏み切ったということでございます。

しかも、中長期から見れば影響があるというところで、何と申しますか、がっちりした農業構造を確立して、それによって中長期的展望に立った見通しを立て、その関税化の影響を、そして新しい

農業の展望を切り開く、そういう措置をとったわけでございます。牛肉の自由化、オレンジの自由化等については、肉用子牛の価格補給金制度なり、あるいは肥育農家の経営安定措置等を取りましたが、そういう総合的な展望を持って行なわなければならないことは否定できませんけれども、このたびはそのような経験にかながみまして、関税化そのものの、あるいはそれに対応する中長期の農業構造の確立という措置をとったところでございます。

○藤田委員 結局は、圧倒的多数を占めるこの零細中小農民に対して、逆にそれは切り捨てるといって性格を多分に、多分にとりよりも、そういう性格を持つものなんです。非常に大きな期待を、その六兆百億という額面というも持たせるわけです。大したもんだという受けとめ方もあるわけですが、しかし実際に本質的に言えば、大臣が今いみじくもおっしゃったように、そういうがちりとした農業構造で展望を切り開くということで、零細中小農民の切り捨てを進めるということになるわけでありまして。

金額面でも、六兆百億といいますが、この中には、使われるかどうかかわからない融資事業七千七百億円が入っております。それを除いたあとは、事業費ベースです。この中には農民負担だとか地方自治体負担だとかも含まれています。実際の国の負担分は、だから単純に計算すると半分の二兆六千二百億円、それも六年分ですから、単年度に直すと四千三百六十七億円、与党がどんなふうにおっしゃると、しかも大蔵省の主計局次長も、スクラップアンドビルドが基本であることに変わりはないというふうに言っているわけでありまして。

既存の予算が削減されるとすれば、国内対策はもう文字どおり雲散霧消してしまうわけでありまして、現に二十一日の当委員会でも、総理は、今までの農林予算に六兆百億円を上乗せするのはなくというふうにご答えなされたし、また大蔵大臣も、別枠とは言えないと答えておられるわけ

す。私は、こんないいかげんな国内対策予算はないというふうには思うわけですが、この点はいかがですか。

○大河原国務大臣 お言葉でございますが、前段の零細経営を切り捨てという言葉でございますけれども、私どもはやはり前向きに、あるいは経営感覚のすぐれた経営体を育成する、これは二年前の新政策でも明らかにしたところでございまして、そのような経営体をつくり上げることによって農業構造の改善を進めたい、さようございまして、零細農家切り捨てではなくて、結果において、その方々は他に部門を求めていただく。非常に二頭経営、三頭経営では、和牛の場合でもなかなかその持続的な安定成長は困難であるというふうなことから、それぞれの経営目標を定めてやっていただくというところでございます。

さて、今の予算のお話でございますが、この前も私もお答え申し上げておるわけでございますけれども、今回の六兆百億の予算は、この対策のための六年間の新しい事業であります。これを六年間で実施いたします。この事業を実施いたしますということが政府・与党の決定でございます。したがって、六年間の事業でございまして、一年一年の事業分については、どれを加速させるかとか、どの点を事業の柱に、どういう経費をつけるかは、毎年の子算編成で決められるわけでございます。

なお、従来予算の農林関係予算に悪影響を及ぼすことがないようにということでございまして、まさにこの新しい事業は必ずやる、しかし、その事業を行うためにその財源を従来予算の殊さらな削減とか抑制、そういうことによつて達成することとは避けなければならぬという点を明確にしたところでございまして、我々としてはそれによる財源措置の確保に努めたい、さように思っております。

○藤田委員 大臣は実質的な別枠扱いに大変こだわりの姿勢を強調されるわけでありまして、首相も大蔵大臣も既存予算への厳しい査定を示唆する答弁をされているわけでありまして、私が

これにもしこだわつたら、その総理との食い違いを大いに言いたいわけでありませんが、きょうはその肝心の方もいらっしやいませんで、それは本当に大きな食い違いがあるんだということだけ申し上げておきますが、大臣は、今大変なことをおっしゃいました。

新政策に示された十ヘクタールから二十ヘクタールもの大規模農家を中心とした農業生産体制に集中した対策を一気に推し進めようとする、それで展望を開いていくんだというふうにおっしゃっているわけです。結局、牛肉・オレンジの輸入自由化のときと同じように、競争にとも勝てない中小零細農家の離農はどんどん進んでいくことになりま。

他に部門を求めていただく、大臣は今そういう御発言をされましたが、結局そうなる、国内で売られている米の九二%が五ヘクタール未満の稲作農家がつくっているこの現実ですね、この現実を前にして大臣はそういうふうにおっしゃるわけですね。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、新政策の示す経営展望では、組織経営体と申しまして、単に個別経営なりだけではなくて、農業生産法人あるいはその集落単位の兼業の農家、あるいは高齢農家、零細農家等について、作業の受委託とか全面受委託ということで組織体をつくって、それによって生産性を高めるわけでございます。それは地域の合意によってやるわけでございます。おっしゃるような切り捨てというふうなことは考えておりません。

○藤田委員 私は、新政策の議論のときにこういう議論を随分いたしました。作業の受委託などというふうなものじゃとてもない、実態はそういうふうな絵にかいたようにならないわけです。結局切り捨てられる。酪農だつて畜産農家だつて、結局中小零細農家は切り捨てられて、そしてそれこそ作業の受委託というよりか失業した状態で、北海道でもたくさんおられますよ。全く無責任な答弁と言わなければなりません。そして、そのことが

今回の国内対策の性格を美によく物語っていると考えるわけがあります。

次に、減反の問題についてお伺いいたします。今回のマラケシュ協定受け入れによって、米のミニマムアクセスの輸入は、先ほどからも御説明ありましたが、日本の米の生産量の四%から八%、数量にすれば約四十万トンから八十万トン、生産面積からすると八万ヘクタールから十六万ヘクタール、最終年には現在の減反面積の二七%に及ぶ大規模な米の輸入がなされるわけでありま。

これに対して、昨年の閣議了解事項では、「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」としてあるわけですが、これは、ミニマムアクセスによって米の国内需給が大幅に崩れたとしても転作の強化は行わないということを含むのです。その点はいかがですか。

○大河原国務大臣 お話しのとおりでございます。国内の需給関係、すなわち豊凶等に基づく需給関係あるいは消費の動向、そういうものを見ての転作の上乗せ、これは従来過去二十年以上の生産調整においても行われたところでございます。ミニマムアクセスの数量、これを理由とした供給増を理由とした転作面積の増加は行わないということでございます。

○藤田委員 ミニマムアクセス米については内外無差別が原則ですね。ですから、仮に二百万トンの備蓄として、日本で生産された米のうち二〇%が備蓄に回されるとすれば、ミニマムアクセス米についても備蓄に回せる量はそれを大きく超えることはできないはずであります。また、農政審議会では、「原則として、主食用及び加工用に売却する」というふうにおっしゃるが、それは違ひはないですか。

○大河原国務大臣 御質問の趣旨がよく、私申しわけないのですが受け取りにくいのですが、まあミニマムアクセス米も、お話しのようにガット三条の内外無差別原則がございすから、殊さらそれを、国内産米と異なった、えさにするとか、あるいは備蓄でくぎづけにするとかいうことは許

されなわけでございますが、やはり需給調整の一環としての備蓄制度の中にはそれを織り込んでいく、そして、全体の国内の需給関係に調整のつれた形で持つていくということは考えておるわけでございます。

○藤田委員 私はこれは、そんな大臣がおっしゃるような甘い話にはならないというふうにおっしゃる。大臣が今おっしゃったように、そういうふうな国内産とのバランス、内外無差別の原則に基づいてミニマムアクセス米も一定数量の備蓄というふうに限定されるならば、そういうふうになるならば、最低でも八割に当たるミニマムアクセス米が、つまり主食用ないし加工用に参入していく、備蓄をどけたあとの分は参入していくことになるわけでありま。

その数量は最大で六十四万トンですか、そういうことになるわけでありま。それから、他方、それに伴う減反の強化は行わないとすると、国内需給は大幅に崩れて、自主流通米価格を大きく引き下げるということになりはしませんか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、今藤田委員が御指摘の、ミニマムアクセスとして受け入れた輸入米について、八割は流通に回し二割を備蓄に回すなどという原則は一切ございせん。これは、そのときの情勢によって、備蓄に積むか、あるいは主食用なり加工用に出すということでございます。

○藤田委員 そのときの情勢にはよるけれども、大臣がお認めになった内外無差別の原則ということに基づいて処理をしていくということになれば、結局はミニマムアクセス米を備蓄に回すというその量というの、国内産が備蓄に回される量との率では無差別の原則というふうになつていくのではないかと、ミニマムアクセス米が大きく市場に流れていって、自主流通米の価格を大きく引き下げることにしないかということをおっしゃるわけでありま。

○大河原国務大臣 繰り返して申し上げて恐縮で

ございますが、内外無差別原則といつても、それは何も一定の比率を必ず確保する、備蓄米の市場流通について、というふうなことはございせん。国内産米も備蓄に回つておる、ミニマムアクセス米も備蓄として充当されることもある、そういうことでございまして、一定割合とかその他についての拘束はないものと思つております。

○藤田委員 でも、もしミニマムアクセス米を政府が抱え込むというふうな状態が出てくれば、これはアメリカなどからの、つまり輸入をしていくアメリカなどから、輸入米を市場から遮断しているということ、WTOに提訴する圧力、提訴するぞ、そういう圧力がかかってくるでしょう。また、大蔵省の方からは、米の保管経費がかかるからと放出の圧力がかかってくるでしょう。だから、百歩譲つて、農水省が、そういう圧力があつたとしても、ミニマムアクセス米を抱え込んでいくということになつていったとしても、そういうふうにしていったとしても、自主流通米市場にとってはそれらの輸入米の大きな在庫が、これはそこにくさんの在庫がある以上価格引き下げの要因に働くことは、これは米に限らず、あらゆる市場で価格が形成される際の共通する現象じゃありませんか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。備蓄については、しばしば申し上げているように、過去の不作等の経緯から見て、百五十万トンを基準として一定の幅を持つて運営するということがございまして、備蓄米の大宗は国内産米でございます。したがって、備蓄という在庫自体が需給関係に対する一つの圧力になるというのはいくつかございまして、ミニマムアクセス米だけがそのようなものではないというふうにおっしゃるかと、ミニマムアクセス米といふのはどこへ行くのですか。主食用ないし加工用に参入してくるといふことになるわけでしょう。しかも、ほとんど丸ごと四十万トンから八十万トン市場に参入してくるといふことになれば、それはそれとして自主流通米の

価格を、国内需給が大幅に崩されて下がって行くということになりはしませんかということをおっしゃるわけですか。

○大河原国務大臣 備蓄というこの在庫、これについての運営は、市場における自主流通米その他の価格形成を見ながら計画的に市場に対して、これは国産米も同様でございます。同じような考え方で出すわけでございます。したがって、ミニマムアクセス米だけを殊さら取り上げてということについては我々は考えてないわけでございます。

○藤田委員 大臣の口から、ミニマムアクセス米があるから、だから自主流通米価格の引き下げに大きく作用するというふうに言われる方が無理だと私も思いますよ。そんなこと、大臣の口から言ったら物すごく大きな矛盾になりますからね。でも、私は今の大臣の御発言を聞いていても、やはりそういう自主流通米価格の引き下げに大きく作用するものなのだというふうに関心取らざるを得ませんし、また、実際にはそういうことになると思います。

自主流通米価格の低下がもちろん中小零細農民の離農を加速度的に推進することは、先ほど見た牛肉の自由化による深刻な影響を見ても明らかであります。しかも、それは畜産とは比較にならないぐらい、国土の荒廃や農村地域社会の崩壊に直接結びつくものであります。そして、それは政府がどんなに国内対策を行ったとしても防ぎ切れるものではありません。

今まさに、北海道は、規模拡大をすれば難儀を乗り越えられる、そういうことで、政府からむちたたかれるように、果てしない輸入肉との競争上のゴールのない規模拡大をしながらみずからの経営困難を乗り越えようとする、しかし、そのために経営上のリスク、また環境上のリスクをしょって、もうやっつけられないという状態があるわけでありませぬけれども、しかし、米にもそれが拡大する。こういうふうな悪夢を防ぐ最大の対策は、私は、やっぱり協定の批准を行わないことだ、そ

ういうふうにご考慮のわけでありませぬ。最後に、農水大臣と外務大臣の御見解を求めて私の質問を終わります。

○大河原国務大臣 藤田委員の御主張なり御見解と、私どもは見解を異にするものでございます。○河野国務大臣 議員からいろいろと農業問題について御指摘がございました。私どもも、かねてからこのウルグアイ・ラウンドの交渉が日本の農業に影響を与えるということについて懸念を持っているということとは、我々も申し上げているところでございます。したがって、その懸念を払拭するために、政府・与党は真剣な討議をして、その対策をつくり上げていくわけでございます。

他方、本協定は、繰り返し申し上げることで恐縮でございますが、世界貿易を拡大する、あるいは世界貿易の公正なルールをつくる、新たなルールをつくる、そういう観点に基づきまして、長い間、百二十を超える国と地域が話し合って合意をしたものでございます。

私どもとしては、この協定を御承認をいただきまして明年一月一日からスタートすることが、我が国にとってもトータルに考えて大きな利益があるものと確信をし、皆様方に御承認をお願いをしているところでございます。

○藤田委員 これ終わりますが、多くの国民は、やっぱり食べたい日本のお米、ことしの緊急輸入自由米を前にしてその思いを一層強くいたしました。私は、政治というのは、そういう国民の願いにこたえていく、それが政治だと思っております。もし自国の国民の願いにこたえられないようなものを押しつけられるとすれば、それは主権の侵害と言わなければならないわけですね。私は、主権侵害を絶対に許さない、米を守るために、協定を再協議し、この協定は受け入れはならないということをお申し上げて、質問を終わります。

○佐藤委員長 藤田さんの質疑はこれで終了いたしました。次回は、明二十五日金曜日午前十時理事会、午

前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時三十分散会